

むつ市
こども計画（案）

青森県 むつ市

令和8年9月

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 本市の現況	4
1. 人口動態	4
2. 少子化の動向	10
3. 保育環境・教育環境の状況	13
4. こども・若者や子育て世帯を取り巻く状況	16
5. アンケート調査からみる本市の現状	21
6. 現状からみられる本市が抱える課題	79
第3章 計画の基本理念と体系	81
1. 基本理念	81
2. 基本目標	82
3. 成果指標の設定	83
4. 計画の体系	86
第4章 施策の展開	87
基本目標Ⅰ 安心してこどもを産み、子育てできるやさしいまちづくりのために	87
基本目標Ⅱ こどもが健やかに学び、自分らしく成長できるように	94
基本目標Ⅲ 若者が自分らしく、いきいきと活躍できるまちづくりのために	102
基本目標Ⅳ すべてのこどもへのきめ細かな取組の推進のために	107
基本目標Ⅴ こどもの権利を保障することも施策の実施のために	113
こども・子育て支援事業債活用事業	116
第5章 計画の推進	117
1. 各関係機関の役割	117
2. 推進体制	117
3. 進捗管理・評価	117
4. 広報・周知	117
資料編	118

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、未婚化・非婚化、晩婚化・晩産化等を背景に少子化が進行し、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。また、核家族化や共働き世帯が増える中で子育て世帯の負担は増加し、こどもの貧困、児童虐待、不登校やひきこもり、ヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く問題は、複雑化、深刻化しています。

このような現状を踏まえて、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり制定され、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会をめざすという政府の方針が明確に示されました。

また、同法に基づき、令和5年12月にはこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策に関する基本的な方針等が示されました。

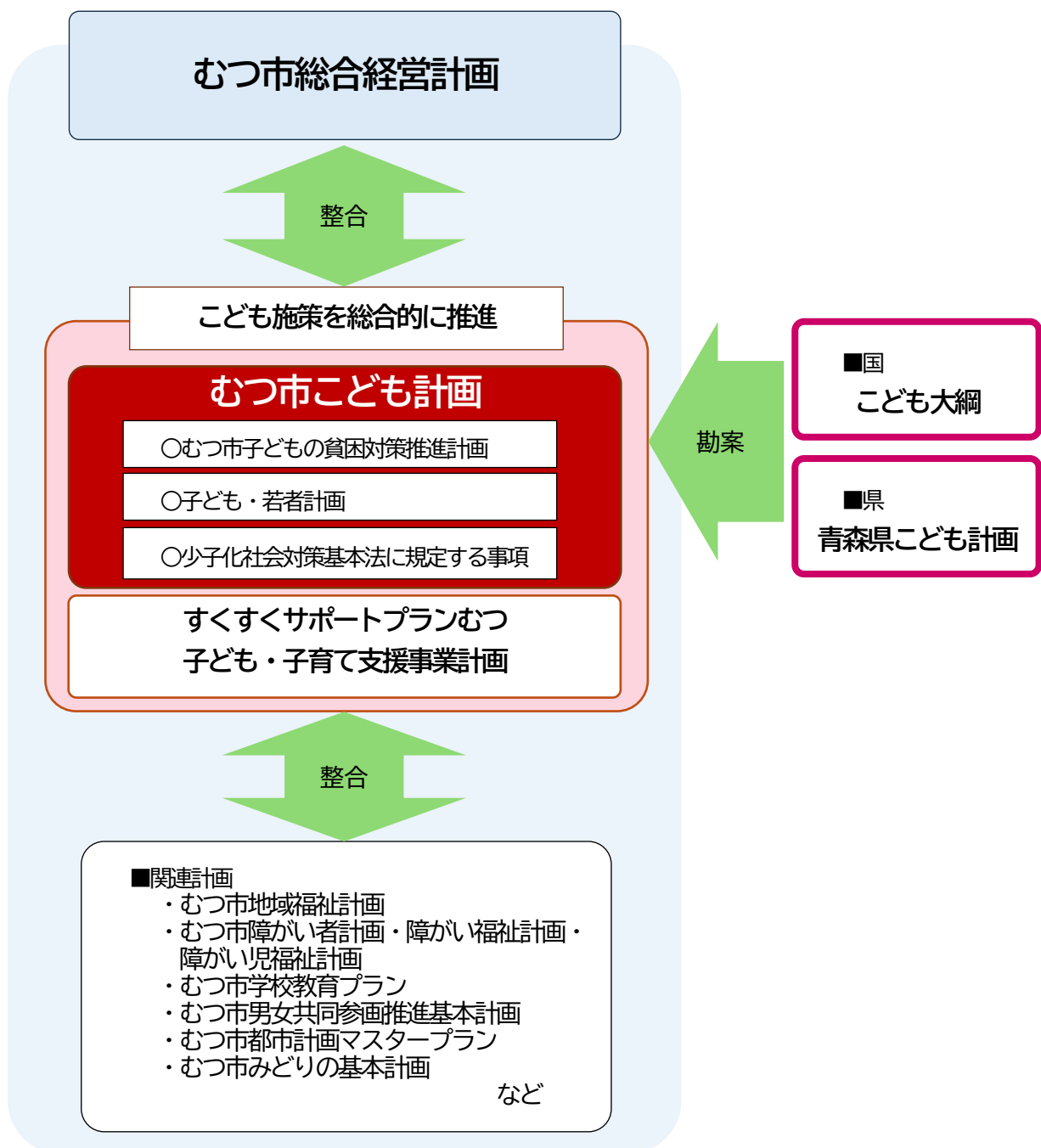
むつ市（以下、「本市」という。）では、これまで、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「第1期子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）」を策定し、5年ごとに必要な見直しを行いながら、令和7年3月に「第3期子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）」を策定し、安心してこどもを産み育てられる取組を推進し、こどもが健やかに成長できる社会をめざしてきました。

このような中、近年のこどもを取り巻く環境の変化や、国や青森県のこども施策の動向等を踏まえ、すべてのこども・若者の権利が守られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せに生活できるようにするため、本市におけるこども施策を総合的かつ計画的に推進する「むつ市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

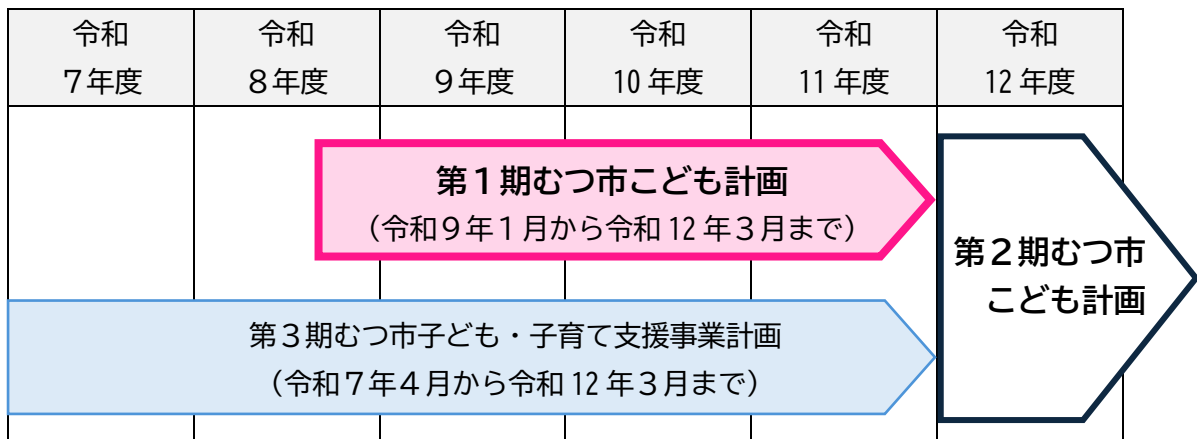
本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村におけるこどもの貧困対策についての計画」、少子化社会対策基本法第4条を踏まえた「少子化に対処するための施策」の内容を含むこども施策に関する総合的な計画として位置付けられます。

本計画の策定にあたっては、国の「こども大綱」及び「青森県こども計画」を勘案し、本市におけるまちづくりの最上位計画である「むつ市総合経営計画」及び関連する各分野の個別計画等との整合を図り、策定します。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和9年1月から令和12年3月までの3年3か月間とします。



4. 計画の対象

本計画は、すべての子どもや若者と子育て当事者及びこれらの人々に関わるすべての者を対象とします。ここでいう「子ども」とは、乳幼児期からおおむね18歳までの者をいい、「若者」とはおおむね18歳から30歳未満の者をいいます。また、施策により40歳未満のポスト青年期の者も対象としています。

【参考】国の関係法令・大綱等において対象となる「子ども」「若者」「保護者」等の定義

- こども基本法・・・この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- 子ども・子育て支援法・・・この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律・・・この法律において「子ども」とは、こども基本法に規定する子どもをいう。
- こども大綱・・・乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）に分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「子ども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

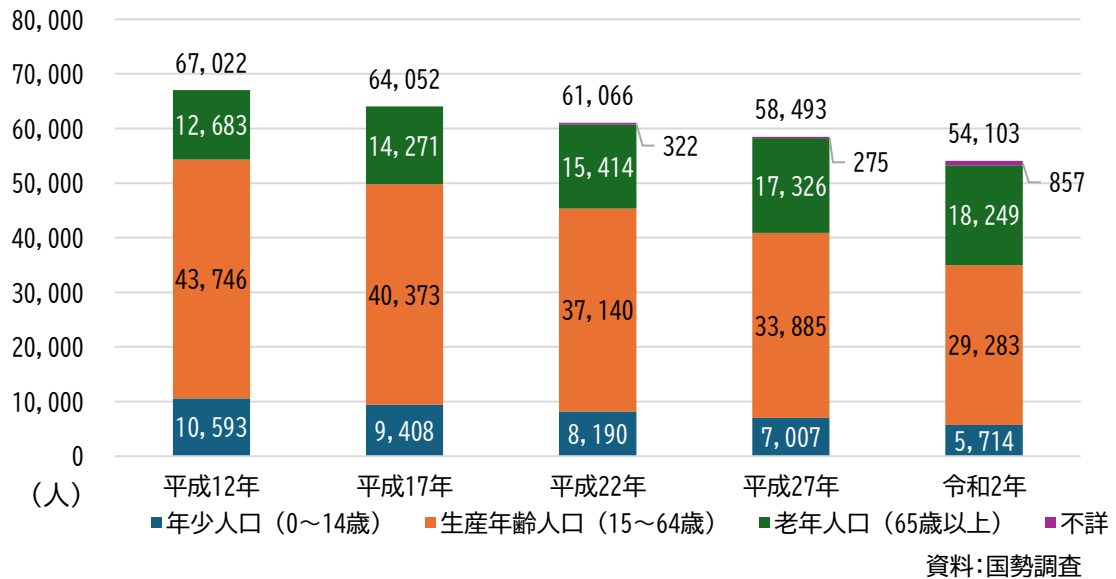
第2章 本市の現況

1. 人口動態

(1) 人口推移

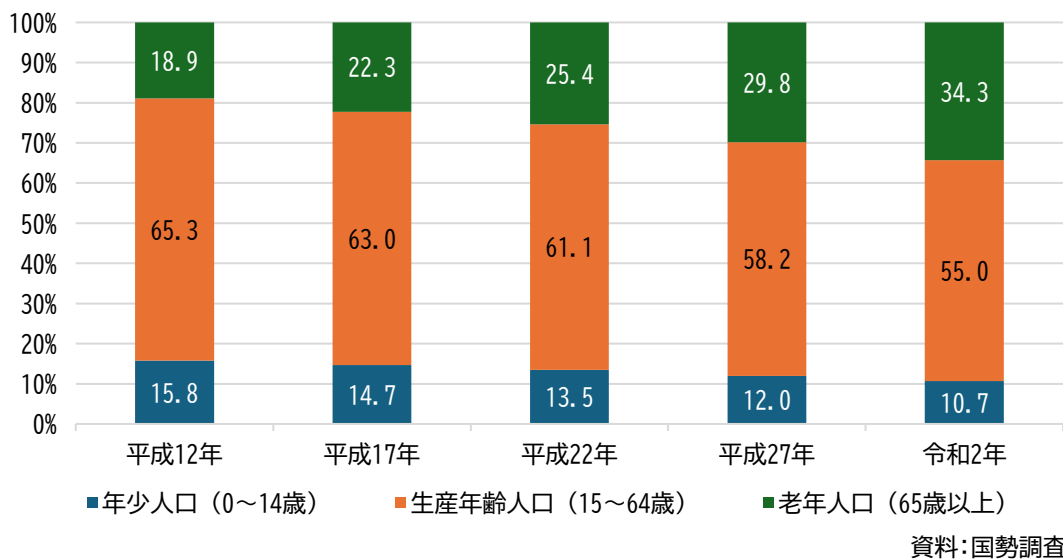
国勢調査における本市の総人口の推移をみると、減少傾向が続いており、令和2年の総人口は54,103人となっています。平成27年から令和2年にかけて、4,390人（7.5%）減少しています。

図表 1-1 人口の推移



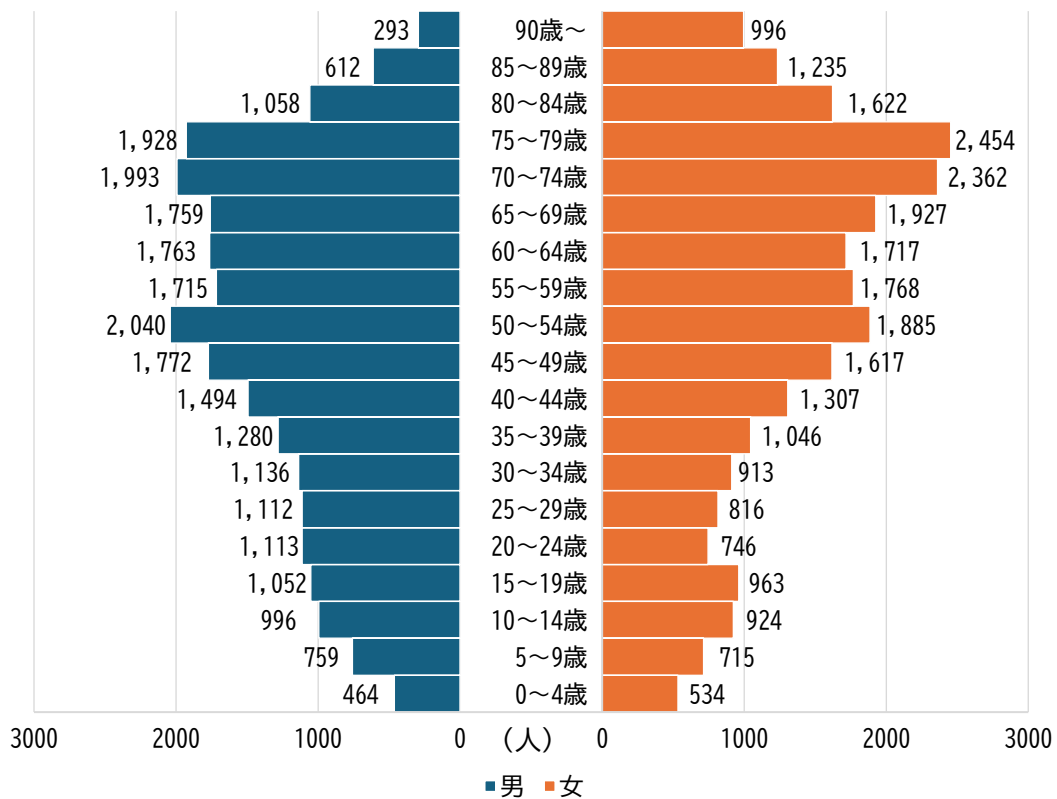
年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合はともに年々減少し、老年人口（65歳以上）の割合は増加しています。

図表 1-2 年齢3区分割合の推移



令和8年3月31日時点での人口ピラミッドをみると、老年人口が多く年少人口が少ない「つぼ型」の形状となっています。

図表 1-3 5歳階級別人口構成

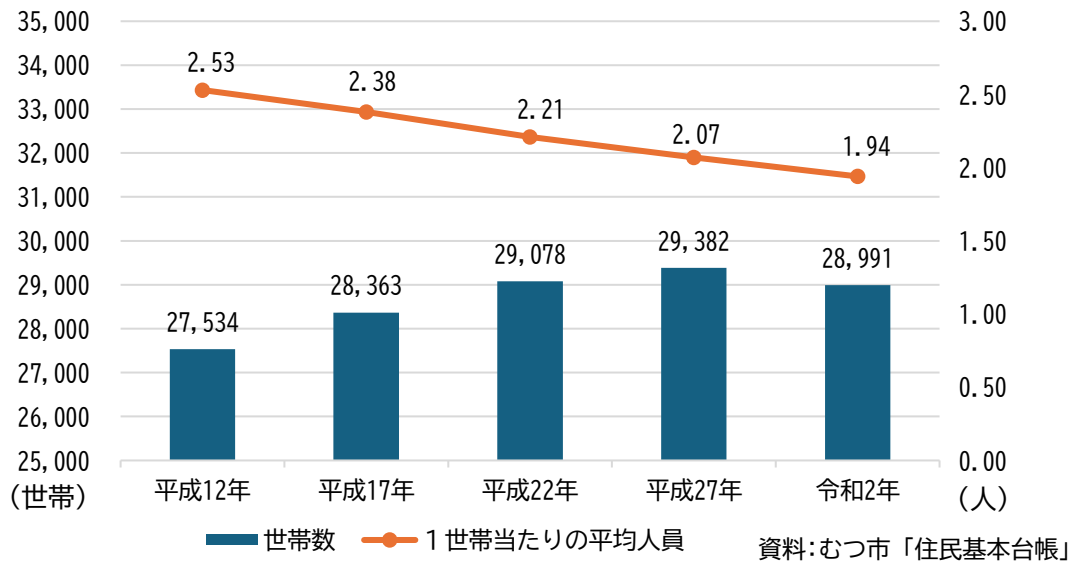


資料：むつ市「住民基本台帳による月別人口集計表」

（２）世帯数の推移

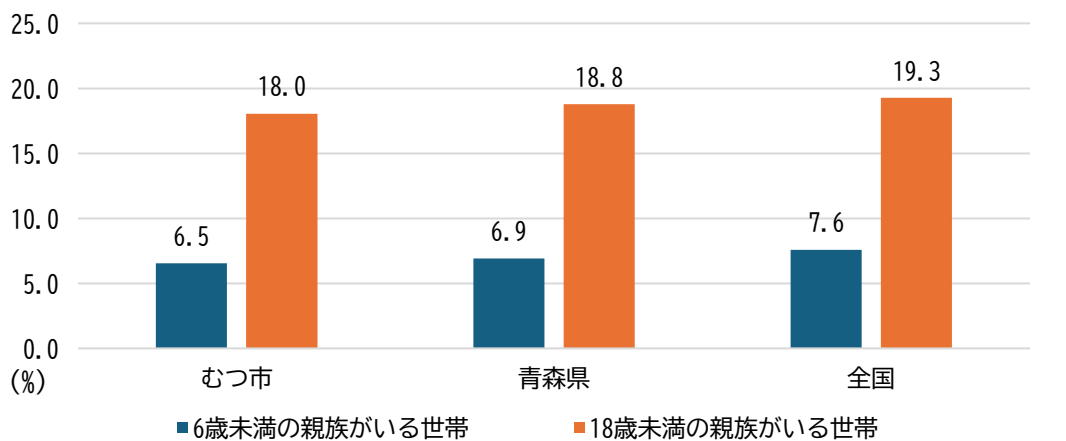
世帯数の推移をみると、平成 27 年まで増加傾向にありましたがその後は減少に転じ、1 世帯当たりの平均人員は減少傾向が続いています。

図表 1-4 世帯の状況



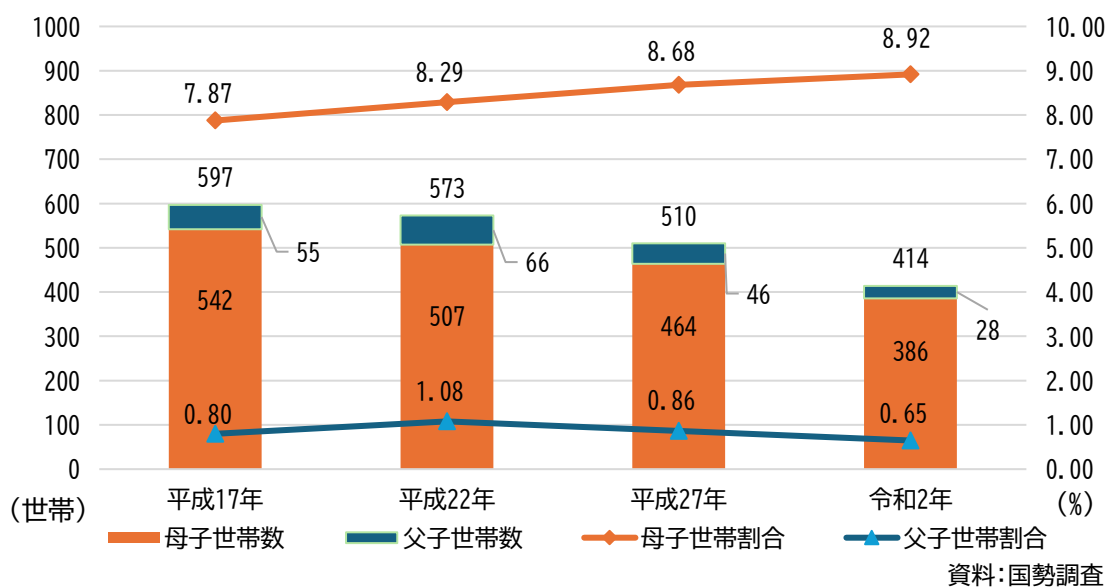
令和2年の青森県、全国の一般世帯に占めるこどものいる世帯割合と比較すると、本市の6歳未満の親族のいる世帯割合と18歳未満の親族のいる世帯割合はともに低くなっています。

図表 1-5 こどものいる世帯割合



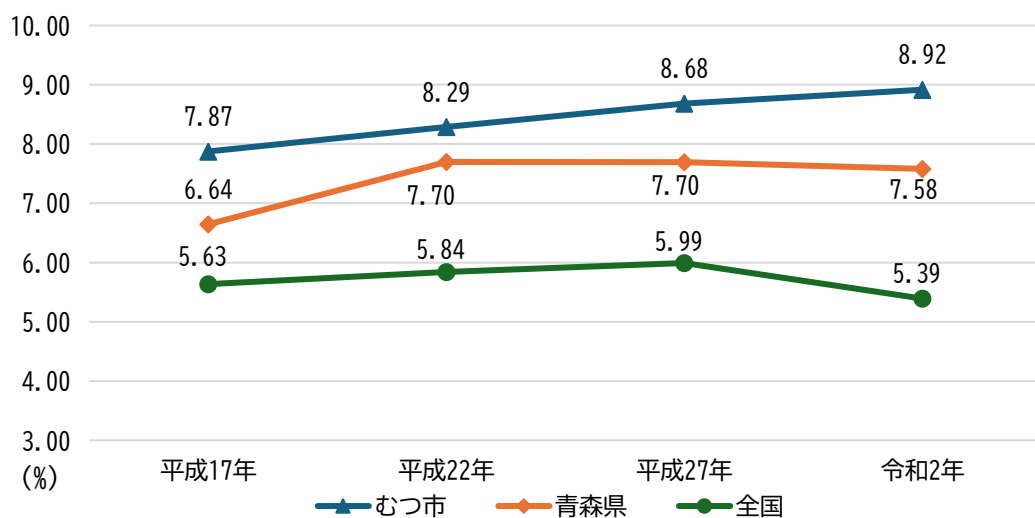
18歳未満の親族のいるひとり親家庭世帯数の推移をみると減少し続けており、令和2年時点では414世帯となっています。また、18歳未満の親族のいる世帯のうちのひとり親家庭世帯数の割合の推移をみると、母子家庭の割合は増加していますが、父子家庭の割合は平成22年から減少傾向にあります。

図表 1-6 ひとり親家庭世帯数の推移



18歳未満の親族のいる世帯のうちの母子世帯の割合の推移を、全国と青森県とで比較してみると、平成17年から令和2年まで、どちらよりも高い数値が続いています。平成27年から令和2年の間で全国と青森県の割合は減少しているのに対して、本市の割合は増加しています。

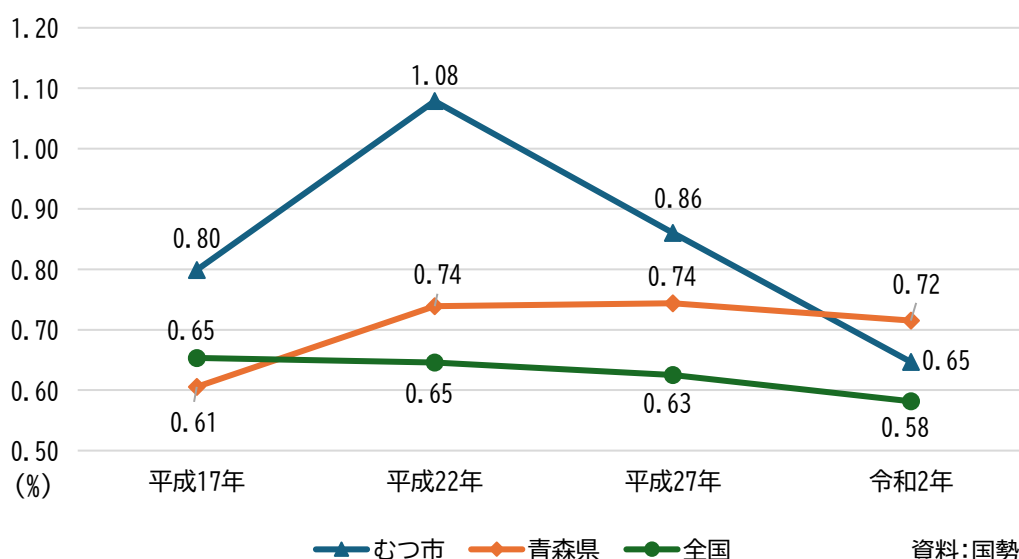
図表 1-7 母子世帯割合の推移



資料:国勢調査

18歳未満の親族のいる世帯のうちの父子世帯の割合の推移を、全国と青森県とで比較してみると、平成17年から平成27年までは、どちらよりも高い数値でした。平成22年以降、全国と青森県の値がおおよそ横ばいであるのに対して、本市の値は平成22年から令和2年にかけて減少し、令和2年時点では青森県の割合よりも低くなっています。

図表 1-8 父子世帯割合の推移

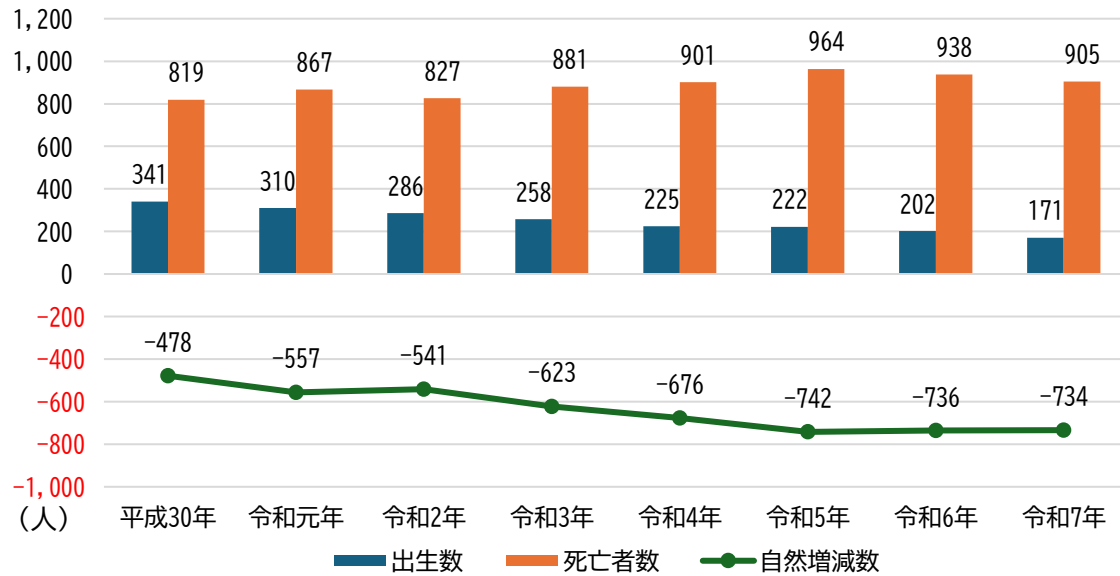


資料:国勢調査

(3) 人口動態

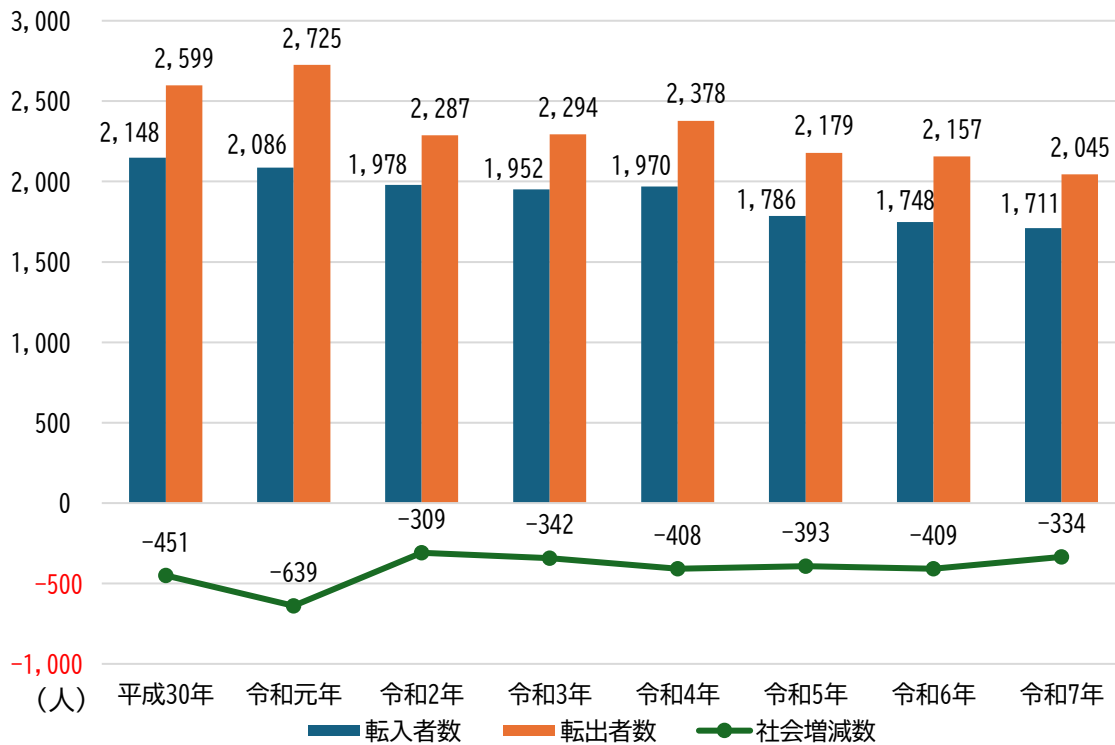
人口動態の推移をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡者数が出生数を上回り、令和3年以降では自然減の加速がみられます。

図表 1-9 出生数、死亡者数、自然増減数の推移



社会動態（転入・転出）については、転出者数が転入者数を上回り、社会減が続いています。

図表 1-10 転入者数、転出者数、社会増減数の推移

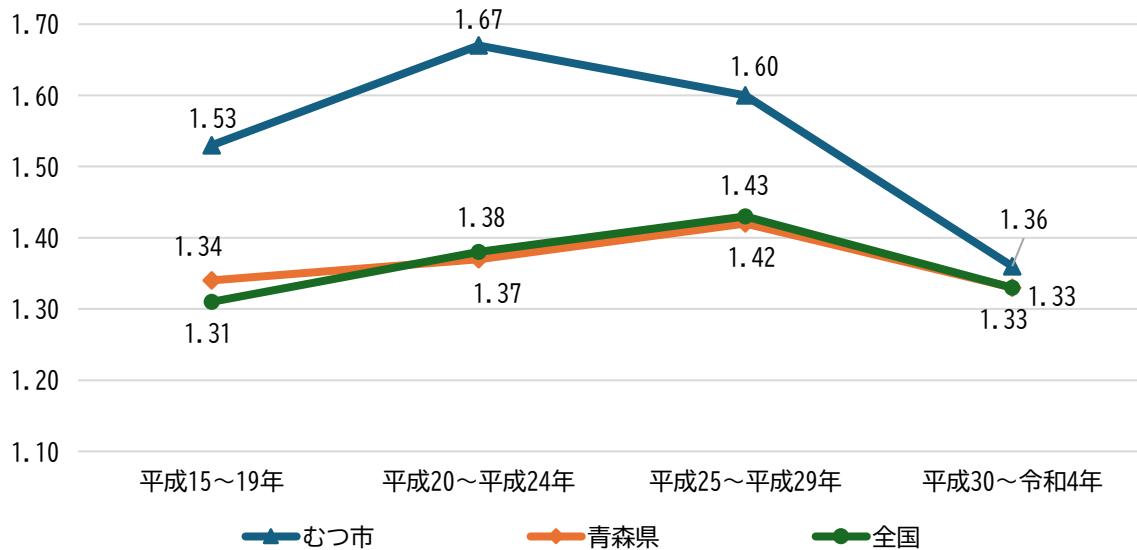


2. 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率について、平成15年から平成19年には1.53でしたがその後上昇し、平成20年から平成24年には1.67となり、全国及び青森県より高い水準でした。しかし、近年その差が縮まりつつあり、平成30年から令和4年では1.36となっています。

図表 2-1 合計特殊出生率の推移

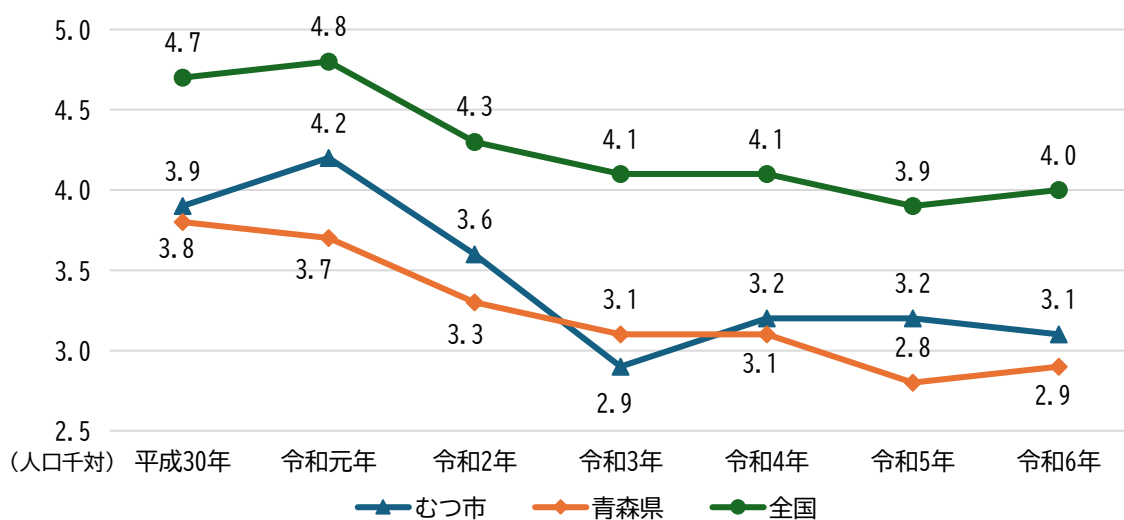


資料:厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(2) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻率は、青森県と同様に全国よりも低い値で推移しています。令和4年以降は青森県より高くなっています。

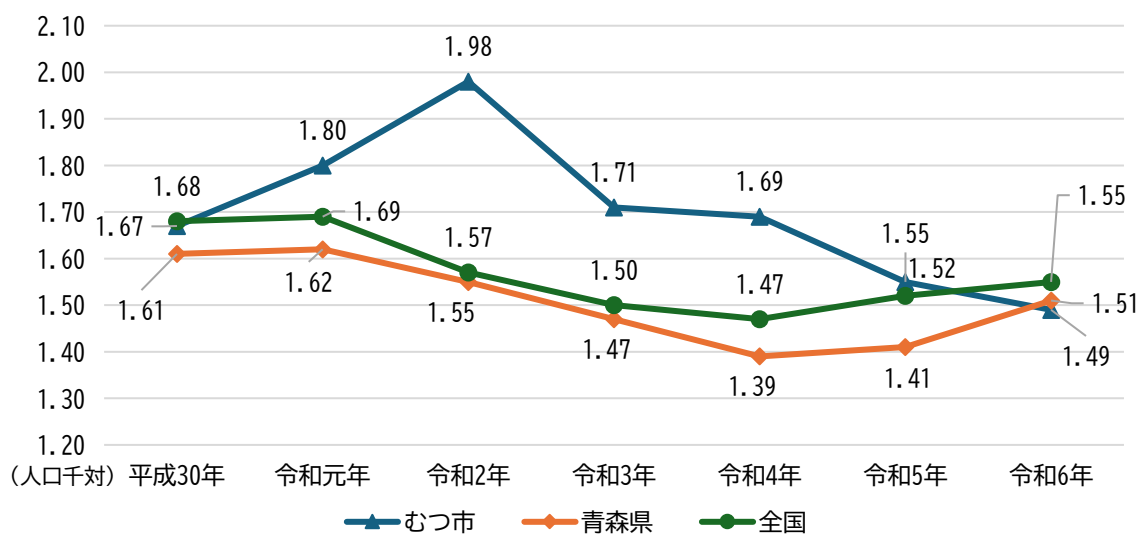
図表 2-2 婚姻率の推移



資料:厚生労働省「人口動態調査」、青森県保健統計年報

本市の離婚率をみると、令和元年から令和5年にかけて全国と青森県より高い値でしたが、令和6年には全国と青森県より低くなっています。

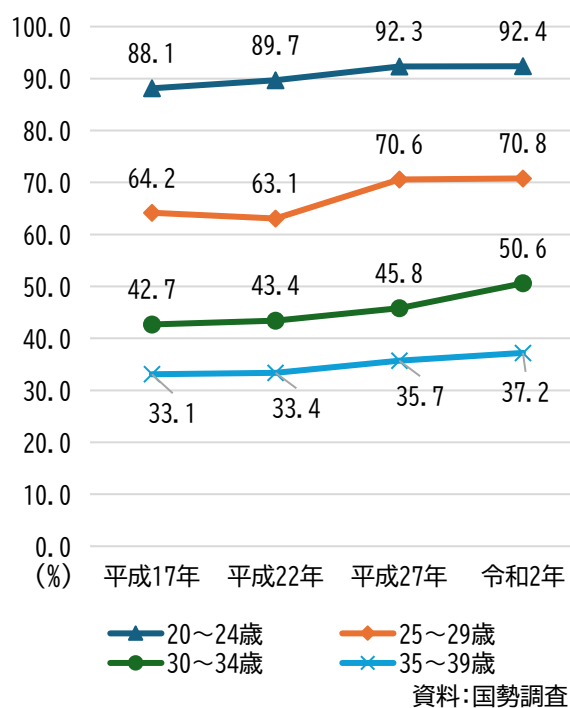
図表 2-3 離婚率の推移



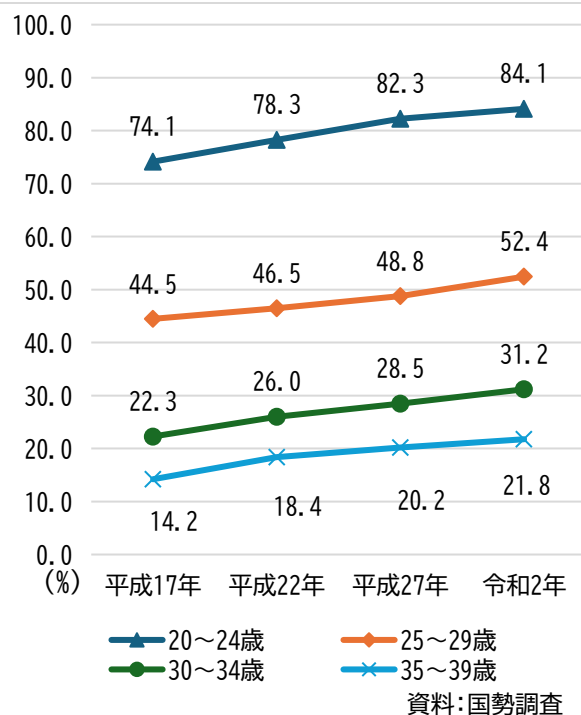
資料：人口動態調査、青森県保健統計年報

未婚率の推移をみると、各年齢区分、男女どちらも増加傾向にあります。全体として男性の未婚率が高くなっています。

図表 2-4 男性の未婚率の推移



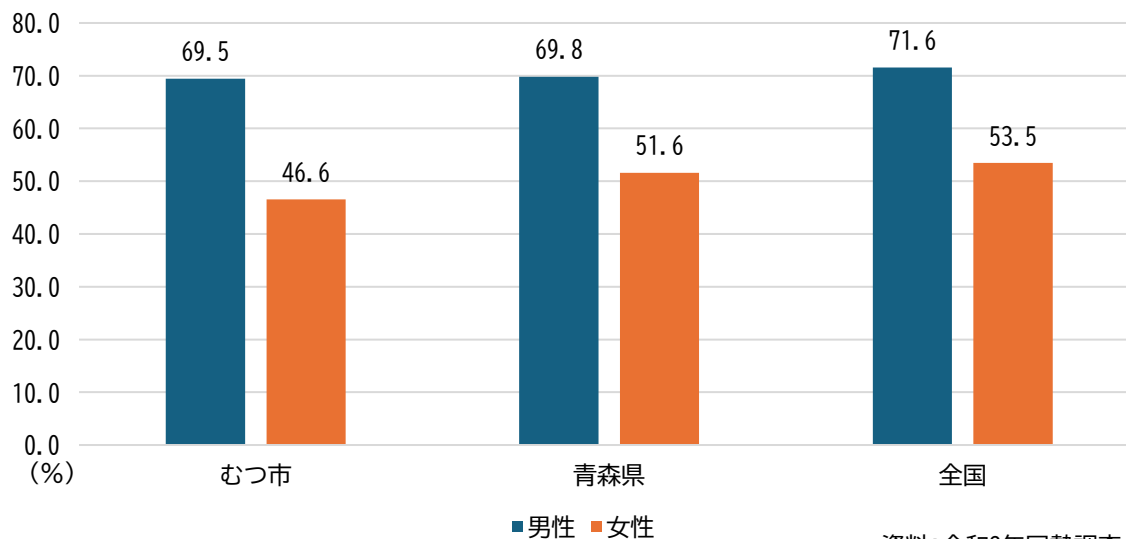
図表 2-5 女性の未婚率の推移



(3) 労働状況

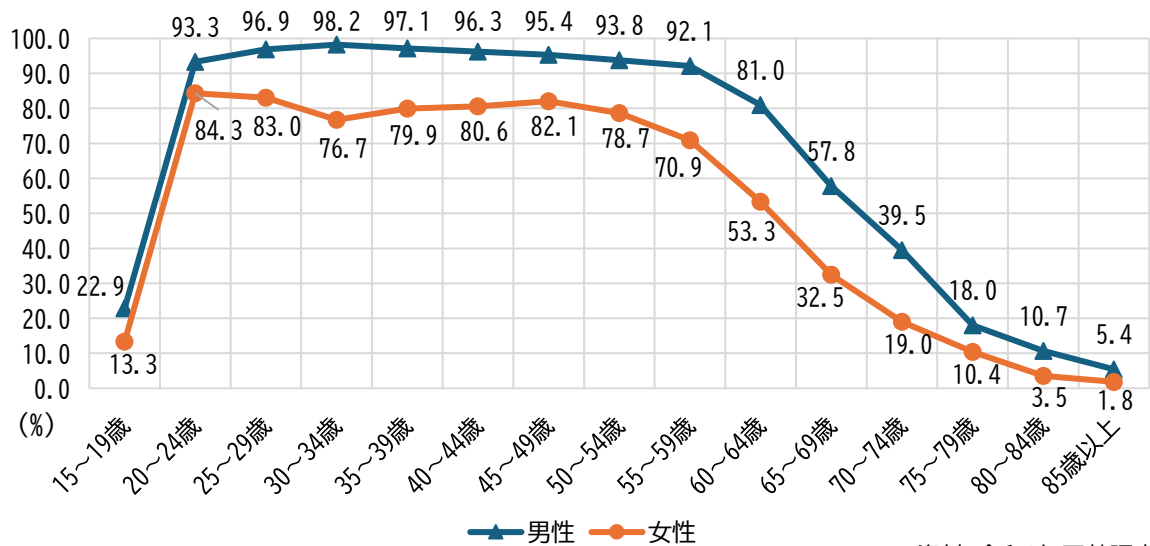
本市の令和2年の労働力率¹を男女別で、全国、青森県と比較してみると、男性が青森県の割合よりも0.3、全国より2.1低くなっております。女性は青森県より5.0、全国より6.9低くなっています。

図表 2-6 労働力率



女性の労働力率を年齢階層別にみると、結婚・出産時期に労働力率が低下する30～34歳で一度下がるM字カーブになっています。

図表 2-7 男女・年齢階層別の労働力率



¹ 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

3. 保育環境・教育環境の状況

(1) 就学前児童の保育状況

各保育事業所の入園・入所者数の推移をみると、どの保育事業所の入園・入所者数も減少傾向にあります。

図表 3-1 各保育事業所の入園・入所者数等

各保育事業所児童数等		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	入園児童数(人)	139	111	105	82	64	50
	定員数(人)	170	170	150	125	100	70
	定員充足率(%)	81.76%	65.29%	70.00%	65.60%	64.00%	71.43%
	施設数	4	4	4	4	4	3
認可保育所	入所児童数(人)	995	1,002	982	818	768	716
	定員数(人)	1,120	1,120	1,090	980	950	940
	定員充足率(%)	88.84%	89.46%	90.09%	83.47%	80.84%	76.17%
	施設数	13	13	13	12	12	12
認定こども園	入園児童数(人)	506	495	484	511	488	416
	定員数(人)	628	628	618	696	686	679
	定員充足率(%)	80.57%	78.82%	78.32%	73.42%	71.14%	61.27%
	施設数	6	6	6	7	7	7
小規模保育事業所	入所児童数(人)	15	17	13	11	11	10
	定員数(人)	19	19	19	19	19	19
	定員充足率(%)	78.95%	89.47%	68.42%	57.89%	57.89%	52.63%
	施設数	1	1	1	1	1	1
合計	入所児童数(人)	1,655	1,625	1,584	1,422	1,331	1,192
	定員数(人)	1,937	1,937	1,877	1,820	1,755	1,708
	定員充足率(%)	85.44%	83.89%	84.39%	78.13%	75.84%	69.79%
	施設数	24	24	24	24	24	23

資料：むつ市（各年度4月1日時点）

待機児童数を年齢別にみると、令和元年度に2歳以下の児童が7人該当していましたが、令和2年度以降、令和6年度まで待機児童は発生していません。

図表 3-2 待機児童数

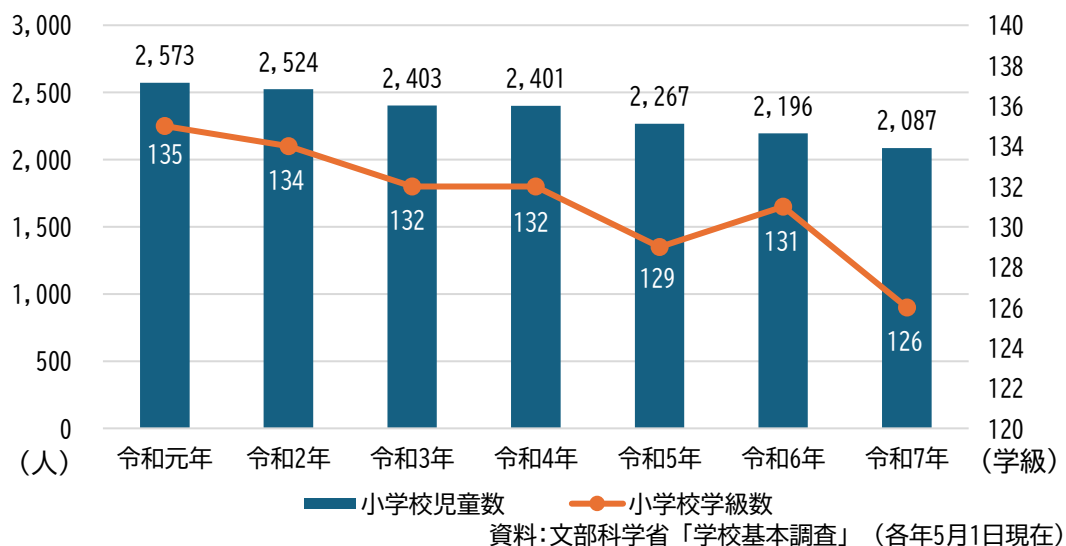
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童総数	7	0	0	0	0	0
0歳	3	0	0	0	0	0
1・2歳	4	0	0	0	0	0
3歳以上	0	0	0	0	0	0

資料：むつ市（各年度3月31日時点）

（２）小学校・中学校の状況

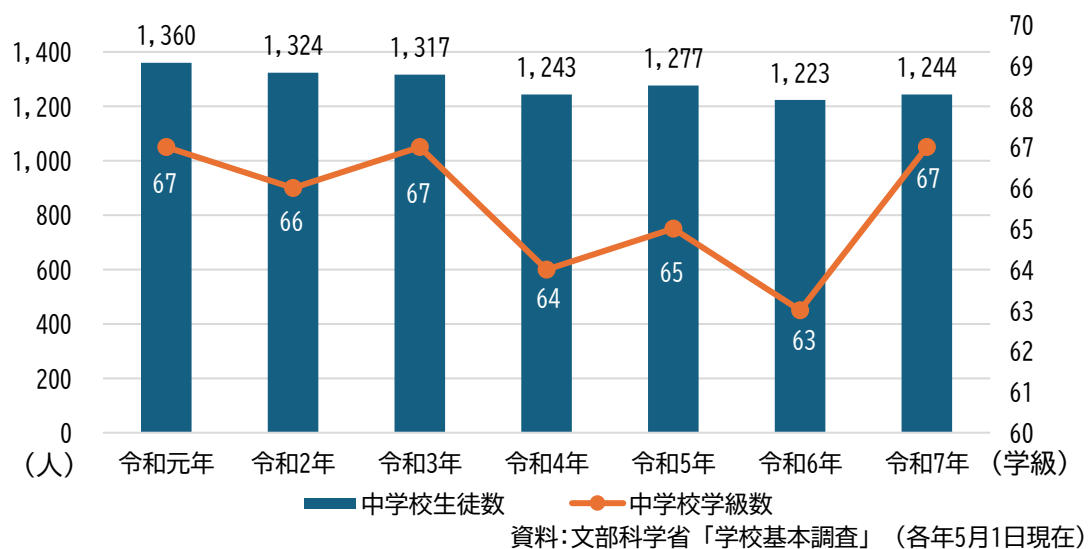
小学校の児童数は毎年減少し、本市の小学校の学級数については、令和６年に２学級増加しましたが、令和７年にかけて再び減少しました。

図表 3-3 小学校の児童数・学級数の推移



中学校の生徒数について、令和元年は1,360人でしたが、令和7年では1,244人となっています。本市の中学校の学級数は細かく増減を繰り返していますが、令和7年は67学級となっています。

図表 3-4 中学校の生徒数・学級数の推移



なかよし会（放課後児童健全育成事業）に入会している児童数は、令和３年度以降は年々増加しており、令和４年度以降は、定員を超過しています。

図表 3-5 なかよし会 入会児童数等

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
入会児童数(人)	669	704	676	716	741	782
定員(人)	576	705	705	683	683	683
定員充足率(%)	116.1	99.9	95.9	104.8	108.5	114.5
施設数	9	11	11	11	11	11

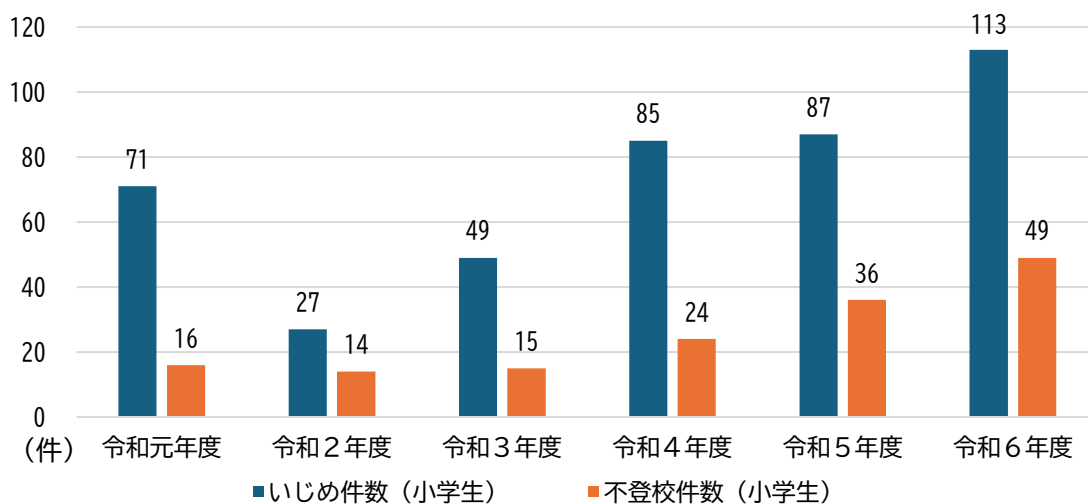
資料：むつ市（各年度3月31日時点）

4. こども・若者や子育て世帯を取り巻く状況

(1) いじめ・不登校の状況

小学生のいじめ件数の推移をみると、令和2年度で大きく減少したものの令和6年度にかけて増加を続けています。不登校件数は令和3年度から令和6年度にかけて3倍以上の件数に増加しています。

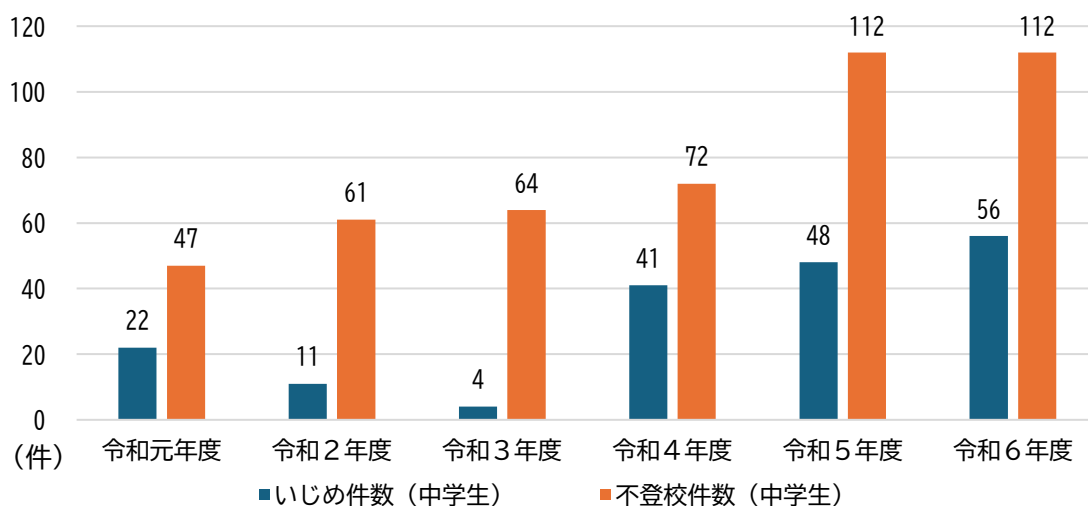
図表 4-1 いじめ・不登校件数の推移（小学生）



資料：むつ市

中学生のいじめ件数は令和3年度に4件まで減少しましたが、その後令和4年度には41件に増加し、そこから令和6年度にかけて増加し続けています。不登校件数は令和元年度から増加傾向にあり、令和元年度から令和6年度の増加幅は2倍以上となっています。

図表 4-2 いじめ・不登校件数の推移（中学生）

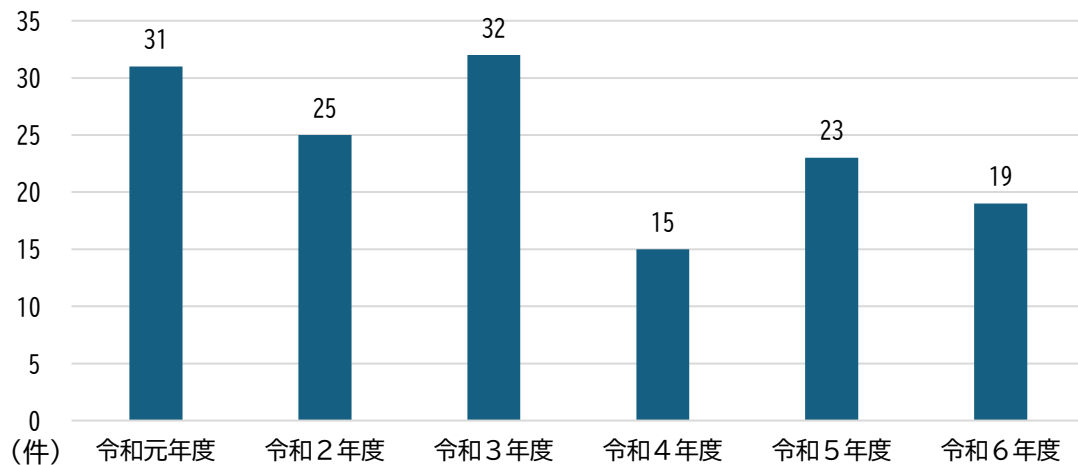


資料：むつ市

（２）児童虐待の状況

児童虐待に関する相談件数は、各年度で増減を繰り返しながら推移しています。令和元年度から令和６年度の間で最も件数が多かった令和３年度に比べて、令和６年度の件数は１３件減少しています。

図表 4-3 児童虐待相談件数の推移

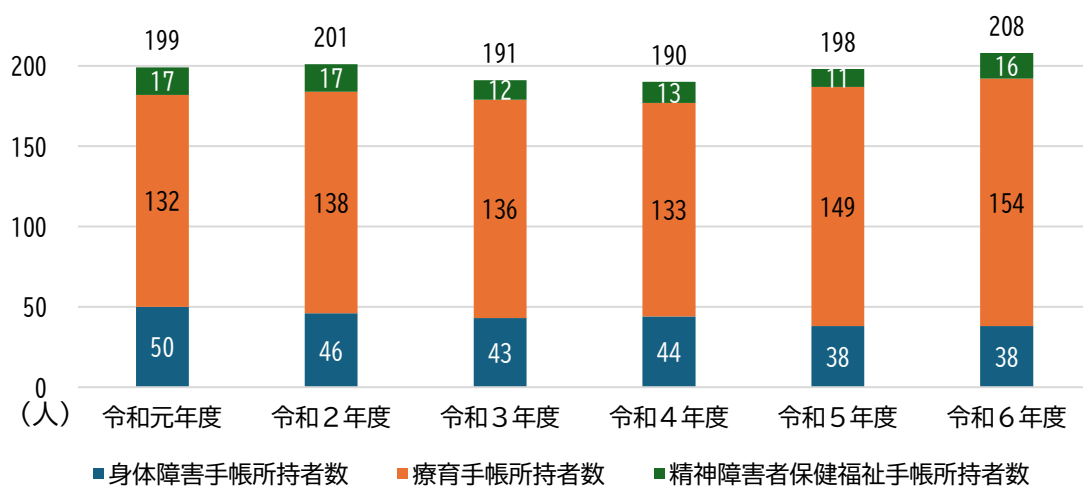


資料：むつ市

（３）１８歳未満の障害者手帳所持者数の状況

１８歳未満の障害者手帳所持者数は、令和元年度から令和６年度にかけてわずかな増減はみられるものの、ほぼ一定の値で推移しています。

図表 4-4 障害者手帳所持者数（１８歳未満）の推移

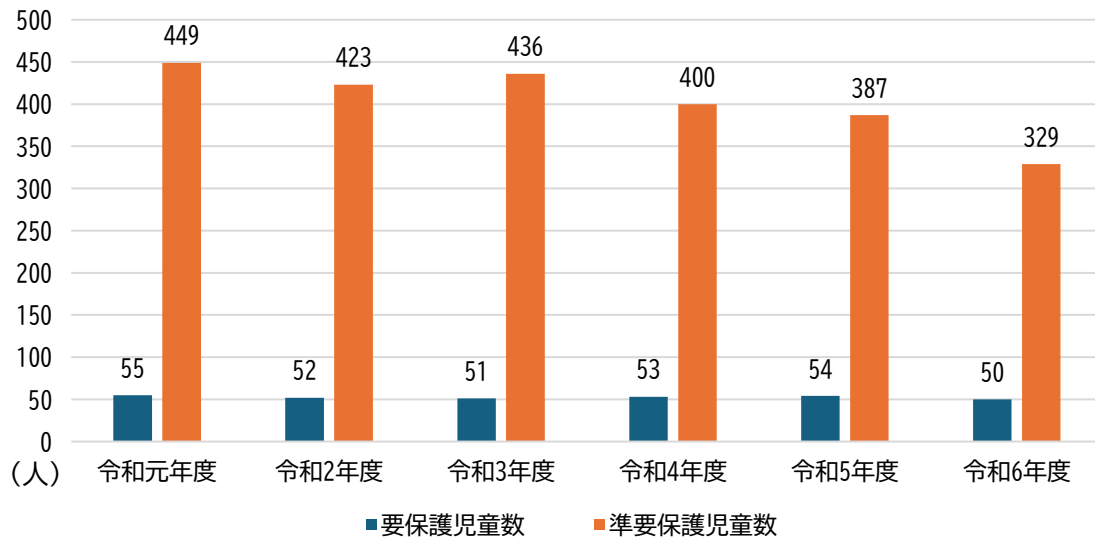


資料：むつ市

(4) 小・中学校就学援助の状況

就学援助とは、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品等の就学に必要な費用の一部を市が支給するものです。本制度の対象となる要保護児童生徒数に大きな変動はなく、50人台で推移しています。準要保護児童生徒数は令和3年度から令和6年度にかけて減少しています。

図表 4-5 就学援助児童生徒数の推移

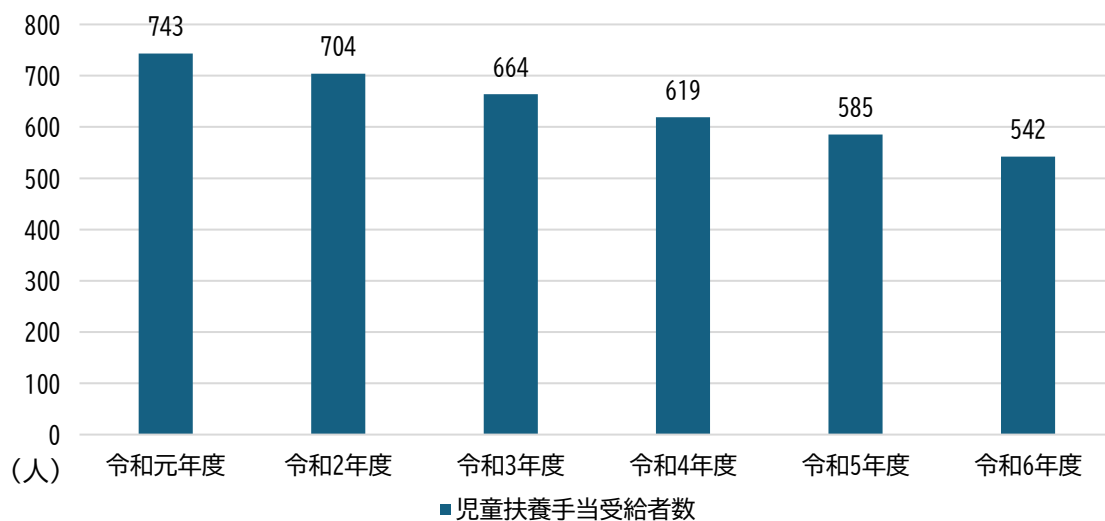


資料：むつ市（各年度3月31日時点）

(5) 児童扶養手当受給者及び特別児童扶養手当の状況

児童扶養手当の受給者数は、令和元年度から令和6年度にかけてほぼ一定のペースで減少しています。これは、こどものいる世帯自体の減少や、こどもの成長に伴って制度対象外となる場合など、人口構造の変化による影響が大きいと考えられます。

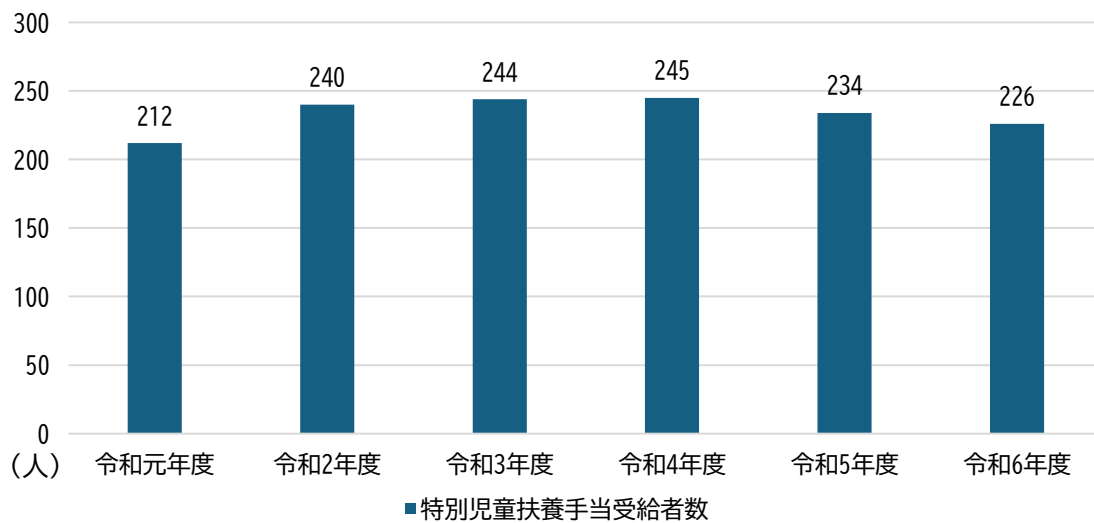
図表 4-6 児童扶養手当受給者数の推移



資料：むつ市（各年度3月31日時点）

特別児童扶養手当の受給者数は、令和元年度から令和6年度にかけて年度ごとに増減はあるものの、全体としては大きな変動は見られません。

図表 4-7 特別児童扶養手当受給者数の推移

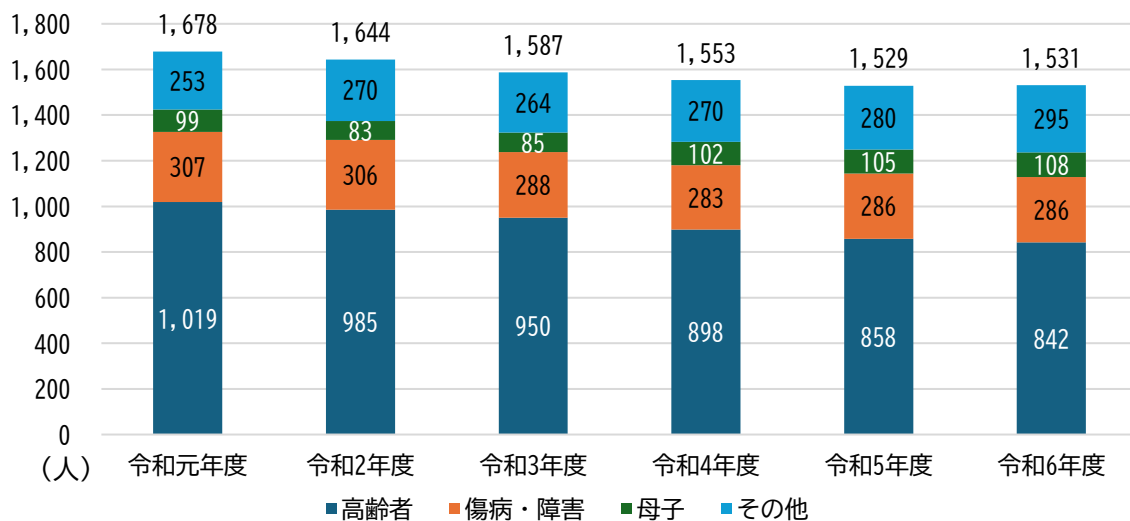


資料：むつ市（各年度3月31日時点）

（6）生活保護被保護者の状況

生活保護の被保護者数は、令和元年度から全体的にみると緩やかな減少傾向にあります。

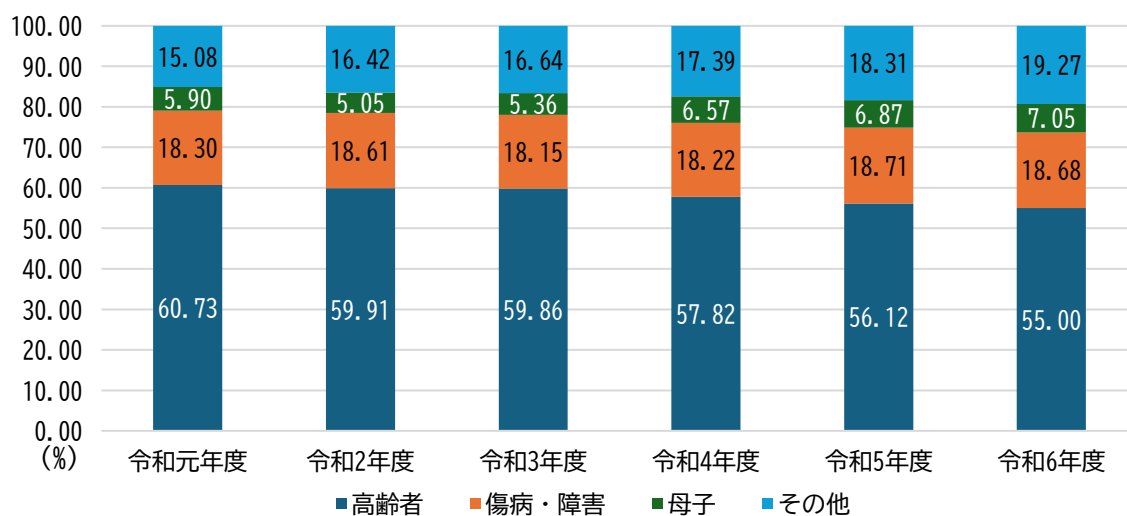
図表 4-8 生活保護被保護者数の推移



資料：むつ市（各年度3月31日時点）

母子世帯の被保護者の割合は令和2年度から、その他の被保護者の割合は令和元年度から令和6年度にかけて増加しています。高齢者の被保護者の割合は令和元年度から令和6年度にかけて減少を続けています。

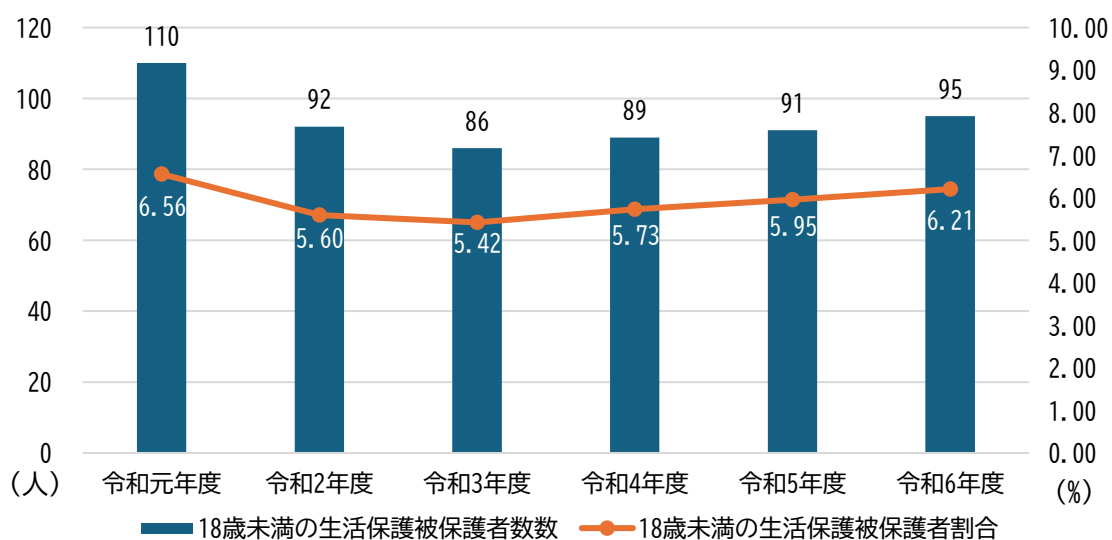
図表 4-9 生活保護被保護者の構成割合の推移



資料：むつ市（各年度3月31日時点）

18歳未満の生活保護被保護者数は、令和元年度から令和3年度にかけて減少していましたが、令和3年度から令和6年度にかけては徐々に増加しています。全体数が減少傾向にある一方で、18歳未満の生活保護被保護者数は増加傾向にあるため、構成比も上昇しています。

図表 4-10 18歳未満の生活保護被保護者数の推移



資料：むつ市（各年度3月31日時点）

5. アンケート調査からみる本市の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、本市のこども・若者、子育て当事者等を対象に、生活状況や意識、取り巻く環境等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

- 調査地域：むつ市全域
- 調査対象：
 - ・こども調査（本市在住の小学5年生と中学2年生）
 - ・保護者調査（本市在住の小学5年生と中学2年生の保護者）
 - ・こども・若者調査（本市在住の15歳から39歳の市民）
- 調査期間：令和7年12月24日から令和8年1月19日
- 調査方法：調査票を郵送で配布し、Webフォームまたは郵送での回答

調査対象	配布数	回収数	回収率
こども調査 (小学5年生・中学2年生)	701 件	212 件	30.2%
保護者調査 (小学5年生・中学2年生保護者)	701 件	264 件	37.7%
こども・若者調査 (15歳から39歳の市民)	1,000 件	308 件	30.8%

(2) 回答を見る際の留意点

- 回答結果の割合(%)は回答者数(母数)に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 設問の中には前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、表中の「合計」が全体より少なくなっています。
- 複数回答となる設問の場合、割合の合計は100.0%を超える場合があります。
- 年齢等を数値で回答する設問（数量回答）では、区分分けをして集計しています。
- 「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 表示している「n」は、「number」の略であり、パーセンテージを算出する際の母数（回答者数）を示しています。

(3) 生活困難度について

○ こども調査と保護者調査における「生活困難度」の取扱い

本調査では、こども調査と保護者調査において、「生活困難度」を、以下の3つの要素への回答状況を用いて分類しました。

生活困難度	判定基準
①低所得	調査項目で把握した、等価所得（世帯の税込み所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）が、国民生活基礎調査のこどもの貧困率の基準を下回る世帯とした。
②家計の逼迫	生活費に関する質問7項目について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上あると答えた世帯とした。 ①電話料金 ②電気料金 ③ガス料金 ④水道料金 ⑤家賃やローン ⑥食料 ⑦衣類
③こどもの体験や所有物の欠如	こどもの体験や所有物などに関する質問9項目のうち、経済的な理由で「していない」、金銭的な理由で「ない」など欠如する項目が3つ以上あると答えた世帯とした。 ①学校行事への保護者の参加 ②遠足や修学旅行への参加 ③学習塾や習い事に通わせる ④部活動への参加 ⑤小づかいを渡す ⑥誕生日やお正月などの季節の行事を行う ⑦家族旅行に行く ⑧病院の受診 ⑨視力が低下したのでメガネを買う

○ 生活困難度による家庭の分類

前述の「①低所得」「②家計の逼迫」「③こどもの体験や所有物の欠如」の3つの要素の回答状況により、各家庭を次のように分類しました。

分類	分類基準
困窮家庭	2つ以上の要素に該当
周辺家庭	いずれか1つの要素に該当
一般家庭	いずれの要素にも該当しない ※無回答等により分類できないものは除く

○ 各設問とグラフの回答数について

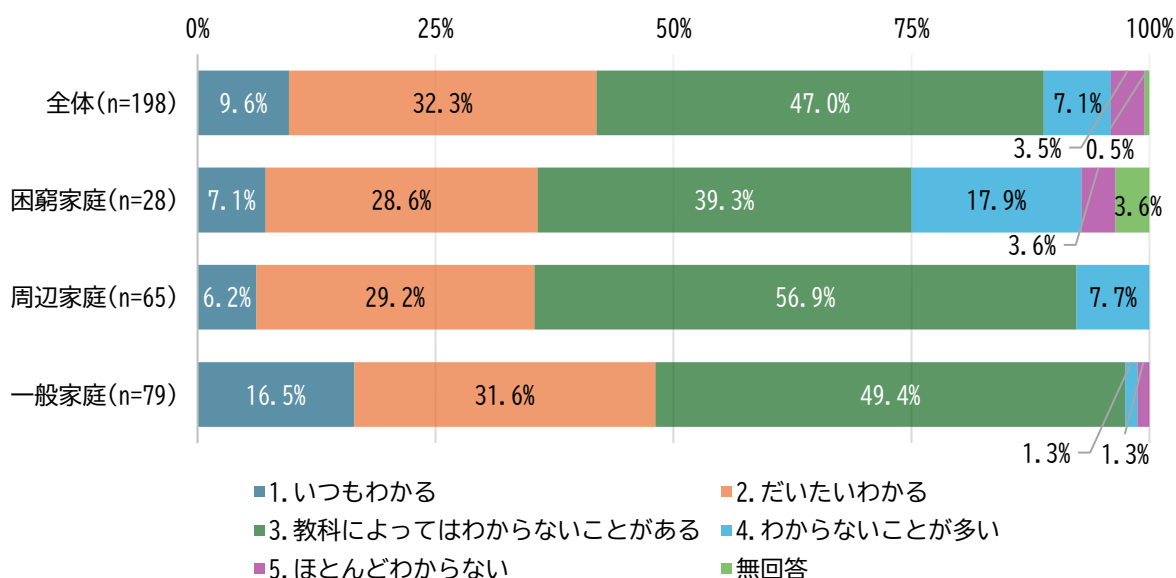
生活困難度別	総数		備考
	こども調査	保護者調査	
全体	212 件	264 件	有効回答数
困窮家庭	28 件		親子回答を紐づけできた世帯（198 件）について、生活困難度を分類。 なお、生活困難度を判断するための調査項目が無回答のため分類できないものは、「無回答等」として分類し、グラフには表示していない。
周辺家庭	65 件		
一般家庭	79 件		
無回答等	26 件		

(4) こども調査（小学5年生・中学2年生） 調査結果

問4 あなたは、学校の勉強がわからないことがありますか。（あてはまる番号1つに○）

○「教科によってはわからないことがある」が45.8%と最も割合が高く、次いで「だいたいわかる」が32.1%、「いつもわかる」が10.4%となっています。有意差検定の実施により、困窮家庭と一般家庭の間で有意な差が認められました。

	人数	割合
1. いつもわかる	22	10.4%
2. だいたいわかる	68	32.1%
3. 教科によってはわからないことがある	97	45.8%
4. わからないことが多い	14	6.6%
5. ほとんどわからない	10	4.7%
不明・無回答	1	0.5%
合計	212	100.0%



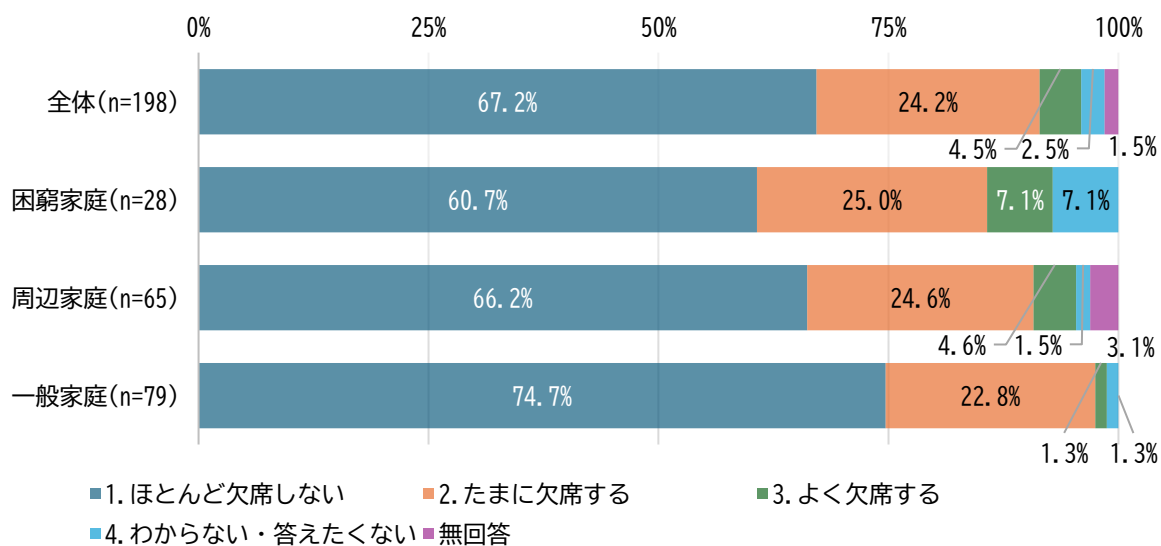
生活困難度別の回答件数について、こども調査の有効回答数は212件のところ、親子回答を紐づけできた世帯（198件）について生活困難度を分類。「無回答等」（26件）の分類は、グラフには表示していない。

問6 あなたは、学校を欠席したり、ちこくや早たいをすることがありますか。(それぞれ、1～4のあてはまる番号1つに○)

○欠席について、「ほとんど欠席しない」が67.9%と最も割合が高く、次いで「たまに欠席する」が24.1%、「よく欠席する」が4.2%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮度の高い層ほど「ほとんど欠席しない」の割合が低くなっています。

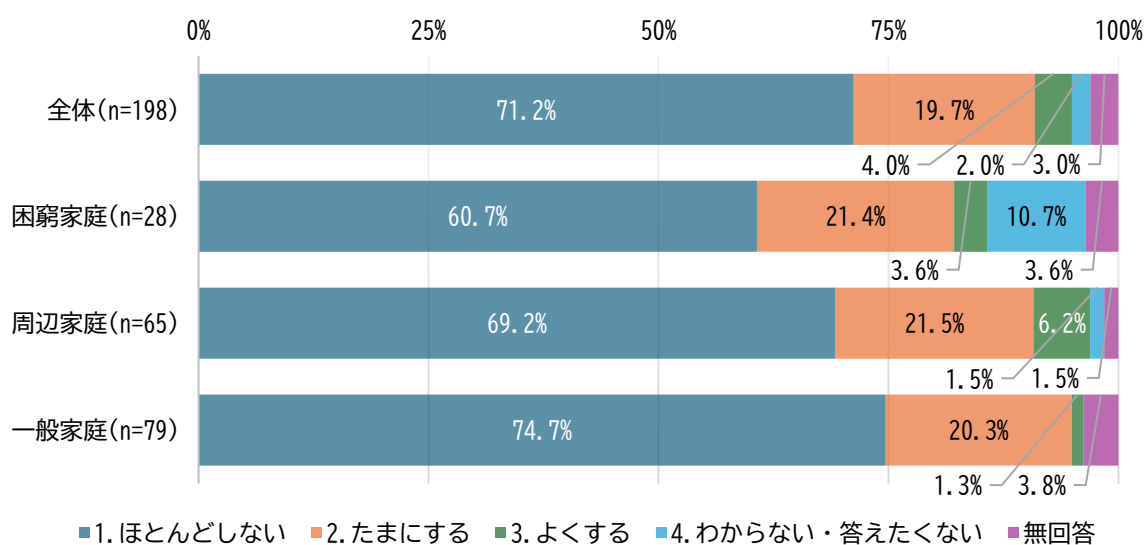
(1)欠席について	人数	割合
1. ほとんど欠席しない	144	67.9%
2. たまに欠席する	51	24.1%
3. よく欠席する	9	4.2%
4. わからない・答えたくない	5	2.4%
不明・無回答	3	1.4%
合計	212	100.0%



○遅刻・早退について、「ほとんどしない」が72.6%と最も割合が高く、次いで「たまにする」が18.9%、「よくする」が3.8%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮度の高い層ほど「ほとんどしない」の割合が低くなっています。

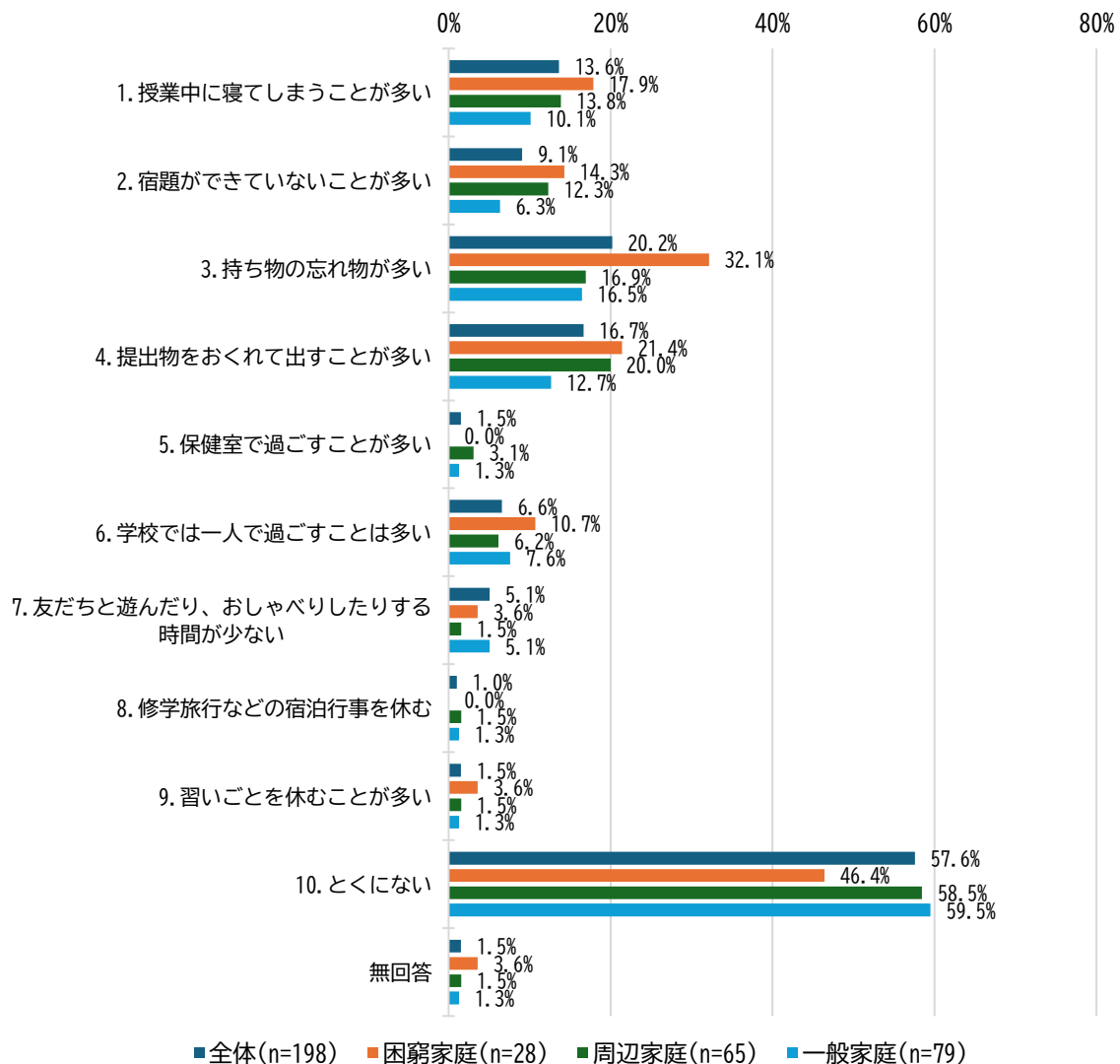
(2)遅刻・早退について	人数	割合
1. ほとんどしない	154	72.6%
2. たまにする	40	18.9%
3. よくする	8	3.8%
4. わからない・答えたくない	4	1.9%
不明・無回答	6	2.8%
合計	212	100.0%



問7 あなたの学校生活などにおいて、以下の中であてはまるものはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

○「とくにない」を除き、「持ち物の忘れ物が多い」が20.3%と最も割合が高く、次いで「提出物をおくれて出すことが多い」が17.0%、「授業中に寝てしまうことが多い」が12.7%となっています。

	人数	割合
1. 授業中に寝てしまうことが多い	27	12.7%
2. 宿題ができていないことが多い	19	9.0%
3. 持ち物の忘れ物が多い	43	20.3%
4. 提出物をおくれて出すことが多い	36	17.0%
5. 保健室で過ごすことが多い	3	1.4%
6. 学校では一人で過ごすことが多い	13	6.1%
7. 友だちと遊んだり、おしゃべりしたりする時間が少ない	10	4.7%
8. 修学旅行などの宿泊行事を休む	2	0.9%
9. 習いごとを休むことが多い	3	1.4%
10. とくにない	125	59.0%
不明・無回答	3	1.4%
合計	284	
集計対象者数	212	100.0%

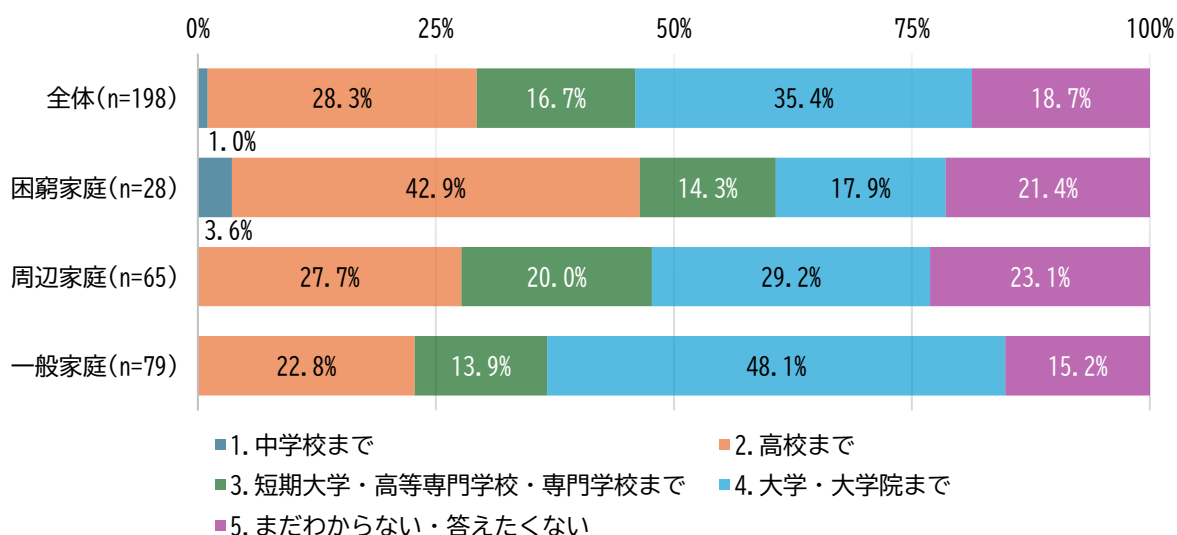


問8 あなたは、将来、どのくらいまで進学したいですか。(あてはまる番号1つに○)

○「大学・大学院まで」が35.8%と最も割合が高く、次いで「高校まで」が27.8%、「まだわからない・答えたくない」が18.9%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮家庭では「高校まで」が最も割合が高く、周辺家庭と一般家庭では「大学・大学院まで」が最も高くなっています。有意差検定の実施により、困窮家庭と一般家庭の間で有意な差が認められました。

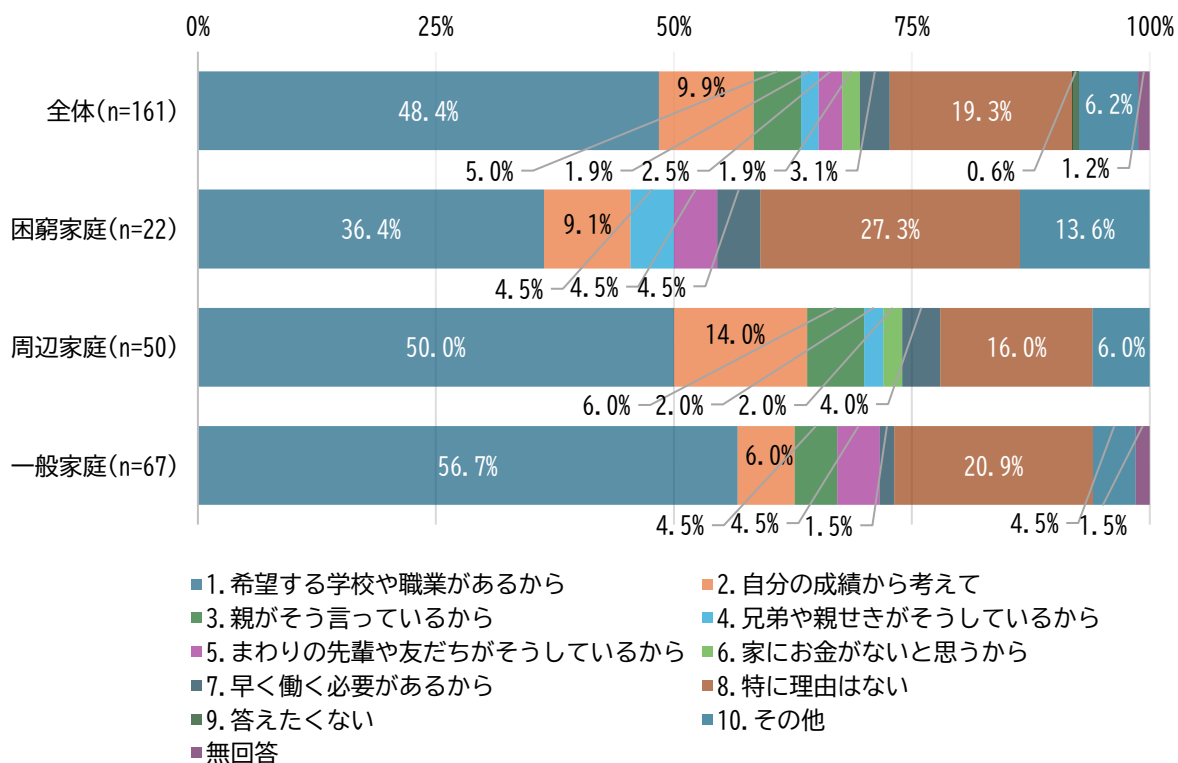
	人数	割合
1. 中学校まで	2	0.9%
2. 高校まで	59	27.8%
3. 短期大学・高等専門学校・専門学校まで	35	16.5%
4. 大学・大学院まで	76	35.8%
5. まだわからない・答えたくない	40	18.9%
不明・無回答	0	0.0%
合計	212	100.0%



問9 問8（前の質問）で「1」～「4」と答えた人だけお答えください。あなたがそう思う理由を教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

○「希望する学校や職業があるから」が58.7%と最も割合が高く、次いで「とくに理由はない」が36.0%、「自分の成績から考えて」が26.7%となっています。

	人数	割合
1. 希望する学校や職業があるから	101	58.7%
2. 自分の成績から考えて	46	26.7%
3. 親がそう言っているから	34	19.8%
4. 兄弟や親せきがそうしているから	18	10.5%
5. まわりの先輩や友だちがそうしているから	12	7.0%
6. 家にお金がないと思うから	16	9.3%
7. 早く働く必要があるから	17	9.9%
8. とくに理由はない	62	36.0%
9. 答えたくない	2	1.2%
10. その他	14	8.1%
不明・無回答	41	23.8%
合計	363	
集計対象者数	172	100.0%

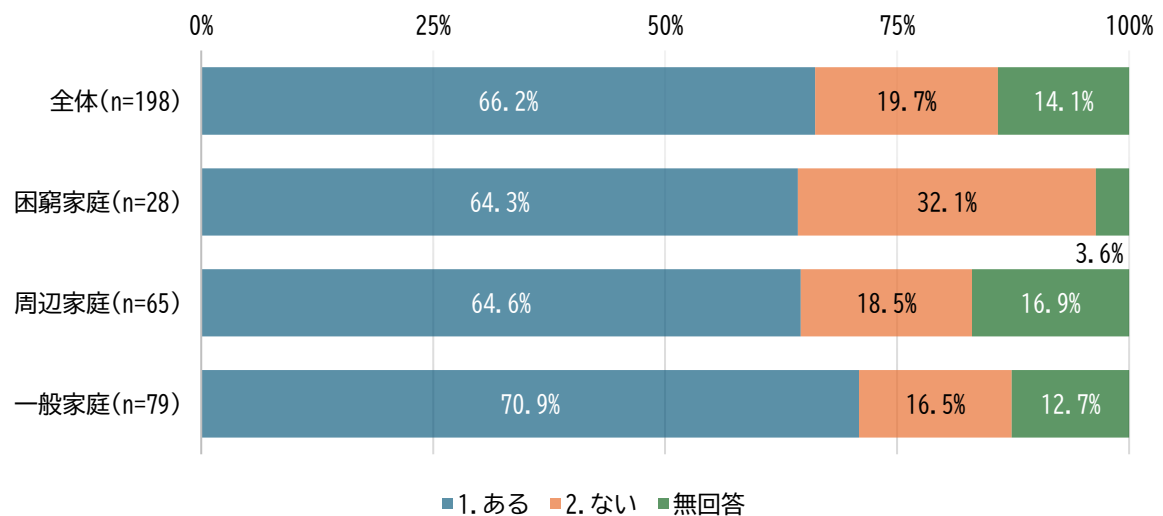


問 10 あなたには将来の夢がありますか。(あてはまる番号1つに○)

○「ある」が66.5%に対し、「ない」が18.9%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮家庭では「ない」が32.1%と、他の家庭と比べて高くなっています。

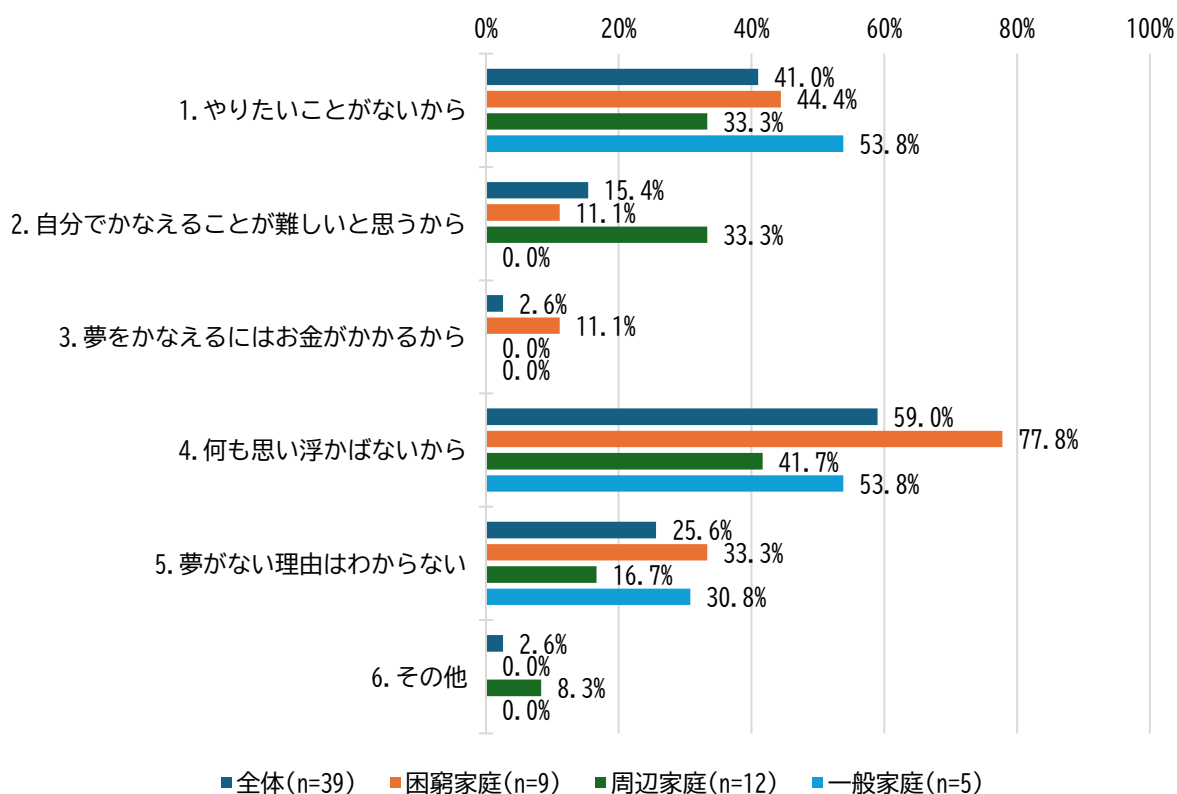
	人数	割合
1. ある	141	66.5%
2. ない	40	18.9%
不明・無回答	31	14.6%
合計	212	100.0%



問 11 問 10（前の質問）で「2」と答えた人だけお答えください。夢がない理由を教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

○該当者 40 人中、「何も思い浮かばないから」が 60.0%と最も割合が高く、次いで「やりたいことがないから」が 42.5%、「夢がない理由はわからない」が 25.0%となっています。

	人数	割合
1. やりたいことがないから	17	42.5%
2. 自分でかなえることが難しいと思うから	6	15.0%
3. 夢をかなえるにはお金がかかるから	1	2.5%
4. 何も思い浮かばないから	24	60.0%
5. 夢がない理由はわからない	10	25.0%
6. その他	1	2.5%
合計	59	
集計対象者数	40	100.0%



問 12 あなたは、最近の生活にたいして、どのくらい満足していますか。「0」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している）の数字で、あてはまるもの1つに○をつけてください。

○「10」が25.9%と最も割合が高く、次いで「8」が15.6%、「5」が15.1%となっています。

	人数	割合
0	0	0.0%
1	1	0.5%
2	1	0.5%
3	10	4.7%
4	9	4.2%
5	32	15.1%
6	13	6.1%
7	30	14.2%
8	33	15.6%
9	28	13.2%
10	55	25.9%
不明・無回答	0	0.0%
合計	212	90.1%

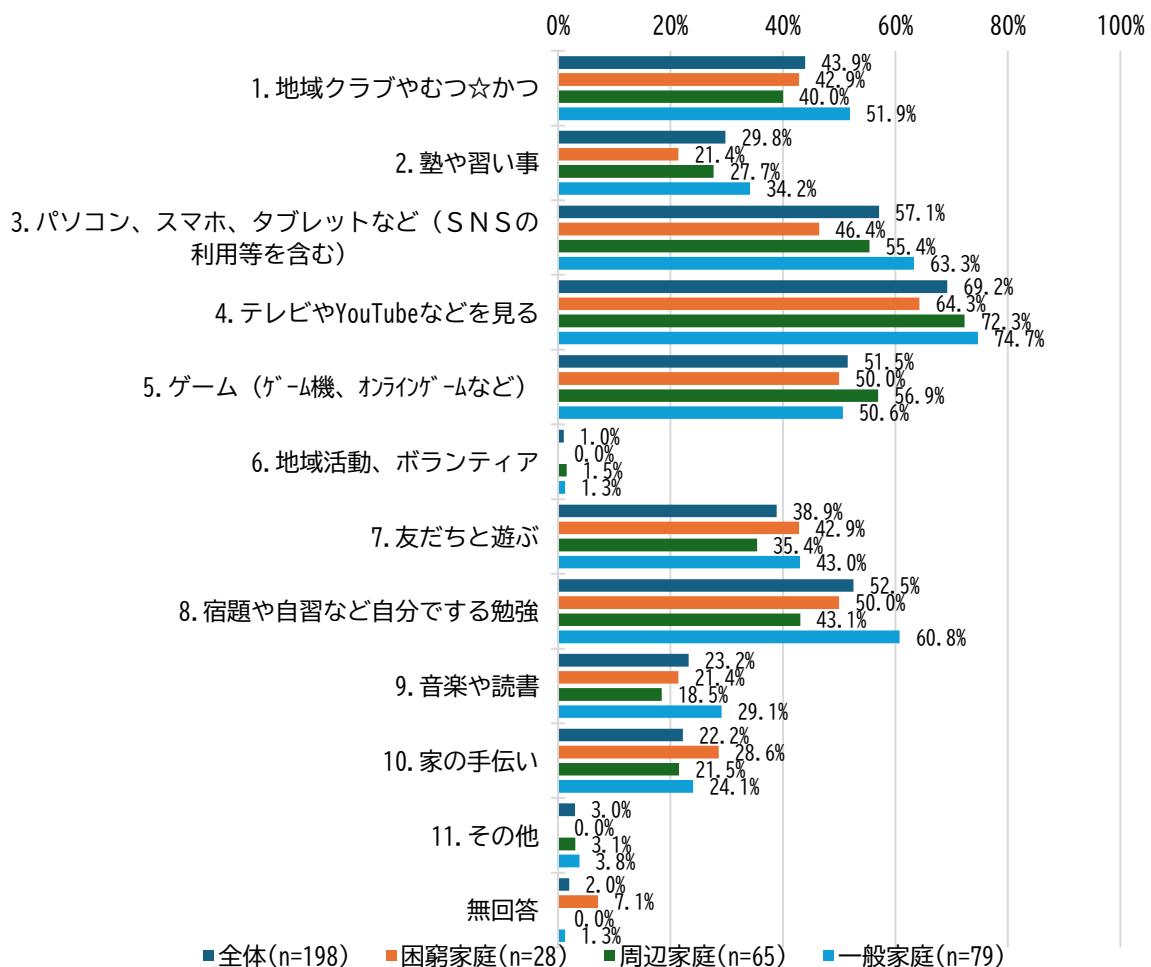
人数	合計	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
全体	198	0	1	1	9	9	29	12	29	32	25	51
困窮家庭	28	0	0	0	3	1	7	1	2	3	3	8
周辺家庭	65	0	0	1	4	2	9	5	8	11	11	14
一般家庭	79	0	0	0	1	3	7	5	13	16	9	25

問 15 平日、学校から帰った後の過ごし方について教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

○「テレビやYouTubeなどを見る」が67.9%と最も割合が高く、次いで「パソコン、スマホ、タブレットなど（SNSの利用等を含む）」が56.1%、「ゲーム（ゲーム機、オンラインゲームなど）」と「宿題や自習など自分でする勉強」がともに51.4%となっています。

○生活困難度別にみると、いずれの家庭でも「テレビやYouTubeなどを見る」が最も高くなっています。

	人数	割合
1. 地域クラブやむつ☆かつ	93	43.9%
2. 塾や習い事	64	30.2%
3. パソコン、スマホ、タブレットなど(SNSの利用等を含む)	119	56.1%
4. テレビやYouTubeなどを見る	144	67.9%
5. ゲーム(ゲーム機、オンラインゲームなど)	109	51.4%
6. 地域活動、ボランティア	2	0.9%
7. 友だちと遊ぶ	85	40.1%
8. 宿題や自習など自分でする勉強	109	51.4%
9. 音楽や読書	48	22.6%
10. 家の手伝い	47	22.2%
11. その他	7	3.3%
不明・無回答	4	1.9%
合計	831	
集計対象者数	212	100.0%

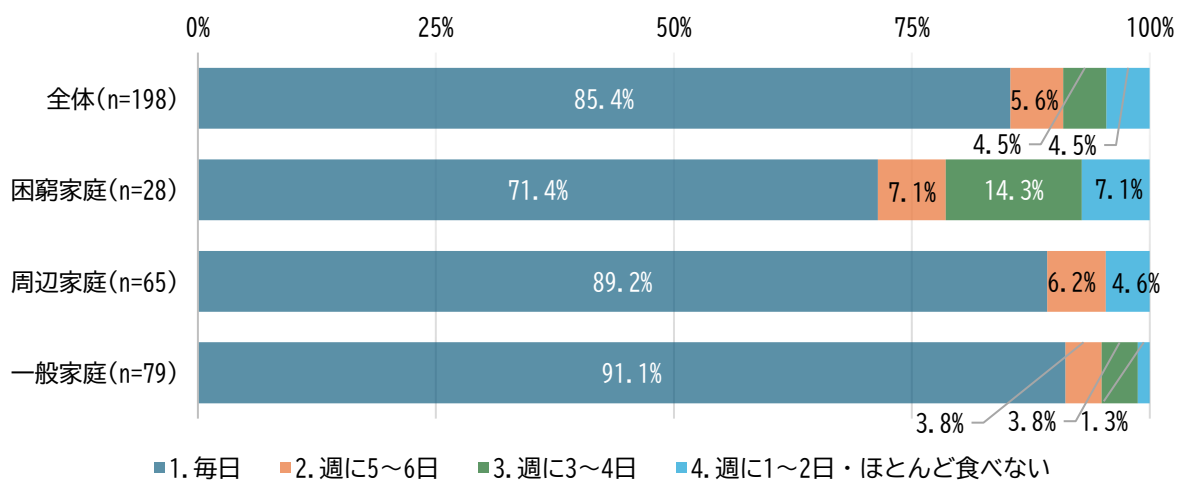


問 17 あなたは、週にどのくらい、食事をしていますか。（それぞれ、1～4のあてはまる番号1つに○）

○（1）朝食について、「毎日」が84.9%と最も割合が高く、次いで「週に5～6日」が5.7%、「週に1～2日・ほとんど食べない」が5.2%となっています。

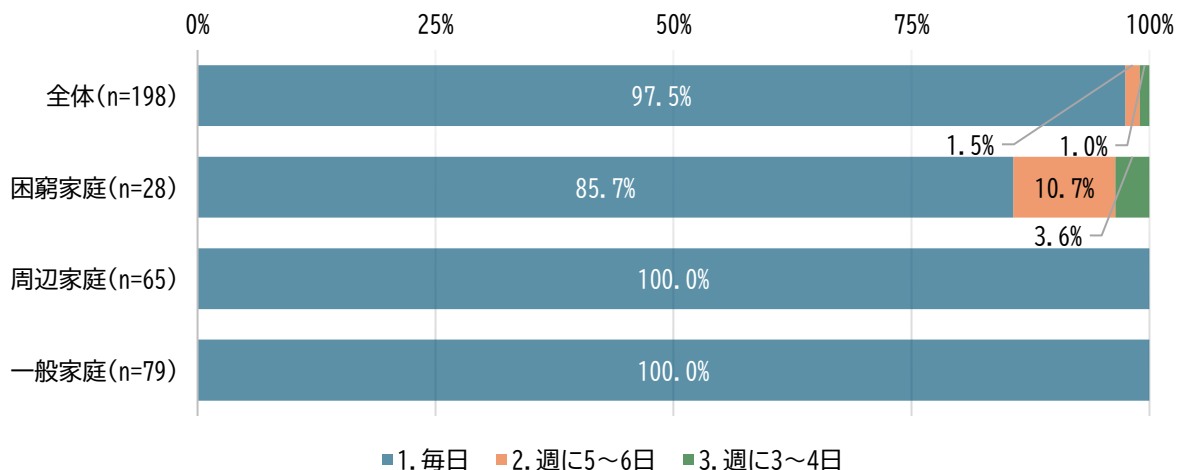
○生活困難度別にみると、困窮度の高い層ほど「毎日」の割合が低くなっています。

(1)朝食		人数	割合
	1. 毎日	180	84.9%
	2. 週に5～6日	12	5.7%
	3. 週に3～4日	9	4.2%
	4. 週に1～2日・ほとんど食べない	11	5.2%
	不明・無回答	0	0.0%
	合計	212	100.0%



○（2）夕食について、「毎日」が97.6%と最も割合が高く、次いで「週に5～6日」が1.4%、「週に3～4日」が0.9%となっています。

(2)夕食		人数	割合
	1. 毎日	207	97.6%
	2. 週に5～6日	3	1.4%
	3. 週に3～4日	2	0.9%
	4. 週に1～2日・ほとんど食べない	0	0.0%
	不明・無回答	0	0.0%
	合計	212	100.0%

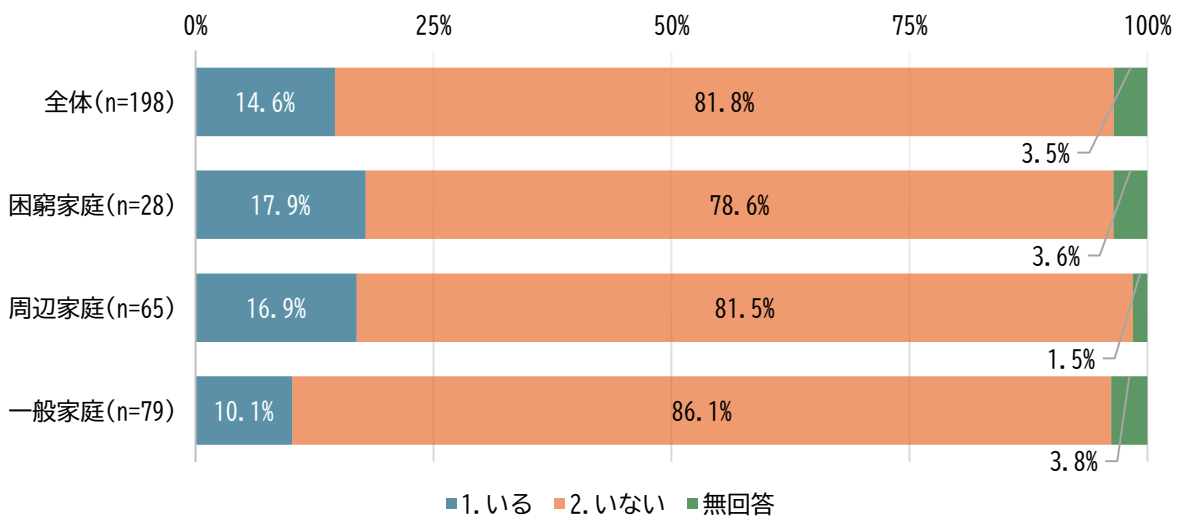


問 19 あなたが中心となって、お世話をしている家族の人はいますか。※「お世話」とは、おとながするような家事や、家族の面倒をみることです。(あてはまる番号1つに○)

○「いる」が14.2%に対し、「いない」が82.5%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮度の高い層ほど「いる」の割合が高くなっています。

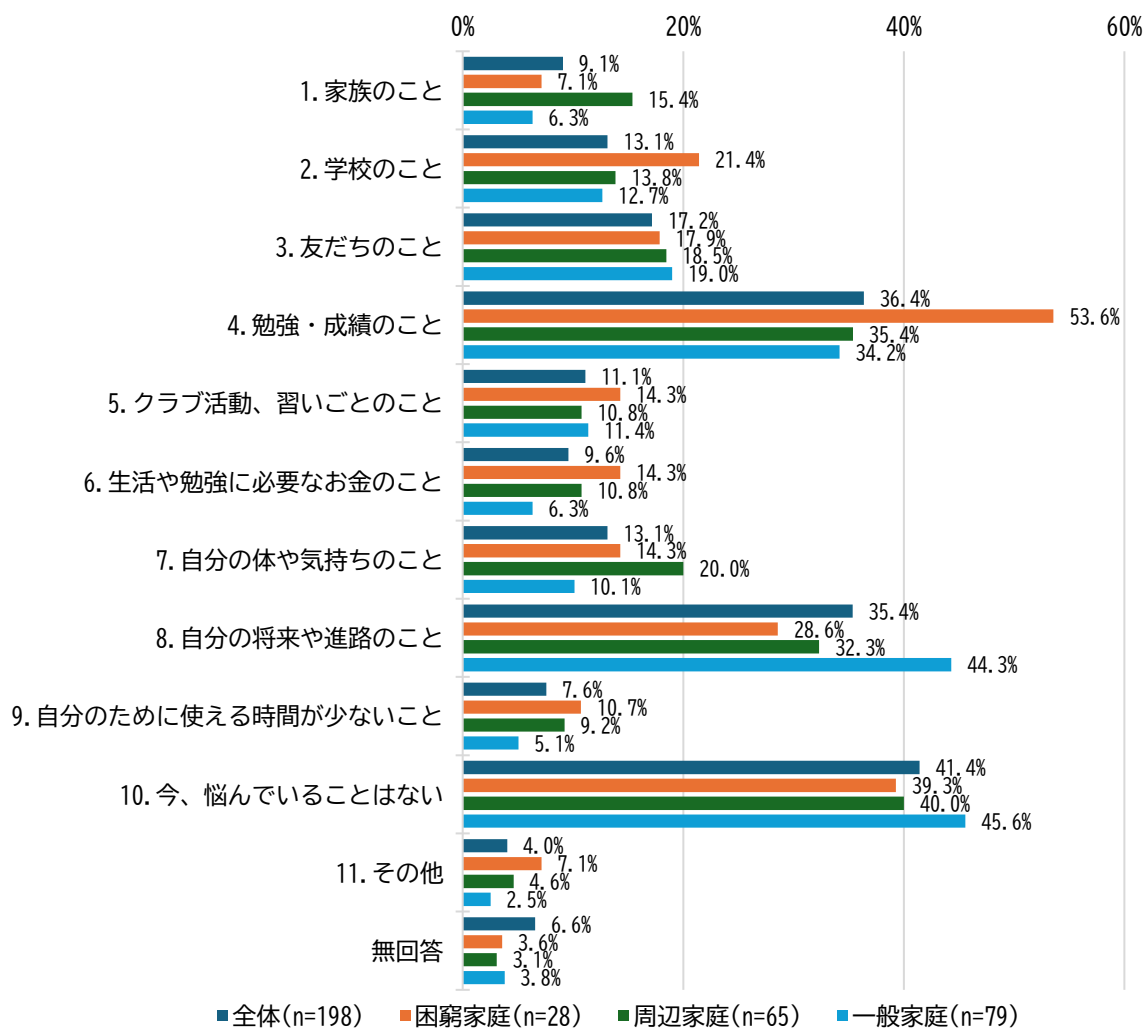
	人数	割合
1. いる⇒問20へ	30	14.2%
2. いない⇒問29へ	175	82.5%
不明・無回答	7	3.3%
合計	212	100.0%



問 30 あなたは今、悩んだり、困ったりしていることがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

○「今、悩んでいることはない」が40.6%と最も割合が高く、次いで「勉強・成績のこと」が35.8%、「自分の将来や進路のこと」が35.4%となっています。

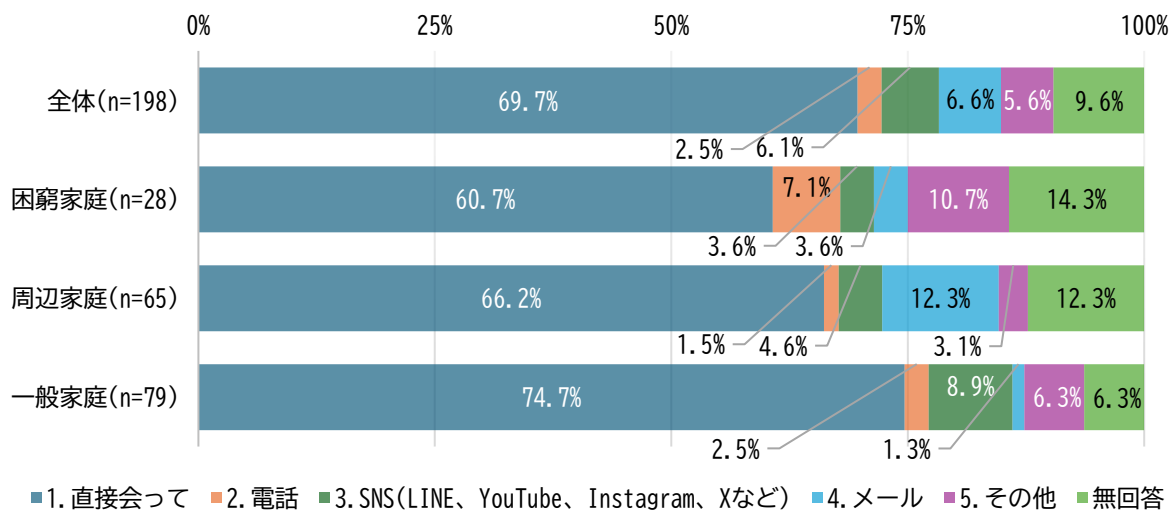
	人数	割合
1. 家族のこと	20	9.4%
2. 学校のこと	28	13.2%
3. 友だちのこと	36	17.0%
4. 勉強・成績のこと	76	35.8%
5. クラブ活動、習いごとのこと	24	11.3%
6. 生活や勉強に必要なお金のこと	19	9.0%
7. 自分の体や気持ちのこと	28	13.2%
8. 自分の将来や進路のこと	75	35.4%
9. 自分のために使える時間が少ないこと	17	8.0%
10. 今、悩んでいることはない	86	40.6%
11. その他	9	4.2%
不明・無回答	16	7.5%
合計	434	
集計対象者数	212	100.0%



問 34 あなたが悩んだり困っていることをまわりのおとなに相談するとしたら、あなたは、
どんな方法で話を聞いたり相談にのったりしてほしいですか。（あてはまる番号1つに
○）

- 「直接会って」が69.3%と最も割合が高く、次いで「SNS（LINE、YouTube、Instagram、Xなど）」と「メール」がともに6.6%、「その他」が5.2%となっています。
○生活困難度別にみると、困窮度の低い層ほど「直接会って」の割合が高くなっています。

	人数	割合
1. 直接会って	147	69.3%
2. 電話	5	2.4%
3. SNS(LINE、YouTube、Instagram、Xなど)	14	6.6%
4. メール	14	6.6%
5. その他	11	5.2%
不明・無回答	21	9.9%
合計	212	100.0%



「その他」の主な回答

- 直接でも電話でも、●そうだんしたくない、●個人名が相手にも分からないようにしてほしい、●手紙、●きろくにのこらないもの

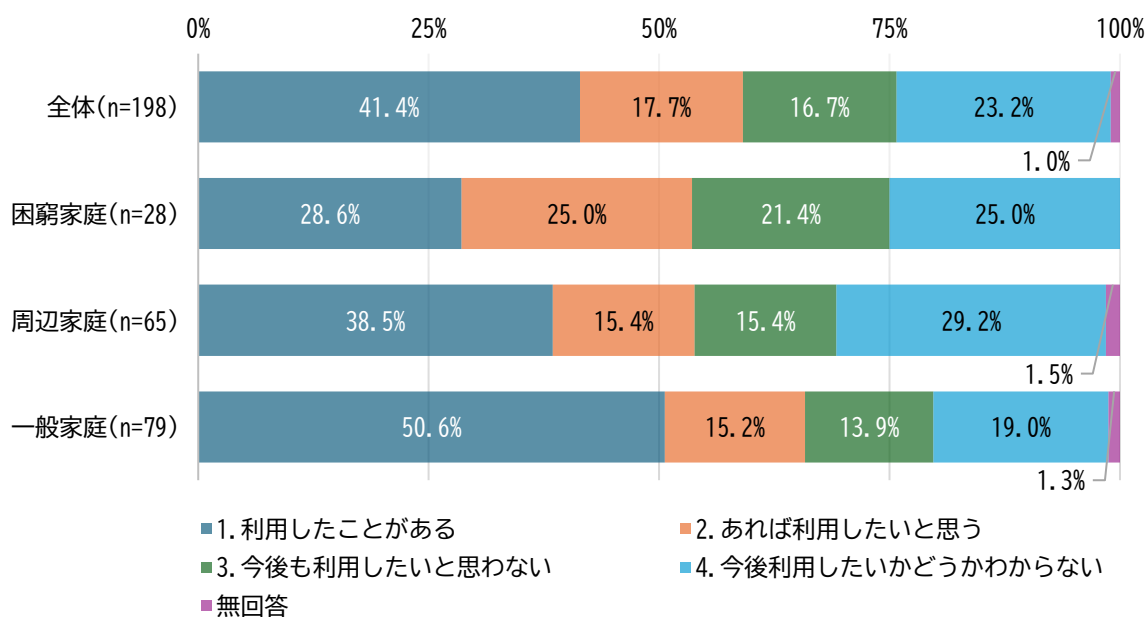
問 35 あなたは、次の場所を利用したことがありますか。また、利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか。（それぞれ、1～4のあてはまる番号1つに○）

(1) (自分や友だちの家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所 (図書館など)

○「利用したことがある」(41.5%)と「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」(17.0%)を合わせた『利用したいと思う』が58.5%に対し、「利用したことはなく、今後も利用したいと思わない」が16.0%となっています。「利用したことはなく、今後利用したいかどうか分からない」は24.5%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮度の低い層ほど「利用したことがある」の割合が高くなっています。

(1)(自分や友だちの家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所(図書館など)	人数	割合
1. 利用したことがある	88	41.5%
2. 利用したことはないが、あれば利用したいと思う	36	17.0%
3. 利用したことはなく、今後も利用したいと思わない	34	16.0%
4. 利用したことはなく、今後利用したいかどうか分からない	52	24.5%
不明・無回答	2	0.9%
合計	212	100.0%

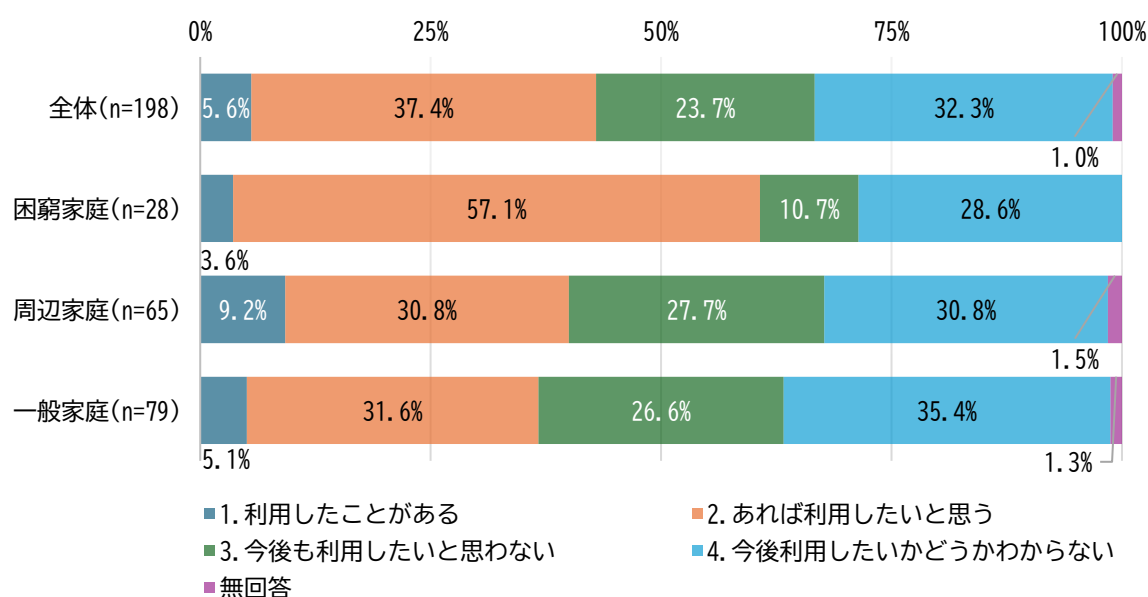


(2) (自分や友だちの家以外で) ご飯を無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)

○「利用したことがある」(6.1%)と「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」(35.8%)を合わせた『利用したいと思う』が42.0%に対し、「利用したことはなく、今後も利用したいと思わない」が22.6%となっています。「利用したことはなく、今後利用したいかどうか分からない」は34.4%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮度の高い層ほど『利用したいと思う』の割合が高くなっています。

(2)(自分や友だちの家以外で)ご飯を無料か安く食べることができる場所(こども食堂など)	人数	割合
1. 利用したことがある	13	6.1%
2. 利用したことはないが、あれば利用したいと思う	76	35.8%
3. 利用したことはなく、今後も利用したいと思わない	48	22.6%
4. 利用したことはなく、今後利用したいかどうか分からない	73	34.4%
不明・無回答	2	0.9%
合計	212	100.0%



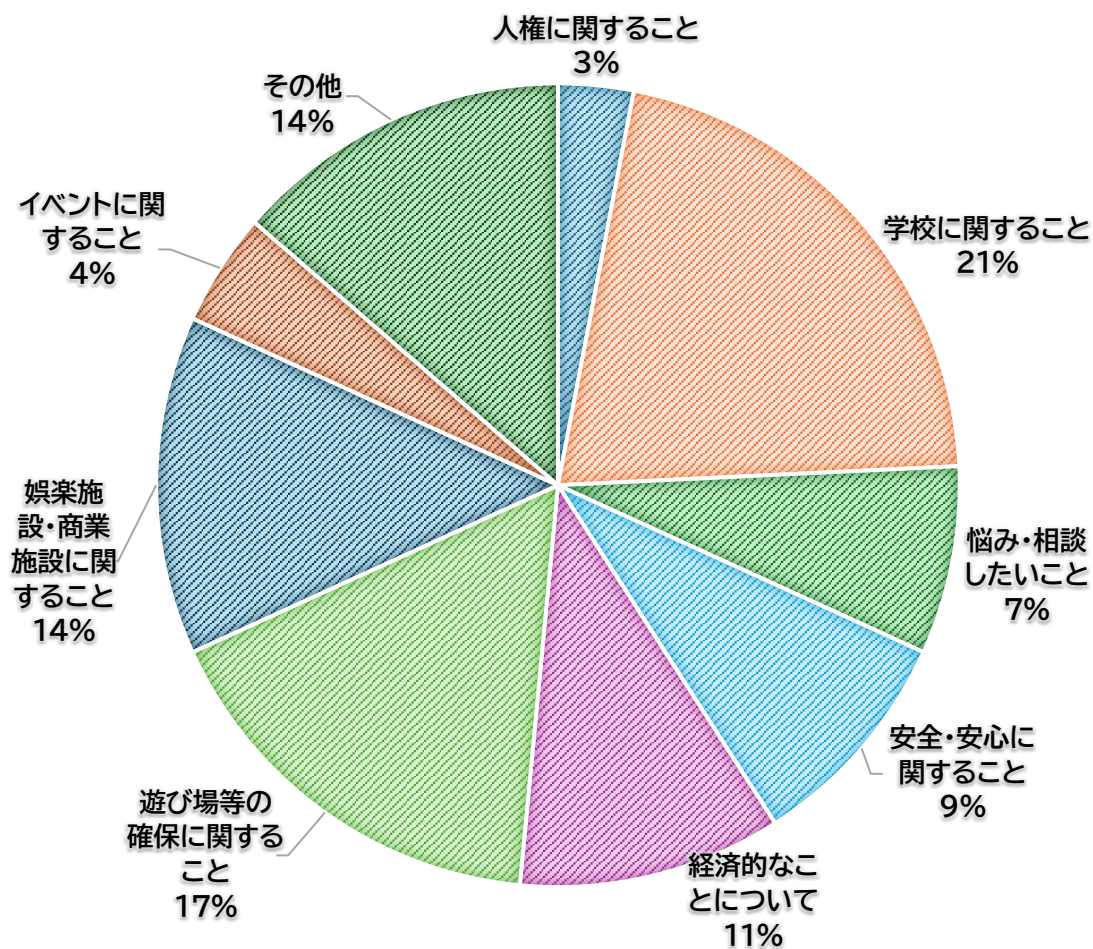
問 36 「こどもの権利」とは、こどものみなさんが、安心して生活できること、自信を持って生きていくこと、自由に意見を言ったり活動したりすることができることなど、自分らしく元気に生きる上で大切なものです。あなたは、こうした「こどもの権利」について、知っていますか？(あてはまる番号1つに○)

○「知っている」(30.7%)と「言葉だけは知っている」(34.0%)を合わせた『知っている』が64.7%に対し、「まったく知らない」が33.5%となっています。

	人数	割合
1. 知っている	65	30.7%
2. 言葉だけは知っている	72	34.0%
3. まったく知らない	71	33.5%
不明・無回答	4	1.9%
合計	212	100.0%

問 37 最後に、あなたがまわりのおとなの人に対して言いたいことがあれば、自由を書いてください。(困っていること、家族にしてほしいこと、学校の先生に言いたいこと、むつ市にしてほしいことなど)

○回答は 66 件 (63 人) ありました。意見内容の内訳をみると、「学校に関すること」「遊び場等の確保に関すること」「娯楽施設・商業施設に関すること」の意見が多くなっています。



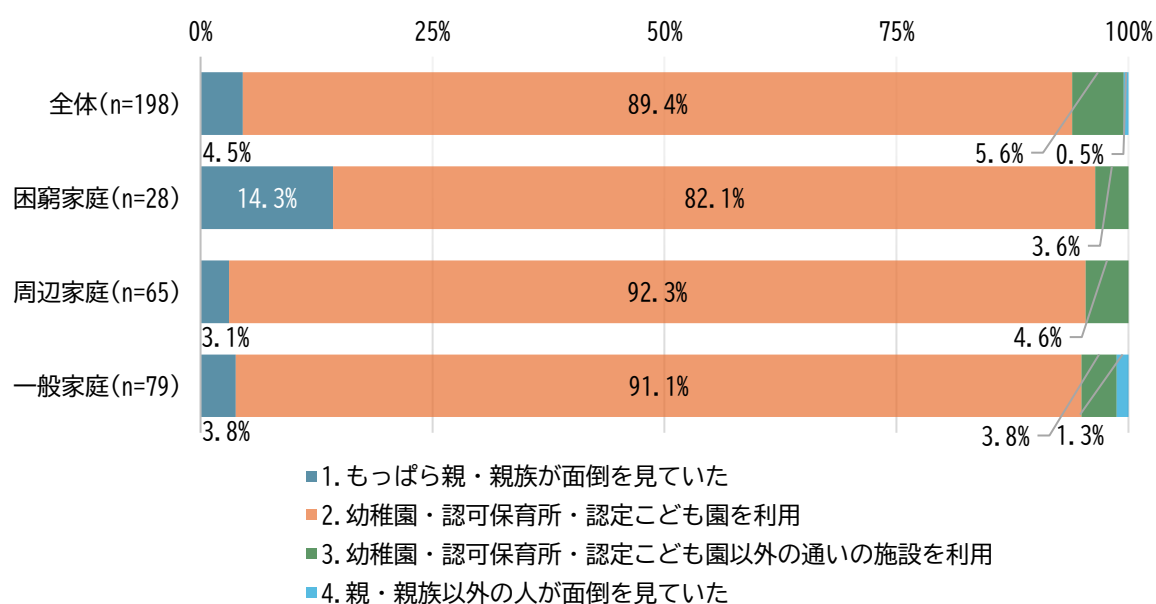
(5) 保護者調査（小学5年生・中学2年生の保護者） 調査結果

問 12 お子さんが3～5歳のときの育児は、どのようにされていきましたか。あてはまる番号が複数ある場合は、3～5歳の間で最も期間が長かったものをお答えください。（あてはまる番号1つに○）

○「幼稚園・認可保育所・認定こども園を利用」が89.4%と最も割合が高く、次いで「幼稚園・認可保育所・認定こども園以外の通いの施設を利用」が5.3%、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が4.9%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮家庭の「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が他の家庭と比べて高くなっています。

	人数	割合
1. もっぱら親・親族が面倒を見ていた	13	4.9%
2. 幼稚園・認可保育所・認定こども園を利用	236	89.4%
3. 幼稚園・認可保育所・認定こども園以外の通いの施設を利用	14	5.3%
4. 親・親族以外の人が面倒を見ていた	1	0.4%
不明・無回答	0	0.0%
合計	264	100.0%



生活困難度別の回答件数について、保護者調査の有効回答数は264件のところ、親子回答を紐づけできた世帯(198件)について生活困難度を分類。「無回答等」(26件)の分類は、グラフには表示していない。

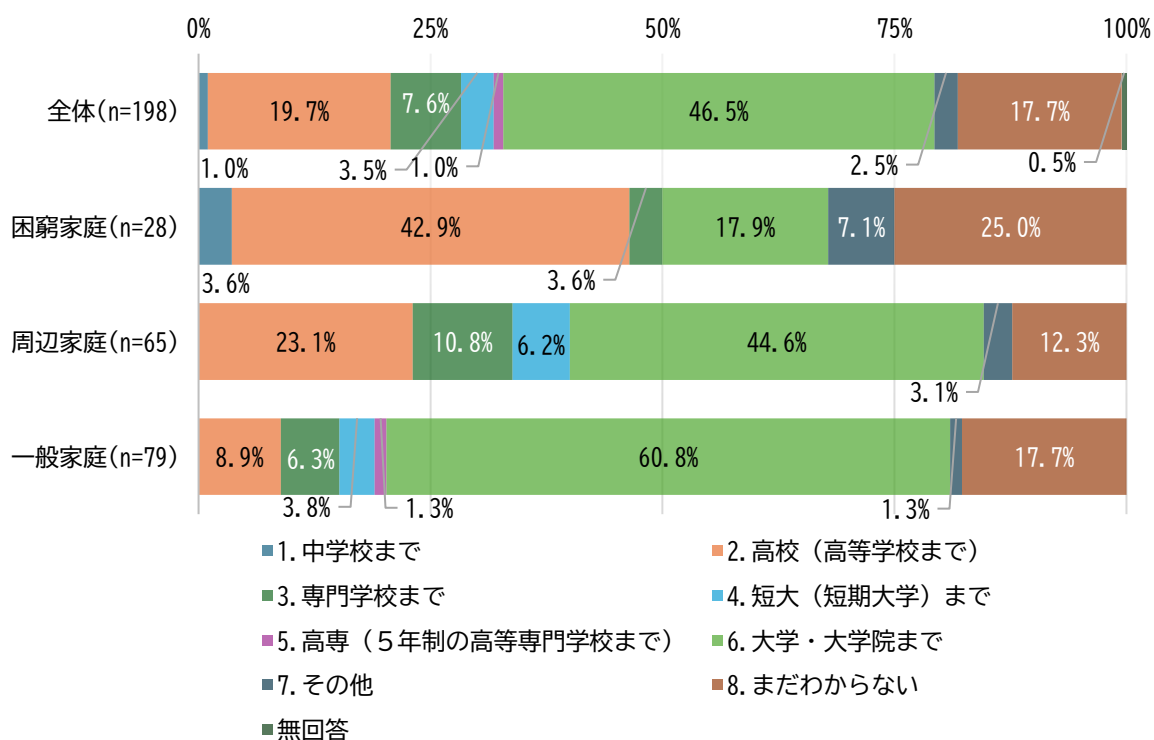
問 13 お子さんには将来、どの段階まで進学を希望しますか。(あてはまる番号1つに○)

○「大学・大学院まで」が46.2%と最も割合が高く、次いで「高校（高等学校）まで」が20.5%、「まだわからない」が19.3%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮家庭では「高校（高等学校）まで」が最も割合が高く、周辺家庭と一般家庭では「大学・大学院まで」が最も高くなっています。

有意差検定の実施により、困窮家庭と一般家庭の間に有意な差が認められました。

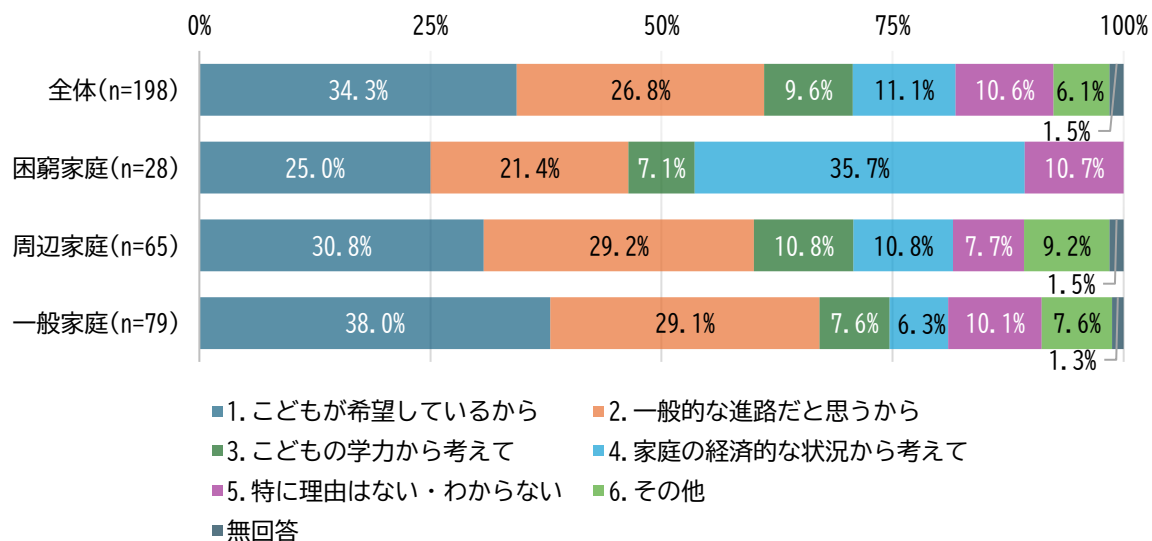
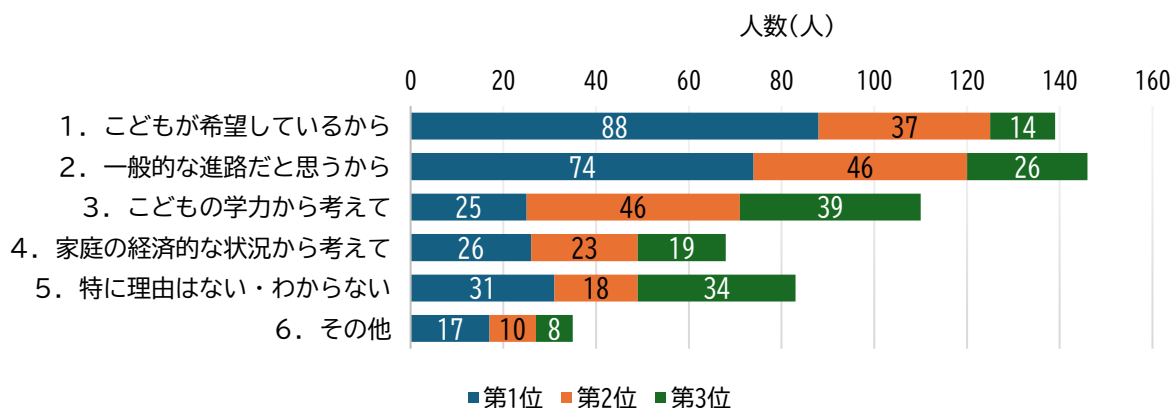
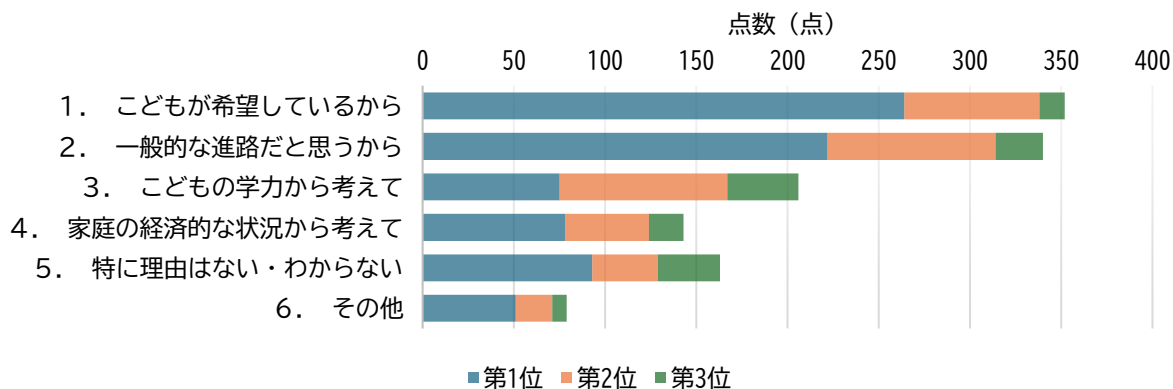
	人数	割合
1. 中学校まで	2	0.8%
2. 高校(高等学校)まで	54	20.5%
3. 専門学校まで	19	7.2%
4. 短大(短期大学)まで	8	3.0%
5. 高専(5年制の高等専門学校まで)	2	0.8%
6. 大学・大学院まで	122	46.2%
7. その他	5	1.9%
8. まだわからない	51	19.3%
不明・無回答	1	0.4%
合計	264	100.0%



問 14 問 13（前の質問）の回答について、その理由について、次の中から特にそのように思った順に、1 位から 3 位の順位をつけて、その番号を書いてください。

○ 1 位を 3 点、2 位を 2 点、3 位を 1 点とし得点を付与することで、各項目の相対的な優先度を集計しました。「こどもが希望しているから」が最も高く、次いで「一般的な進路だと思うから」、「こどもの学力から考えて」と続いています。

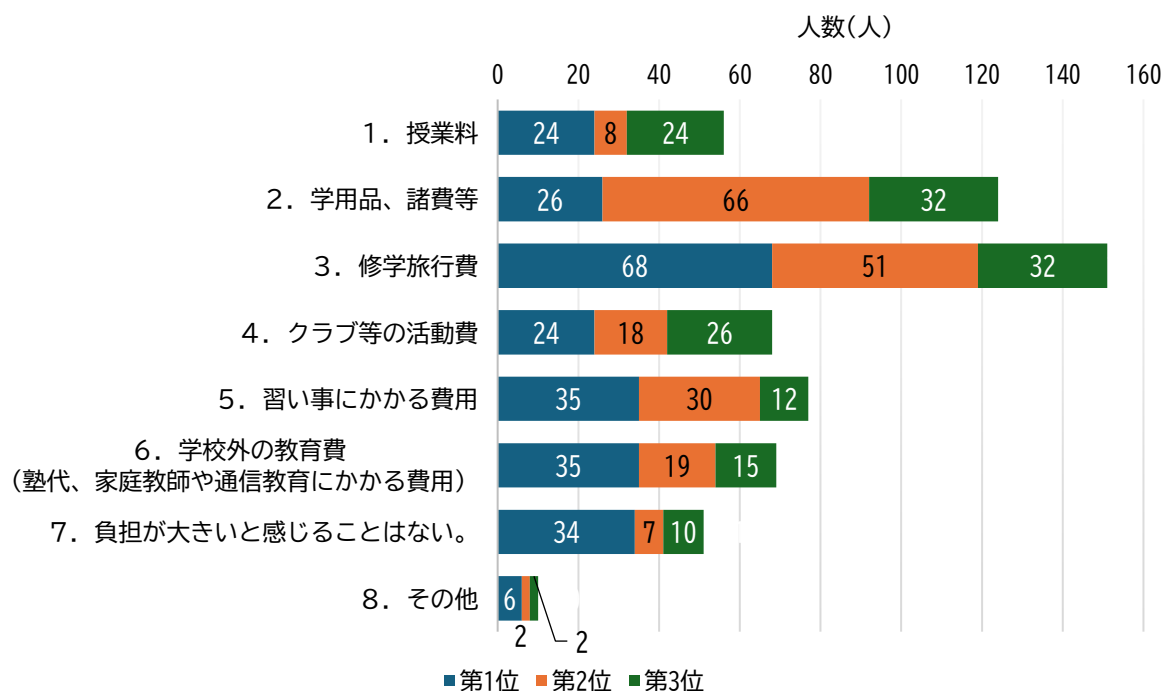
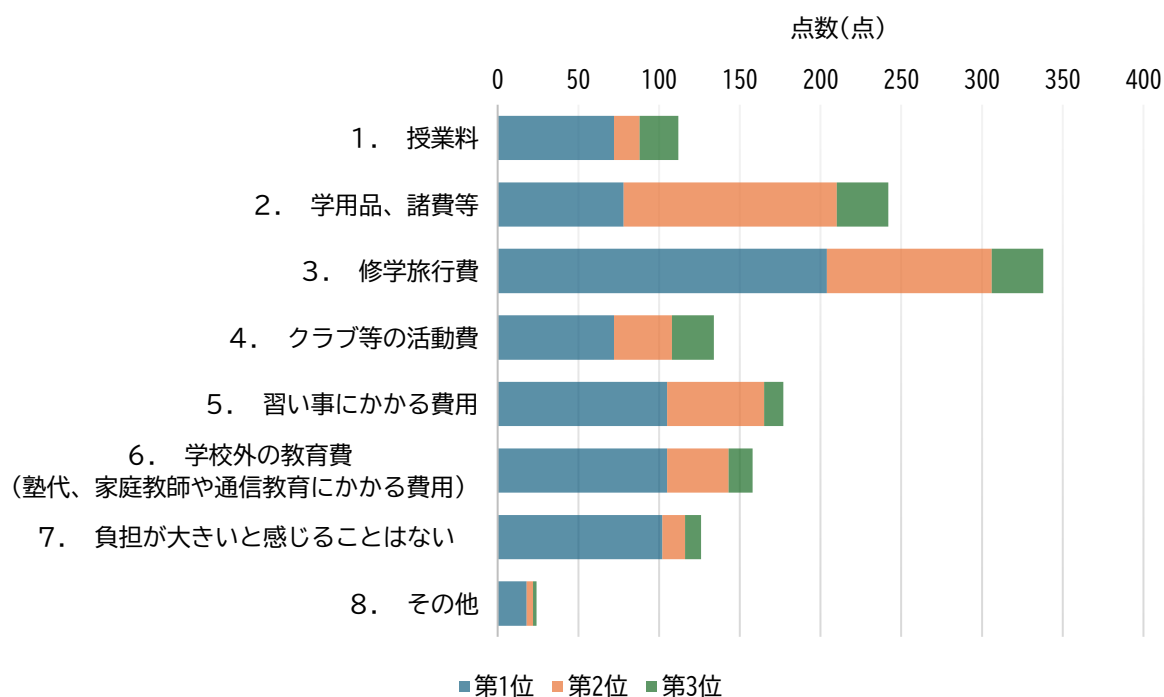
○ 生活困難度別に 1 位と選択した回答をみると、困窮家庭では「家庭の経済的な状況から考えて」が最も高く、周辺家庭と一般家庭では「こどもが希望しているから」が最も高くなっています。

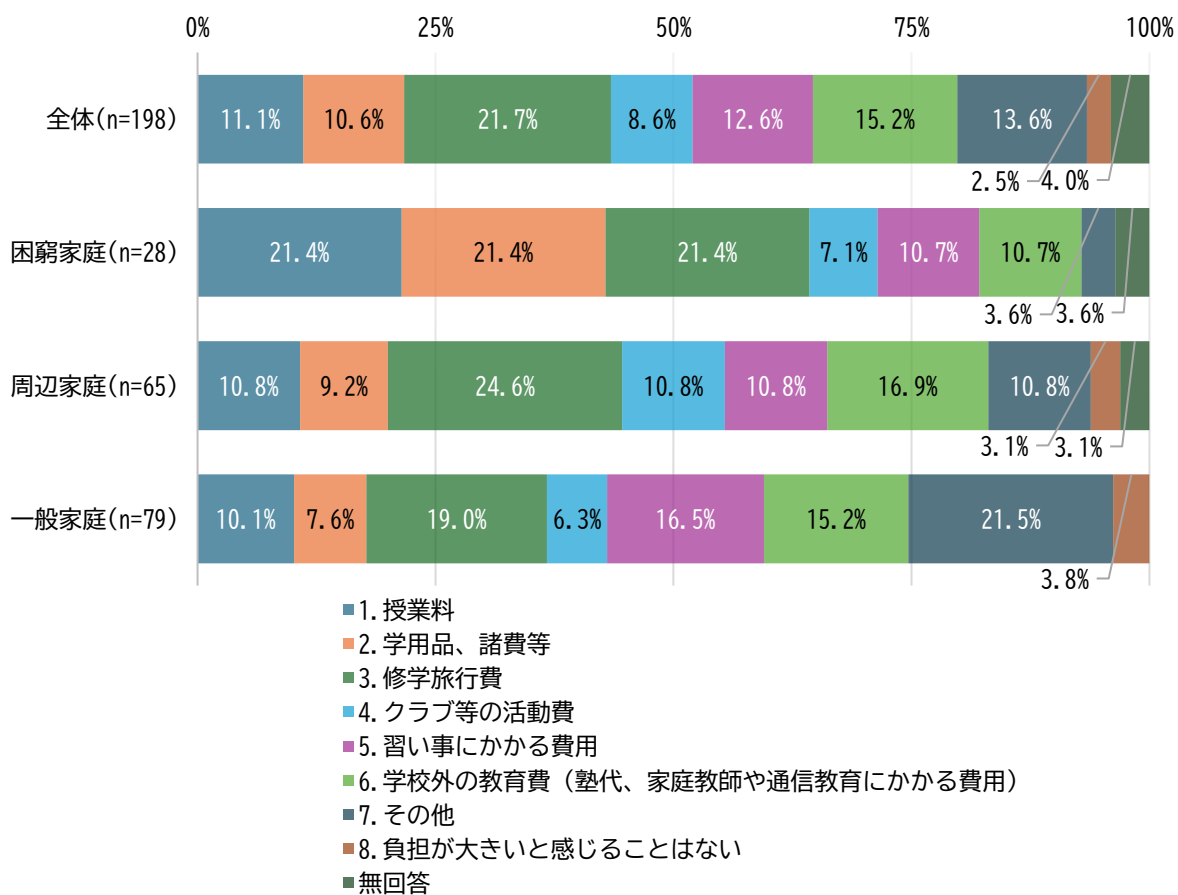


問 15 お子さんの教育にかかる費用について、次の中から負担が大きいと感じている順に、1 位から 3 位の順位をつけて、その番号を書いてください。

○ 1 位を 3 点、2 位を 2 点、3 位を 1 点とし得点を付与することで、各項目の相対的な優先度を集計しました。「修学旅行費」が最も高く、次いで「学用品、諸費等」、「習い事にかかる費用」と続いています。

○ 生活困難度別に 1 位と選択した回答をみると、困窮家庭の「授業料」と「学用品、諸費等」が他の家庭と比べて高くなっています。





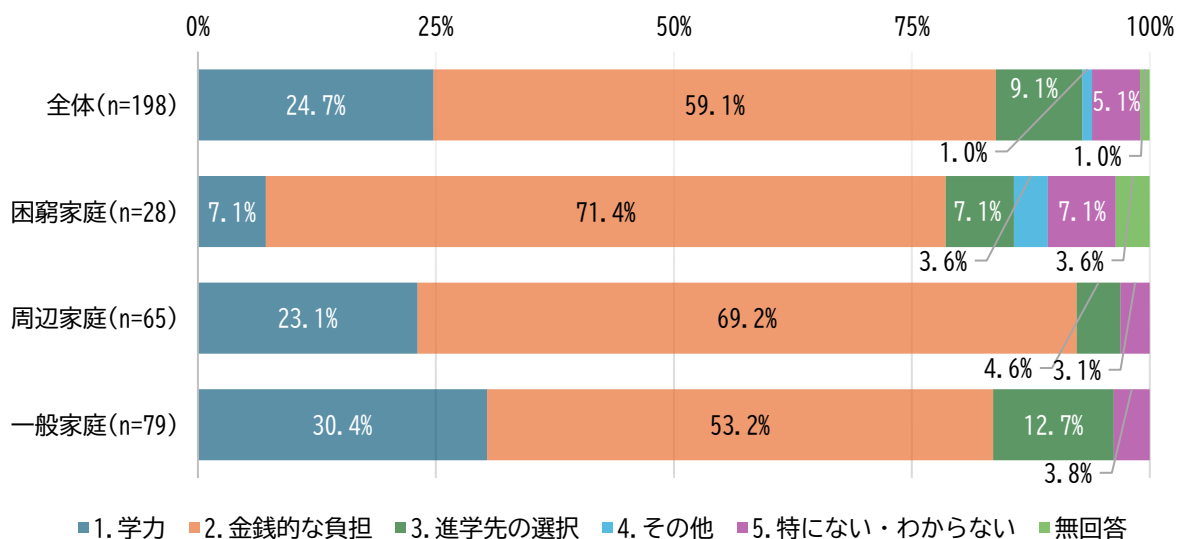
問 16 お子さんを将来希望する学校まで進学させるにあたって、最も心配なことをお答えください。（あてはまる番号1つに○）

○「金銭的な負担」が56.4%と最も割合が高く、次いで「学力」が24.6%、「進学先の選択」が10.6%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮度の低い層ほど「学力」の割合が高くなっています。また、困窮度の高い層ほど「金銭的な負担」の割合が高くなっています。

有意差検定の実施により、困窮家庭と一般家庭の間に有意な差が認められました。

	人数	割合
1. 学力	65	24.6%
2. 金銭的な負担	149	56.4%
3. 進学先の選択	28	10.6%
4. その他	5	1.9%
5. 特にない・わからない	14	5.3%
不明・無回答	3	1.1%
合計	264	100.0%

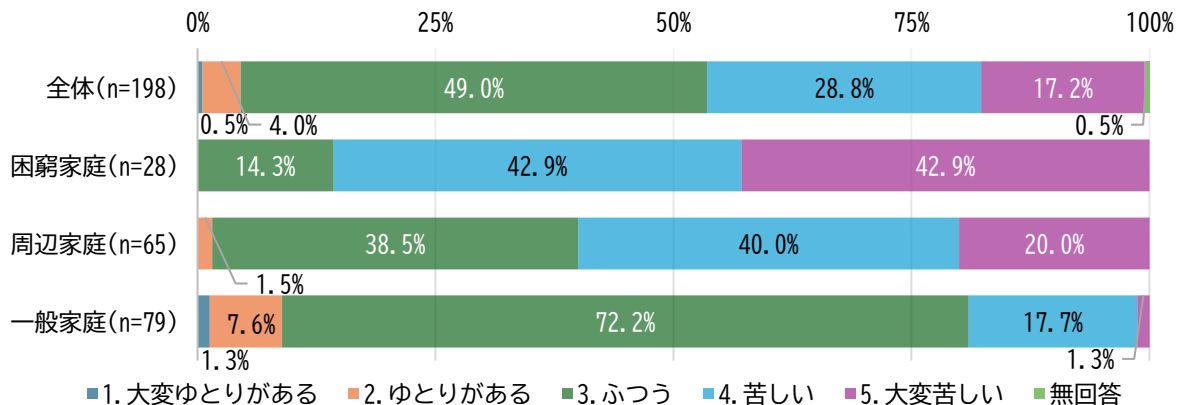


問 22 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(あてはまる番号1つに○)

○「大変ゆとりがある」(0.4%)と「ゆとりがある」(3.0%)を合わせた『ゆとりがある』が3.4%、「苦しい」(31.4%)と「大変苦しい」(15.5%)を合わせた『苦しい』が46.9%、「ふつう」は48.9%となっています。

○生活困難度別にみると、困窮家庭では『苦しい』が85.8%に対し、周辺家庭では60.0%、一般家庭では19.0%となっています。

	人数	割合
1. 大変ゆとりがある	1	0.4%
2. ゆとりがある	8	3.0%
3. ふつう	129	48.9%
4. 苦しい	83	31.4%
5. 大変苦しい	41	15.5%
不明・無回答	2	0.8%
合計	264	100.0%



問 23 あなたの世帯では、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。おむね直近1年の間でお答えください。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

○(1)家族が必要とする食材を買えなかったについて、「よくあった」(3.8%)と「ときどきあった」(18.6%)と「まれにあった」(19.7%)を合わせた『あった』が42.0%に対し、「まったくなかった」が58.0%となっています。

(1)	人数	割合
1. よくあった	10	3.8%
2. ときどきあった	49	18.6%
3. まれにあった	52	19.7%
4. まったくなかった	153	58.0%
不明・無回答	0	0.0%
合計	264	100.0%

問 28 あなたには、子育てに関する心配や悩みはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

○「勉強、受験、進路のこと」が51.9%と最も割合が高く、次いで「経済的な負担」が38.3%、「学校生活のこと」が32.6%となっています。

	人数	割合
1. 自分の時間が減った	48	18.2%
2. 疲労やストレス	81	30.7%
3. 家事・育児と仕事との両立	70	26.5%
4. 経済的な負担	101	38.3%
5. しつけや接し方	77	29.2%
6. 学校生活のこと	86	32.6%
7. 勉強、受験、進路のこと	137	51.9%
8. 塾、習い事のこと	39	14.8%
9. こどもの健康や発育のこと	69	26.1%
10. こどもの食事や栄養管理のこと	52	19.7%
11. こどもの性や恋愛のこと	20	7.6%
12. SNS(LINE、Instagram、Xなど)のこと	51	19.3%
13. その他	12	4.5%
14. 心配や悩みはない	37	14.0%
不明・無回答	2	0.8%
合計	882	
集計対象者数	264	100.0%

問 29 次の (1) ～ (3) の事柄について、あなたが頼れる人はいますか。(それぞれ、あてはまる番号 1 つに○)

○『子育てに関する相談』について、「頼れる人がいる」が 66.3%に対し、「頼れる人がいない」は 15.5%、一方で「そのことで人に頼らない」は 18.2%となっています。

(1)子育てに関する相談	人数	割合
1. 頼れる人がいる	175	66.3%
2. 頼れる人がいない	41	15.5%
3. そのことでは人に頼らない	48	18.2%
不明・無回答	0	0.0%
合計	264	100.0%

○『いざという時のお金の援助』について、「頼れる人がいる」が 42.4%に対し、「頼れる人がいない」は 25.4%、一方で「そのことで人に頼らない」は 32.2%となっています。

(2)いざという時のお金の援助	人数	割合
1. 頼れる人がいる	112	42.4%
2. 頼れる人がいない	67	25.4%
3. そのことでは人に頼らない	85	32.2%
不明・無回答	0	0.0%
合計	264	100.0%

○『その他、重要な事柄の相談』について、「頼れる人がいる」が 66.7%に対し、「頼れる人がいない」は 17.8%、一方で「そのことで人に頼らない」は 15.5%となっています。

(3)その他、重要な事柄の相談	人数	割合
1. 頼れる人がいる	176	66.7%
2. 頼れる人がいない	47	17.8%
3. そのことでは人に頼らない	41	15.5%
不明・無回答	0	0.0%
合計	264	100.0%

問 31 あなたは、次の事業・制度を知っていますか。また、これまでに利用したことがありますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

○ (1) 児童扶養手当について、1～4を合わせた『知っている』が87.1%に対し、「知らない」が12.1%となっています。一方で、『知っている』と回答した230人中、「利用したことがある」が64.3%に対し、「知っているが、利用したことがない」は35.7% (82人) となっています。

(1)児童扶養手当	人数	割合
1. 利用している・利用したことがある	148	56.1%
2. 知っているが、必要がなかったので利用したことがない	67	25.4%
3. 知っているが、手続きがわからず利用しにくいので利用したことがない	2	0.8%
4. 知っているが、その他の理由で利用したことがない	13	4.9%
5. 知らない	32	12.1%
不明・無回答	2	0.8%
合計	264	100.0%

○ (2) 生活保護について、1～4を合わせた『知っている』が95.8%に対し、「知らない」が2.7%となっています。一方で、『知っている』と回答した253人中、「利用したことがある」が1.2%に対し、「知っているが、利用したことがない」は98.8% (250人) となっています。

(2)生活保護	人数	割合
1. 利用している・利用したことがある	3	1.1%
2. 知っているが、必要がなかったので利用したことがない	214	81.1%
3. 知っているが、手続きがわからず利用しにくいので利用したことがない	2	0.8%
4. 知っているが、その他の理由で利用したことがない	34	12.9%
5. 知らない	7	2.7%
不明・無回答	4	1.5%
合計	264	100.0%

○ (7) 就学援助制度について、1～4を合わせた『知っている』が76.1%に対し、「知らない」が22.0%となっています。一方で、『知っている』と回答した201人中、「利用したことがある」が13.9%に対し、「知っているが、利用したことがない」は86.1% (173人) となっています。

(7)就学援助制度	人数	割合
1. 利用している・利用したことがある	28	10.6%
2. 知っているが、必要がなかったので利用したことがない	138	52.3%
3. 知っているが、手続きがわからず利用しにくいので利用したことがない	11	4.2%
4. 知っているが、その他の理由で利用したことがない	24	9.1%
5. 知らない	58	22.0%
不明・無回答	5	1.9%
合計	264	100.0%

○（10）地域子育て支援拠点について、１～４を合わせた『知っている』が43.2%に対し、「知らない」が54.9%となっています。一方で、『知っている』と回答した114人中、「利用したことがある」が14.0%に対し、「知っているが、利用したことがない」は86.0%（98人）となっています。

（10）地域子育て支援拠点	人数	割合
1. 利用している・利用したことがある	16	6.1%
2. 知っているが、必要がなかったので利用したことがない	86	32.6%
3. 知っているが、手続きがわからず利用しにくいので利用したことがない	3	1.1%
4. 知っているが、その他の理由で利用したことがない	9	3.4%
5. 知らない	145	54.9%
不明・無回答	5	1.9%
合計	264	100.0%

○（15）こども家庭センターについて、１～４を合わせた『知っている』が44.3%に対し、「知らない」が53.8%となっています。一方で、『知っている』と回答した117人中、「利用したことがある」が0.9%に対し、「知っているが、利用したことがない」は99.1%（116人）となっています。

（15）こども家庭センター	人数	割合
1. 利用している・利用したことがある	1	0.4%
2. 知っているが、必要がなかったので利用したことがない	98	37.1%
3. 知っているが、手続きがわからず利用しにくいので利用したことがない	1	0.4%
4. 知っているが、その他の理由で利用したことがない	17	6.4%
5. 知らない	142	53.8%
不明・無回答	5	1.9%
合計	264	100.0%

○（17）スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて、１～４を合わせた『知っている』が79.2%に対し、「知らない」が18.9%となっています。一方で、『知っている』と回答した209人中、「利用したことがある」が15.8%に対し、「知っているが、利用したことがない」は84.2%（176人）となっています。

（17）スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	人数	割合
1. 利用している・利用したことがある	33	12.5%
2. 知っているが、必要がなかったので利用したことがない	154	58.3%
3. 知っているが、手続きがわからず利用しにくいので利用したことがない	0	0.0%
4. 知っているが、その他の理由で利用したことがない	22	8.3%
5. 知らない	50	18.9%
不明・無回答	5	1.9%
合計	264	100.0%

問 32 あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどのようなものですか。(あてはまる番号すべてに○)

○「こどもの就学・進学にかかる費用の援助」が58.7%と最も割合が高く、次いで「就学に必要な制服・文具等の学用品、クラブ活動等への支援」が45.1%、「地域でこどもが安心して遊んだり、交流できる居場所や施設の充実」が38.3%となっています。

	人数	割合
1. こどもや生活のことなどの悩みごとを安心して相談できる窓口の充実	43	16.3%
2. 病気のこどもを対象にした保育(病児保育)の実施	20	7.6%
3. 離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること	16	6.1%
4. 親がいない時間にこどもが安心して過ごせる場の充実	80	30.3%
5. 就職・転職のための支援が受けられること	41	15.5%
6. 市が企業等に対して、柔軟な働き方(労働時間の選択や働く場所の多様化等)の導入を働きかけること	61	23.1%
7. 資格取得期間中の生活費に関する補助	27	10.2%
8. 学校の授業以外での無料または低額の学習支援の場の充実	87	33.0%
9. 就学に必要な制服・文具等の学用品、クラブ活動等への支援	119	45.1%
10. こどもの就学・進学にかかる費用の援助	155	58.7%
11. 一時的に必要な資金を借りられること	23	8.7%
12. 住宅を探したり、住宅費を軽減する支援が受けられること	28	10.6%
13. 公営住宅の優先入居の充実	11	4.2%
14. こども食堂など食事の提供を受けることができる場の充実	24	9.1%
15. 地域でこどもが安心して遊んだり、交流できる居場所や施設の充実	101	38.3%
16. 地域でこどもがスポーツや文化的な活動機会を得られること	84	31.8%
17. 同じような悩みをもった人同士が知り合い、交流できること	22	8.3%
18. その他	9	3.4%
不明・無回答	21	8.0%
合計	972	
集計対象者数	264	100.0%

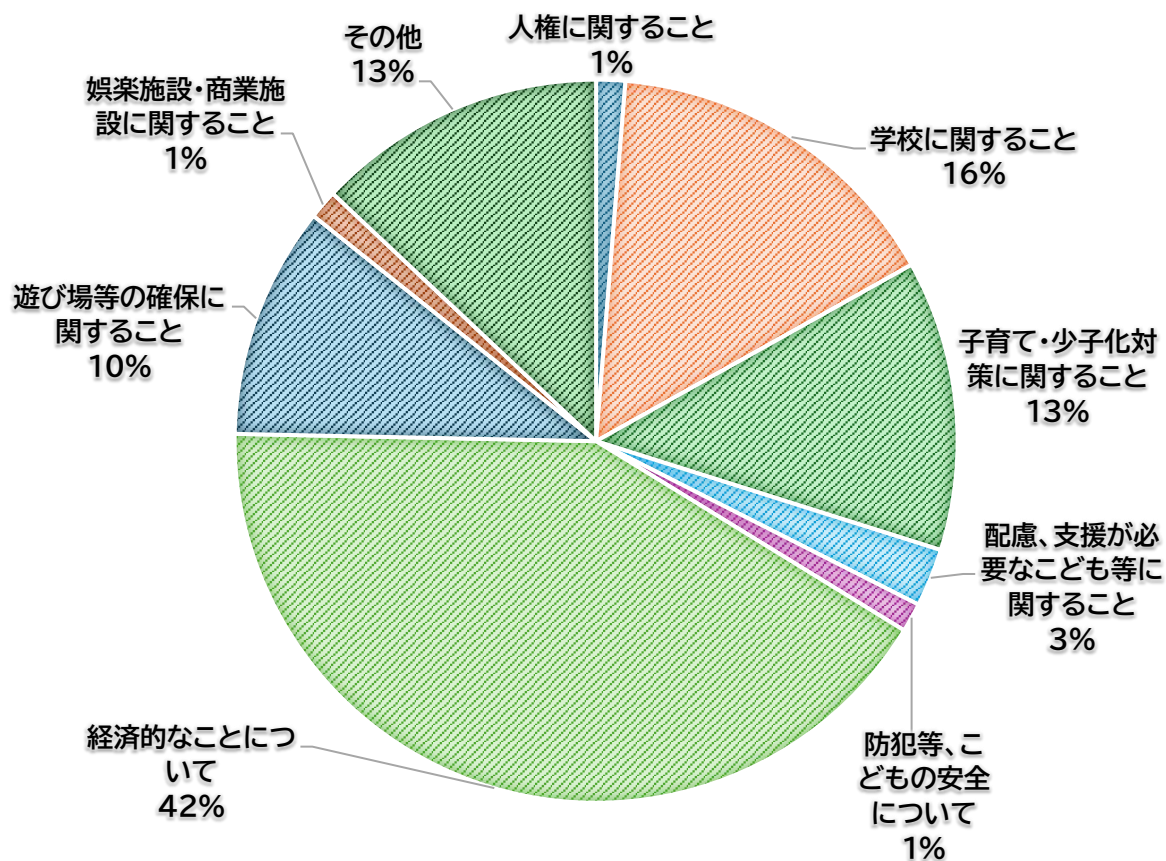
問 33 「こどもの権利」とは、こどものみなさんが安心して生活できること、自信を持って生きていくこと、自由に意見を言ったり活動したりすることができることなど、自分らしく元気に生きる上で大切なものです。あなたは、こうした「こどもの権利」について、知っていますか？(あてはまる番号1つに○)

○「知っている」(36.4%)と「言葉だけは知っている」(41.7%)を合わせた『知っている』が78.1%に対し、「まったく知らない」が20.8%となっています。

	人数	割合
1. 知っている	96	36.4%
2. 言葉だけは知っている	110	41.7%
3. まったく知らない	55	20.8%
不明・無回答	3	1.1%
合計	264	100.0%

問 34 最後に、こどもの養育・教育環境の充実など、子育て家庭への支援に関してご意見・ご要望がありましたら、自由にご記入ください。

○回答は 77 件（73 人）ありました。意見内容の内訳をみると、「経済的なことについて」「学校に関すること」「子育て・少子化対策に関すること」の意見が多くなっています。



(6) こども・若者調査(15歳から39歳の市民) 調査結果

問1 あなたの性別をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

○男性が42.9%、女性が56.5%となっています。また、「その他(どちらともいえない・わからない・答えたくない)」と回答した人が、0.6%となっています。

	人数	割合
1. 男	132	42.9%
2. 女	174	56.5%
3. その他(どちらともいえない・わからない・答えたくない)	2	0.6%
不明・無回答	0	0.0%
合計	308	100.0%

問2 あなたの年齢(令和7年12月1日現在)をお答えください。

○「35-39歳」が24.7%と最も多く、次いで「30-34歳」が22.1%、「15-19歳」が21.8%となっています。

	人数	割合
15-19歳	67	21.8%
20-24歳	32	10.4%
25-29歳	63	20.5%
30-34歳	68	22.1%
35-39歳	76	24.7%
不明・無回答	2	0.6%
合計	308	100.0%

問5 あなたが最後に卒業(中退を含む)した学校はどこですか。現在学校に通っている方は、通っている学校をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

○「高等学校(全日制・定時制・通信制)」が51.3%と最も割合が高く、次いで「大学・大学院」が23.7%、「専門学校」が10.4%となっています。

	人数	割合
1. 中学校	18	5.8%
2. 高等学校(全日制・定時制・通信制)	158	51.3%
3. 専門学校	32	10.4%
4. 短期大学・高等専門学校(高専)	20	6.5%
5. 大学・大学院	73	23.7%
6. その他	7	2.3%
不明・無回答	0	0.0%
合計	308	100.0%

問6 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(あてはまる番号1つに○)

○「大変ゆとりがある」(5.2%)と「ゆとりがある」(15.6%)を合わせた『ゆとりがある』が20.8%、「苦しい」(16.9%)と「大変苦しい」(7.1%)を合わせた『苦しい』が24.0%、「ふつう」は54.5%となっています。

	人数	割合
1. 大変ゆとりがある	16	5.2%
2. ゆとりがある	48	15.6%
3. ふつう	168	54.5%
4. 苦しい	52	16.9%
5. 大変苦しい	22	7.1%
不明・無回答	2	0.6%
合計	308	100.0%

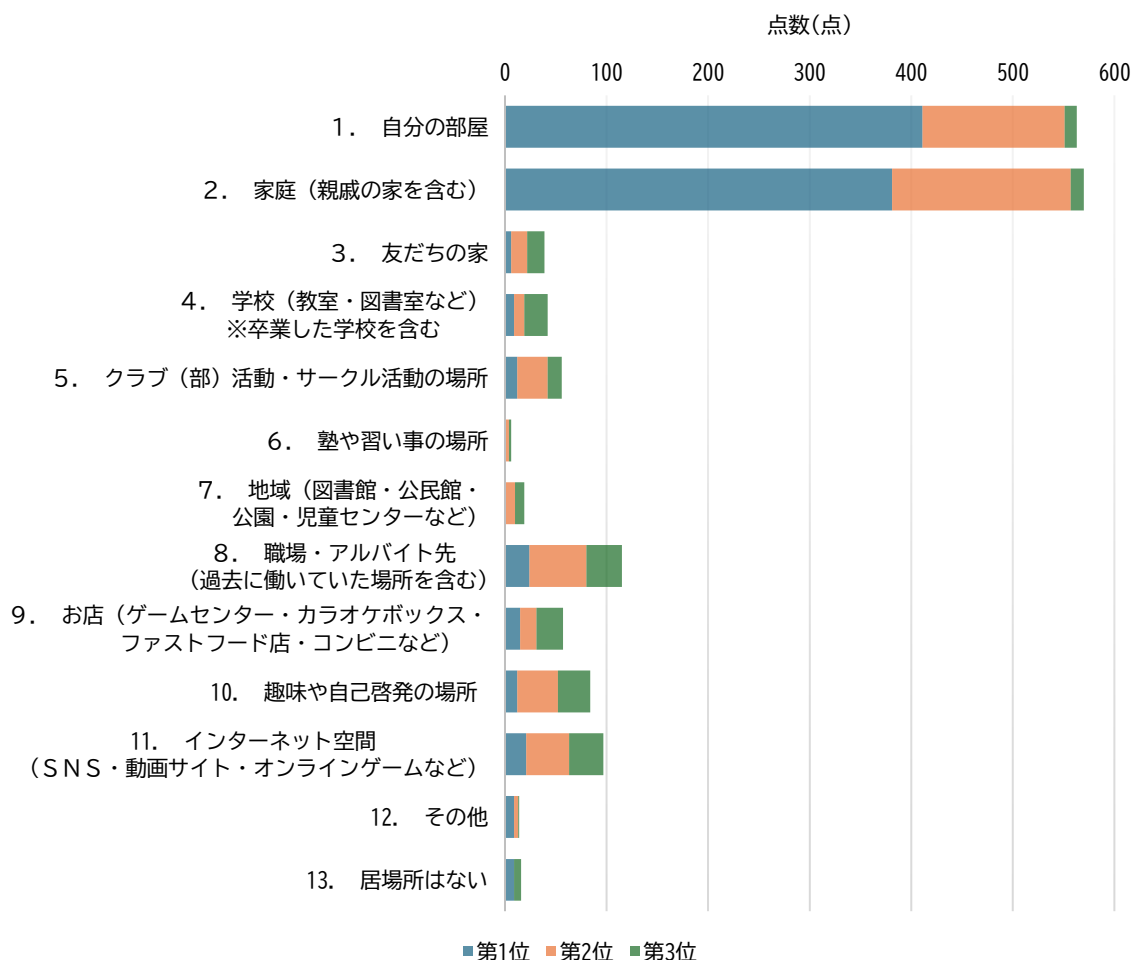
問7 あなたの現在の仕事をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

○「正規の社員・職員・従業員」が47.1%と最も割合が高く、次いで「学生・生徒(予備校生など、進学のために勉強している人を含む)」が24.0%、「パート・アルバイト(学生のアルバイトを除く)」が8.8%となっています。

	人数	割合
1. 学生・生徒(予備校生など、進学のために勉強している人を含む)	74	24.0%
2. パート・アルバイト(学生のアルバイトを除く)	27	8.8%
3. 派遣社員・契約社員・嘱託	10	3.2%
4. 正規の社員・職員・従業員	145	47.1%
5. 会社などの役員	4	1.3%
6. 自営業・自由業	9	2.9%
7. 家族従業者・内職	1	0.3%
8. 専業主婦・主夫	12	3.9%
9. 家事手伝い	1	0.3%
10. 無職(仕事を探している)	9	2.9%
11. 無職(仕事を探していない)	6	1.9%
12. その他	9	2.9%
不明・無回答	1	0.3%
合計	308	100.0%

問9 あなたにとっての「居場所」について、次の中から居場所と思う順に1位から3位の順位をつけて、その番号を書いてください。

○1位を3点、2位を2点、3位を1点とし得点を付与することで、各項目の相対的な優先度を集計しました。「家庭（親戚の家を含む）」が最も高く、次いで「自分の部屋」、「職場・アルバイト先（過去に働いていた場所を含む）」と続いています。



	第1位		第2位		第3位	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 自分の部屋	137	44.5%	70	22.7%	12	3.9%
2. 家庭（親戚の家を含む）	127	41.2%	88	28.6%	13	4.2%
3. 友だちの家	2	0.6%	8	2.6%	17	5.5%
4. 学校（教室・図書室など）※卒業した学校を含む	3	1.0%	5	1.6%	23	7.5%
5. クラブ（部）活動・サークル活動の場所	4	1.3%	15	4.9%	14	4.5%
6. 塾や習い事の場所	0	0.0%	2	0.6%	2	0.6%
7. 地域（図書館・公民館・公園・児童センターなど）	0	0.0%	5	1.6%	9	2.9%
8. 職場・アルバイト先（過去に働いていた場所を含む）	8	2.6%	28	9.1%	35	11.4%
9. お店（ゲームセンター・カラオケボックス・ファストフード店・コンビニなど）	5	1.6%	8	2.6%	26	8.4%
10. 趣味や自己啓発の場所	4	1.3%	20	6.5%	32	10.4%
11. インターネット空間（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）	7	2.3%	21	6.8%	34	11.0%
12. その他	3	1.0%	2	0.6%	1	0.3%
13. 居場所はない	3	1.0%	0	0.0%	7	2.3%
不明・無回答	5	1.6%	36	11.7%	83	26.9%
合計	308	100.0%	308	100.0%	308	100.0%

問 10 あなたは普段どのくらい外出しますか。現在のことについてお答えください。（あてはまる番号1つに○）

○「仕事や学校で平日は毎日外出する」が76.0%と最も割合が高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」が7.1%、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のとときだけ外出する」が6.2%となっています。

	人数	割合
1. 仕事や学校で平日は毎日外出する	234	76.0%
2. 仕事や学校で週に3～4日外出する	22	7.1%
3. 遊び等で頻繁に外出する	6	1.9%
4. 人付き合いのためにときどき外出する	5	1.6%
5. 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のとときだけ外出する	19	6.2%
6. 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	3.6%
7. 自室からは出るが、家からは出ない	7	2.3%
8. 自室からほとんど出ない	2	0.6%
不明・無回答	2	0.6%
合計	308	100.0%

問 11 問 10（前の質問）で「5」～「8」と回答した方のみお答えください。

あなたの外出状況が現在の状態となって、どのくらい経ちますか。（あてはまる番号1つに○）

○該当者 39 人中、「3 か月未満」が 25.6%と最も割合が高く、次いで「2 年～3 年未満」が 15.4%、「1 年～2 年未満」が 12.8%となっています。

	人数	割合
1. 3か月未満	10	25.6%
2. 3か月～6か月未満	2	5.1%
3. 6か月～1年未満	3	7.7%
4. 1年～2年未満	5	12.8%
5. 2年～3年未満	6	15.4%
6. 3年～5年未満	3	7.7%
7. 5年～7年未満	1	2.6%
8. 7年～10年未満	3	7.7%
9. 10年～15年未満	4	10.3%
10. 15年～20年未満	0	0.0%
11. 20年～25年未満	0	0.0%
12. 25年～30年未満	0	0.0%
13. 30年以上	1	2.6%
不明・無回答	1	2.6%
集計対象者数	39	100.0%

問 12 問 11（前の質問）で「3」～「13」と回答した方のみお答えください。

あなたの外出状況が現在の状態になった主な理由・きっかけは何ですか。（あてはまる番号すべてに○）

○該当者 27 人中、「病気」が 29.6%と最も割合が高く、次いで「人間関係がうまくいかなかったこと」と「特に理由はない」が 25.9%、「その他」が 22.2%となっています。

	人数	割合
1. 学校になじめなかったこと	3	11.1%
2. 小学校時代の不登校	1	3.7%
3. 中学校時代の不登校	2	7.4%
4. 高校時代の不登校	2	7.4%
5. 大学(専門学校、短期大学等を含む)時代の不登校	0	0.0%
6. 受験に失敗したこと	0	0.0%
7. 就職活動がうまくいかなかったこと	3	11.1%
8. 職場になじめなかったこと	3	11.1%
9. 人間関係がうまくいかなかったこと	7	25.9%
10. 病気	8	29.6%
11. 妊娠したこと	3	11.1%
12. 退職したこと	5	18.5%
13. 介護・看護を担うようになったこと	0	0.0%
14. 新型コロナウイルス感染症が流行したこと	1	3.7%
15. 在宅で仕事を行うようになったこと	4	14.8%
16. その他	6	22.2%
17. 特に理由はない	7	25.9%
18. わからない	3	11.1%
集計対象者数	27	100.0%

問 14 18 歳以上の方のみお答えください。

あなたは現在、結婚していますか。(あてはまる番号 1 つに○)

○該当者 264 人中、「結婚している」が 43.1%、「結婚していない(離別または死別)」(5.3%)と「結婚していない(結婚したことがない)」(47.3%)を合わせた『結婚していない』が 52.6%、「まもなく結婚する予定」は 3.4%となっています。

	人数	割合
1. 結婚している(事実婚を含む)	113	43.1%
2. まもなく結婚する予定	9	3.4%
3. 結婚していない(離別または死別)	14	5.3%
4. 結婚していない(結婚したことがない)	124	47.3%
5. 答えたくない	2	0.8%
集計対象者数	262	100.0%

問 15 18 歳未満の方も含め、現在結婚していない方のみお答えください。

あなたは今後、結婚したいと思っていますか。(あてはまる番号 1 つに○)

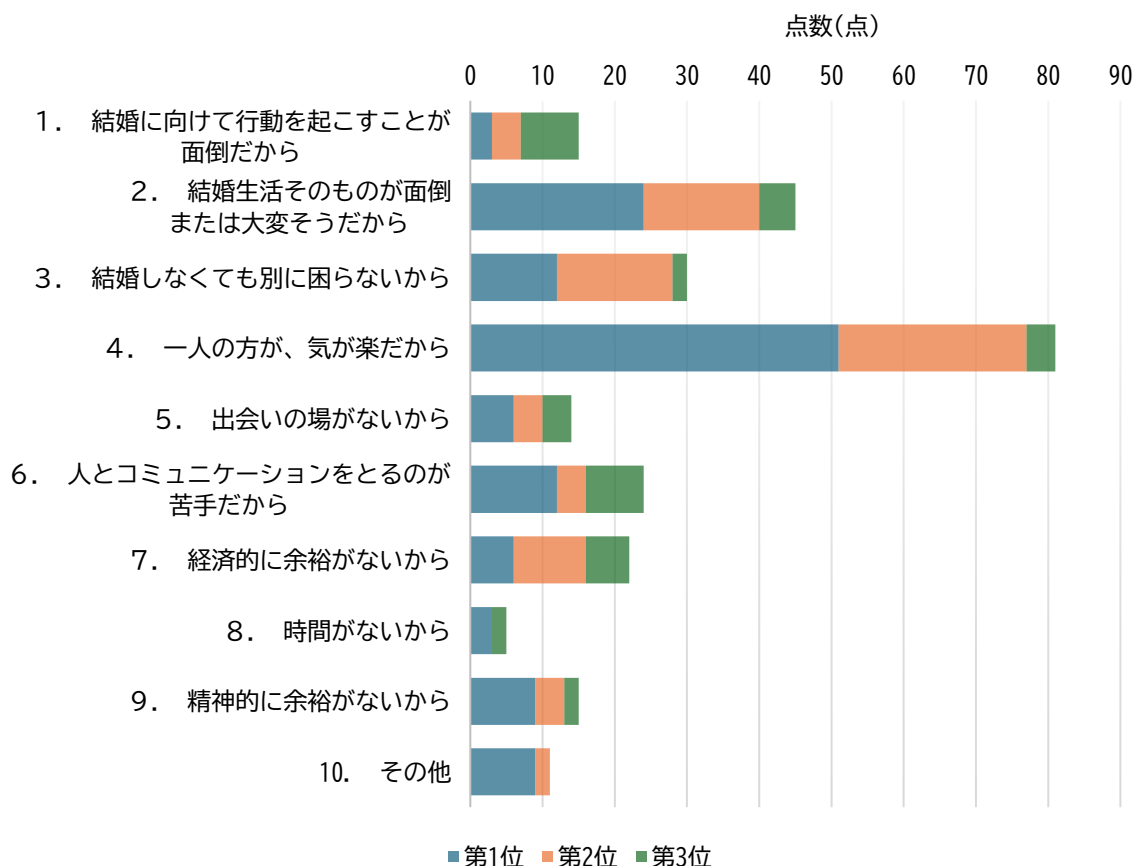
○該当者 195 人中、「結婚したい」(31.3%)と「どちらかといえば結婚したい」(22.6%)を合わせた『結婚したい』が 53.9%、「結婚したくない」(12.8%)と「どちらかといえば結婚したくない」(10.3%)を合わせた『結婚したくない』が 23.1%、「わからない・答えたくない」は 20.0%となっています。

	人数	割合
1. 結婚したい	61	31.3%
2. どちらかといえば結婚したい	44	22.6%
3. どちらかといえば結婚したくない	20	10.3%
4. 結婚したくない	25	12.8%
5. わからない・答えたくない	39	20.0%
不明・無回答	6	3.1%
集計対象者数	195	100.0%

問 16 問 15（前の質問）で「3」「4」と回答した方のみお答えください。

次の中から、結婚したくない理由と考える順に、1位から3位の順位をつけて、その番号を書いてください。

○1位を3点、2位を2点、3位を1点とし得点を付与することで、各項目の相対的な優先度を集計しました。「一人の方が、気が楽だから」が最も高く、次いで「結婚生活そのものが面倒または大変そうだから」、「結婚しなくても別に困らないから」と続いています。



	第1位		第2位		第3位	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 結婚に向けて行動を起こすことが面倒だから	1	2.2%	2	4.4%	8	17.8%
2. 結婚生活そのものが面倒または大変そうだから	8	17.8%	8	17.8%	5	11.1%
3. 結婚しなくても別に困らないから	4	8.9%	8	17.8%	2	4.4%
4. 一人の方が、気が楽だから	17	37.8%	13	28.9%	4	8.9%
5. 出会いの場がないから	2	4.4%	2	4.4%	4	8.9%
6. 人とコミュニケーションをとるのが苦手だから	4	8.9%	2	4.4%	8	17.8%
7. 経済的に余裕がないから	2	4.4%	5	11.1%	6	13.3%
8. 時間がないから	1	2.2%	0	0.0%	2	4.4%
9. 精神的に余裕がないから	3	6.7%	2	4.4%	2	4.4%
10. その他	3	6.7%	1	2.2%	0	0.0%
集計対象者数	45	100.0%	43	95.6%	41	91.1%

問 18 あなたが理想とする（可能なら持ちたいと思う）お子さんの数は、今いるお子さんも含め、全部で何人ですか。（あてはまる番号1つに○）

○「2人」が42.9%と最も割合が高く、次いで「3人」が23.4%、「こどもを持つつもりはない」が15.6%となっています。

	人数	割合
1. 1人	23	7.5%
2. 2人	132	42.9%
3. 3人	72	23.4%
4. 4人	6	1.9%
5. 5人以上 → ()人	4	1.3%
6. こどもを持つつもりはない	48	15.6%
不明・無回答	23	7.5%
合計	308	100.0%

問 19 あなたは今後、理想とする数のお子さんを持てると思いますか。（あてはまる番号1つに○）

○「すでに持っている」が16.6%に対し、「こどもを持つつもりはない」が15.9%となっています。

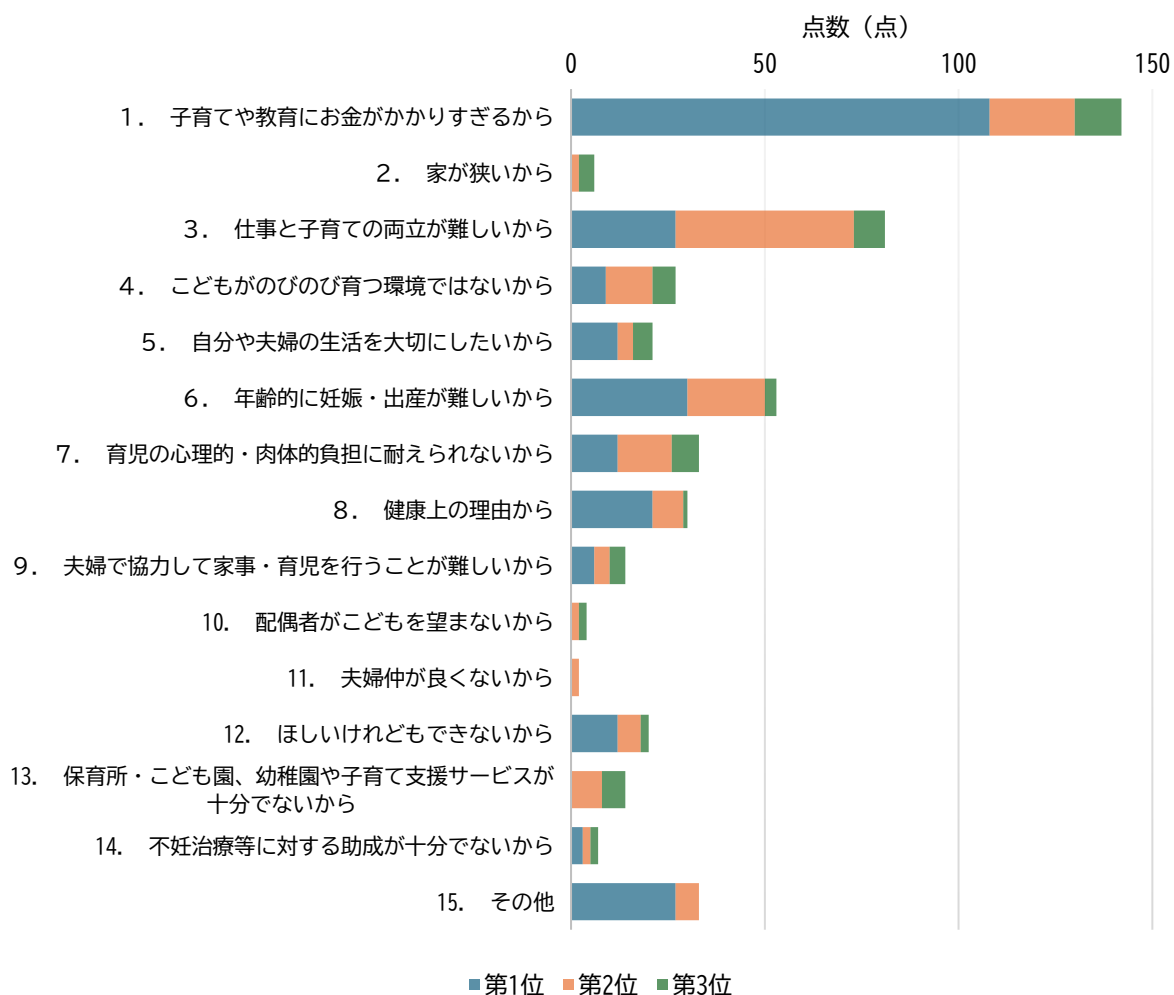
○「持てると思う」（6.5%）と「どちらかといえば、持てると思う」（18.2%）を合わせた『持てると思う』が24.7%に対し、「持てると思わない」（14.6%）と「どちらかといえば、持てると思わない」（14.3%）を合わせた『持てると思わない』が28.9%となっています。

	人数	割合
1. すでに持っている	51	16.6%
2. 持てると思う	20	6.5%
3. どちらかといえば、持てると思う	56	18.2%
4. どちらかといえば、持てると思わない	44	14.3%
5. 持てると思わない	45	14.6%
6. こどもを持つつもりはない	49	15.9%
不明・無回答	43	14.0%
合計	308	100.0%

問 20 問 19（前の質問）で「4」「5」と回答した方のみお答えください。

理想とする数のお子さんを持てそうにないと思う理由をお答えください。あなたの考えに近い順に、1位から3位の順位をつけて、その番号を書いてください。

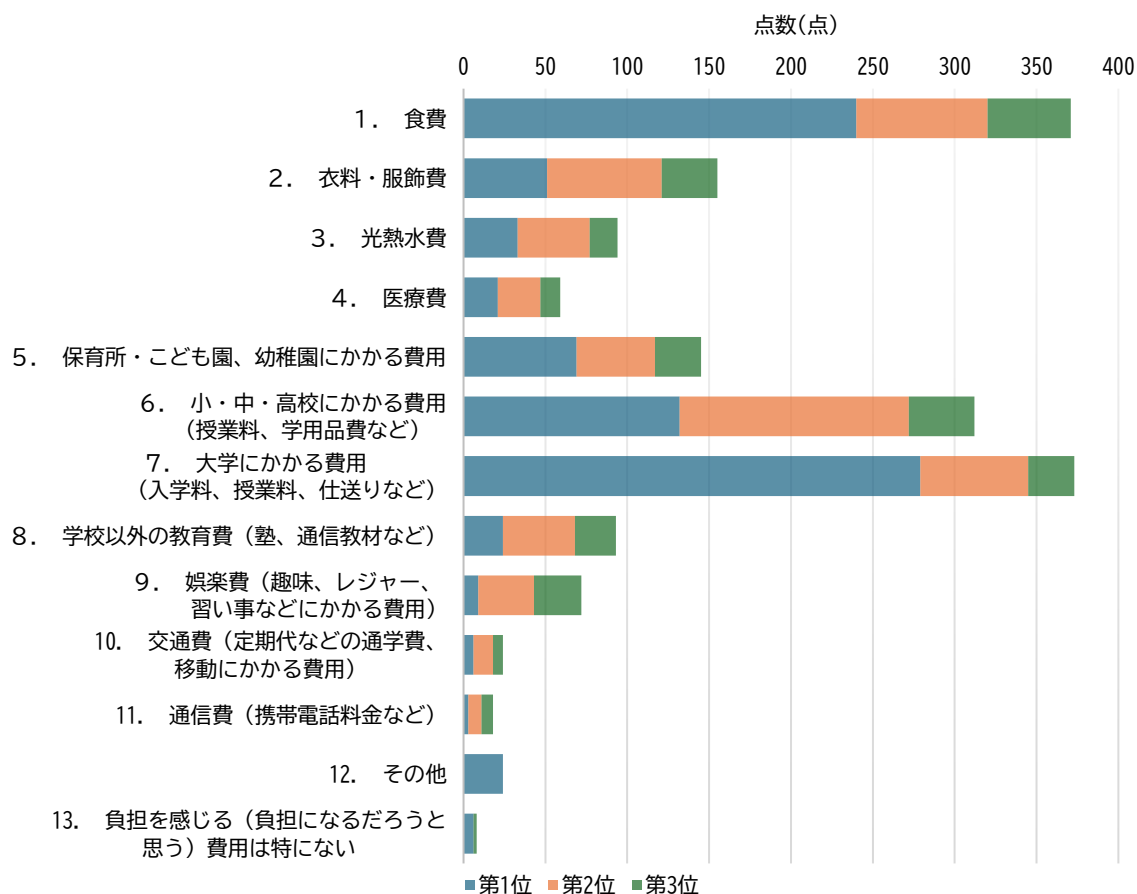
○1位を3点、2位を2点、3位を1点とし得点を付与することで、各項目の相対的な優先度を集計しました。「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」、「年齢的に妊娠・出産が難しいから」と続いています。



	第1位		第2位		第3位	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 子育てや教育にお金がかかりすぎるから	36	40.4%	11	13.9%	12	19.4%
2. 家が狭いから	0	0.0%	1	1.3%	4	6.5%
3. 仕事と子育ての両立が難しいから	9	10.1%	23	29.1%	8	12.9%
4. こどもがのびのび育つ環境ではないから	3	3.4%	6	7.6%	6	9.7%
5. 自分や夫婦の生活を大切にしたいから	4	4.5%	2	2.5%	5	8.1%
6. 年齢的に妊娠・出産が難しいから	10	11.2%	10	12.7%	3	4.8%
7. 育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	4	4.5%	7	8.9%	7	11.3%
8. 健康上の理由から	7	7.9%	4	5.1%	1	1.6%
9. 夫婦で協力して家事・育児を行うことが難しいから	2	2.2%	2	2.5%	4	6.5%
10. 配偶者がこどもを望まないから	0	0.0%	1	1.3%	2	3.2%
11. 夫婦仲が良くないから	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%
12. ほしいけれどもできないから	4	4.5%	3	3.8%	2	3.2%
13. 保育所・こども園、幼稚園や子育て支援サービスが十分でないから	0	0.0%	4	5.1%	6	9.7%
14. 不妊治療等に対する助成が十分でないから	1	1.1%	1	1.3%	2	3.2%
15. その他	9	10.1%	3	3.8%	0	0.0%
不明・無回答	0		10		27	
合計	89		89		89	
集計対象者数	89	100.0%	79	100.0%	62	100.0%

問 21 子育てにかかる費用の中で、あなたが負担を感じている（または負担になるだろうと思う）費用の順に、1 位から 3 位の順位をつけて、その番号を書いてください。

○ 1 位を 3 点、2 位を 2 点、3 位を 1 点とし得点を付与することで、各項目の相対的な優先度を集計しました。「大学にかかる費用（入学料、授業料、仕送りなど）」が最も高く、次いで「食費」、「小・中・高校にかかる費用（授業料、学用品費など）」と続いています。



	第1位		第2位		第3位	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 食費	80	26.0%	40	13.0%	51	16.6%
2. 衣料・服飾費	17	5.5%	35	11.4%	34	11.0%
3. 光熱水費	11	3.6%	22	7.1%	17	5.5%
4. 医療費	7	2.3%	13	4.2%	12	3.9%
5. 保育所・こども園、幼稚園にかかる費用	23	7.5%	24	7.8%	28	9.1%
6. 小・中・高校にかかる費用(授業料、学用品費など)	44	14.3%	70	22.7%	40	13.0%
7. 大学にかかる費用(入学料、授業料、仕送りなど)	93	30.2%	33	10.7%	28	9.1%
8. 学校以外の教育費(塾、通信教材など)	8	2.6%	22	7.1%	25	8.1%
9. 娯楽費(趣味、レジャー、習い事などにかかる費用)	3	1.0%	17	5.5%	29	9.4%
10. 交通費(定期代などの通学費、移動にかかる費用)	2	0.6%	6	1.9%	6	1.9%
11. 通信費(携帯電話料金など)	1	0.3%	4	1.3%	7	2.3%
12. その他	8	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
13. 負担を感じる(負担になるだろうと思う)費用は特にない	2	0.6%	0	0.0%	2	0.6%
不明・無回答	9	2.9%	22	7.1%	29	9.4%
合計	308	100.0%	308	100.0%	308	100.0%

問 24 あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

(1)自分には自分らしさというものがあると思う

○「あてはまる」(41.6%)と「どちらかといえばあてはまる」(38.0%)を合わせた『あてはまる』が79.6%、「あてはまらない」(7.1%)と「どちらかといえばあてはまらない」(13.0%)を合わせた『あてはまらない』が20.1%となっています。

	人数	割合
1. あてはまる	128	41.6%
2. どちらかといえばあてはまる	117	38.0%
3. どちらかといえばあてはまらない	40	13.0%
4. あてはまらない	22	7.1%
不明・無回答	1	0.3%
合計	308	100.0%

(4)自分の将来について明るい希望がある

○「あてはまる」(14.9%)と「どちらかといえばあてはまる」(33.8%)を合わせた『あてはまる』が48.7%、「あてはまらない」(18.5%)と「どちらかといえばあてはまらない」(32.5%)を合わせた『あてはまらない』が51.0%となっています。

	人数	割合
1. あてはまる	46	14.9%
2. どちらかといえばあてはまる	104	33.8%
3. どちらかといえばあてはまらない	100	32.5%
4. あてはまらない	57	18.5%
不明・無回答	1	0.3%
合計	308	100.0%

(10)今の自分が好きだ

○「あてはまる」(15.9%)と「どちらかといえばあてはまる」(41.9%)を合わせた『あてはまる』が57.8%、「あてはまらない」(14.9%)と「どちらかといえばあてはまらない」(26.9%)を合わせた『あてはまらない』が41.9%となっています。

	人数	割合
1. あてはまる	49	15.9%
2. どちらかといえばあてはまる	129	41.9%
3. どちらかといえばあてはまらない	83	26.9%
4. あてはまらない	46	14.9%
不明・無回答	1	0.3%
合計	308	100.0%

問 25 あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。(あてはまる番号1つに○)

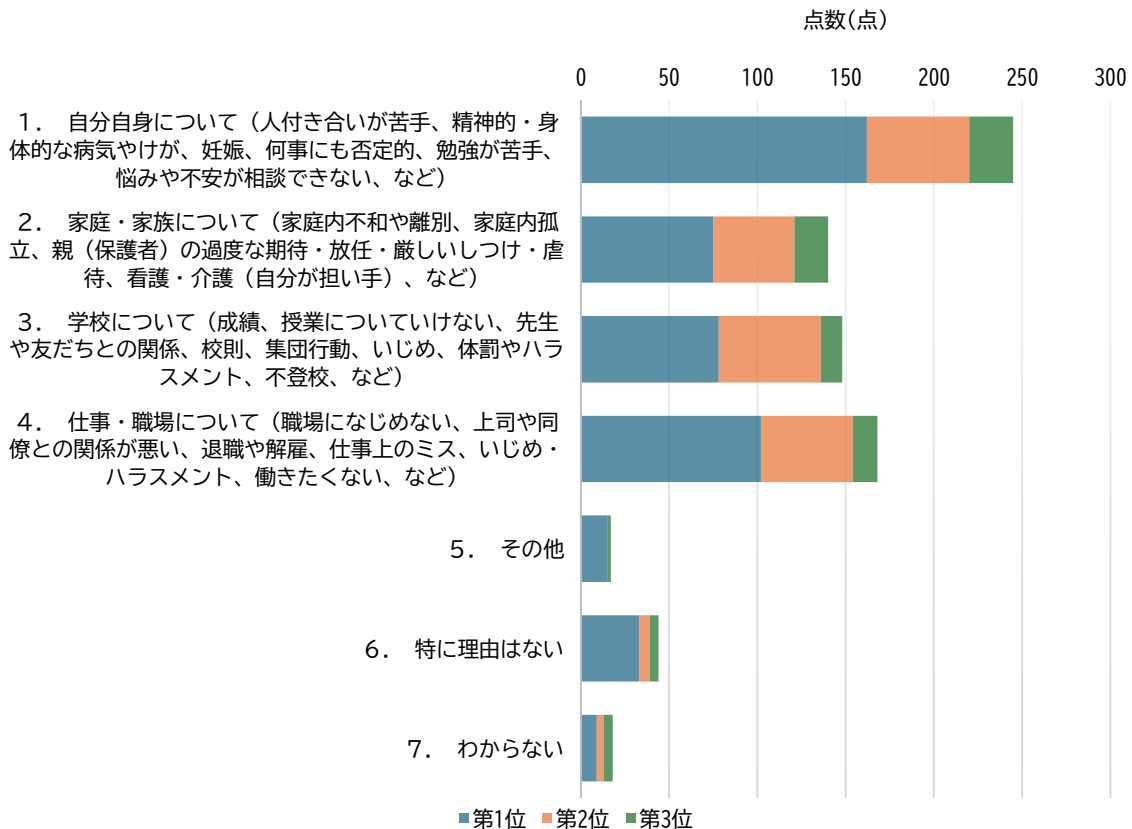
○「今までに経験があった(または、現在ある)」(25.6%)と「どちらかといえば、あった(ある)」(25.0%)を合わせた『あった(ある)』が50.6%、「なかった(ない)」(24.7%)と「どちらかといえば、なかった(ない)」(16.9%)を合わせた『なかった(ない)』が41.6%となっています。

	人数	割合
1. 今までに経験があった(または、現在ある)	79	25.6%
2. どちらかといえば、あった(ある)	77	25.0%
3. どちらかといえば、なかった(ない)	52	16.9%
4. なかった(ない)	76	24.7%
5. わからない、答えられない	23	7.5%
不明・無回答	1	0.3%
合計	308	100.0%

問 26 問 25 (前の質問) で「1」「2」と回答した方のみお答えください。

そのような経験をした主な原因の順に、1位から3位の順位をつけて、その番号を書いてください。

○1位を3点、2位を2点、3位を1点とし得点を付与することで、各項目の相対的な優先度を集計しました。「自分自身について」が最も高く、次いで「仕事・職場について」、「学校について」と続いています。



	第1位		第2位		第3位	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 自分自身について(人付き合いが苦手、精神的・身体的な病気やけが、妊娠、何事にも否定的、勉強が苦手、悩みや不安が相談できない、など)	54	34.2%	29	25.9%	25	30.5%
2. 家庭・家族について(家庭内不和や離別、家庭内孤立、親(保護者)の過度な期待・放任・厳しいしつけ・虐待、看護・介護(自分が担い手)、など)	25	15.8%	23	20.5%	19	23.2%
3. 学校について(成績、授業についていけない、先生や友だちとの関係、校則、集団行動、いじめ、体罰やハラスメント、不登校、など)	26	16.5%	29	25.9%	12	14.6%
4. 仕事・職場について(職場になじめない、上司や同僚との関係が悪い、退職や解雇、仕事上のミス、いじめ・ハラスメント、働きたくない、など)	34	21.5%	26	23.2%	14	17.1%
5. その他	5	3.2%	0	0.0%	2	2.4%
6. 特に理由はない	11	7.0%	3	2.7%	5	6.1%
7. わからない	3	1.9%	2	1.8%	5	6.1%
不明・無回答	0		46		76	
合計	158		158		158	
集計対象者数	158	100.0%	112	100.0%	82	100.0%

問 27 あなたは、今、自分自身について悩んでいることや困っていることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

○「将来のこと」が46.8%と最も割合が高く、次いで「家計のこと」が36.0%、「就職や職場のこと」が31.8%となっています。

	人数	割合
1. 親(保護者)のこと	45	14.6%
2. 配偶者(パートナー)のこと	26	8.4%
3. 親(保護者)、配偶者(パートナー)以外の家族のこと	26	8.4%
4. 家族のお世話や介護のこと	41	13.3%
5. 家計のこと	111	36.0%
6. 友人のこと	19	6.2%
7. 学校生活のこと	25	8.1%
8. 勉強や受験・進路のこと	50	16.2%
9. 部活動・クラブ活動・サークル活動のこと	11	3.6%
10. 塾・習い事のこと	5	1.6%
11. 就職や職場のこと	98	31.8%
12. 将来のこと	144	46.8%
13. 体のこと	51	16.6%
14. 性・恋愛のこと	36	11.7%
15. LINE・X(旧Twitter)・InstagramなどSNS上のこと	7	2.3%
16. その他	10	3.2%
17. 悩んでいることや困っていることはない	53	17.2%
不明・無回答	12	3.9%
合計	770	
集計対象者数	308	100.0%

問 28 あなたには、困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいますか。(あてはまる番号 1 つに○)

○「いる」が78.9%に対し、「いない」が11.7%となっています。

	人数	割合
いる	243	78.9%
いない	36	11.7%
不明・無回答	29	9.4%
合計	308	100.0%

問 29 問 28（前の質問）で「1」と回答した方のみお答えください。

あなたが困ったときに相談したり、悩みを話せる人はだれですか。(あてはまる番号すべてに○)

○「親（保護者）」が76.5%と最も割合が高く、次いで「配偶者（パートナー）」が47.7%、「兄弟姉妹」が37.0%となっています。

	人数	割合
1. 親(保護者)	186	76.5%
2. 配偶者(パートナー)	116	47.7%
3. 兄弟姉妹	90	37.0%
4. 祖父母や親戚(おじ、おば、いとこなど)	28	11.5%
5. 学校の友だち	64	26.3%
6. 学校以外の友だち	44	18.1%
7. 学校の先生(保健室の先生以外)	15	6.2%
8. 保健室の先生	3	1.2%
9. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	1	0.4%
10. 地域の大人(近所の人、塾や習い事の先生など)	11	4.5%
11. 職場の同僚・上司	81	33.3%
12. カウンセラー・精神科医	6	2.5%
13. インターネット上(LINE、X(旧Twitter)など)の知り合い	15	6.2%
14. 市役所や保健センターなど公的な相談窓口の人	4	1.6%
15. その他	16	6.6%
合計	680	
集計対象者数	243	100.0%

問 30 あなたは以下について、どのように思いますか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

(1) こどもまんなか社会の実現に向かっている

○「そう思う」(3.2%)と「まあそう思う」(13.6%)を合わせた『そう思う』が16.8%、「そう思わない」(11.4%)と「あまりそう思わない」(19.2%)を合わせた『そう思わない』が30.6%、「どちらともいえない」は50.0%となっています。

	人数	割合
1. そう思う	10	3.2%
2. まあそう思う	42	13.6%
3. どちらともいえない	154	50.0%
4. あまりそう思わない	59	19.2%
5. そう思わない	35	11.4%
不明・無回答	8	2.6%
合計	308	100.0%

(2) こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている

○「そう思う」(1.9%)と「まあそう思う」(8.8%)を合わせた『そう思う』が10.7%、「そう思わない」(14.0%)と「あまりそう思わない」(20.5%)を合わせた『そう思わない』が34.5%、「どちらともいえない」は51.9%となっています。

	人数	割合
1. そう思う	6	1.9%
2. まあそう思う	27	8.8%
3. どちらともいえない	160	51.9%
4. あまりそう思わない	63	20.5%
5. そう思わない	43	14.0%
不明・無回答	9	2.9%
合計	308	100.0%

(3) 結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている

○「そう思う」(3.6%)と「まあそう思う」(18.2%)を合わせた『そう思う』が21.8%、「そう思わない」(13.0%)と「あまりそう思わない」(24.0%)を合わせた『そう思わない』が37.0%、「どちらともいえない」は38.3%となっています。

	人数	割合
1. そう思う	11	3.6%
2. まあそう思う	56	18.2%
3. どちらともいえない	118	38.3%
4. あまりそう思わない	74	24.0%
5. そう思わない	40	13.0%
不明・無回答	9	2.9%
合計	308	100.0%

(4) こどもは権利の主体である

○「そう思う」(19.5%)と「まあそう思う」(30.5%)を合わせた『そう思う』が50.0%、「そう思わない」(6.5%)と「あまりそう思わない」(8.8%)を合わせた『そう思わない』が15.3%、「どちらともいえない」は32.1%となっています。

	人数	割合
1. そう思う	60	19.5%
2. まあそう思う	94	30.5%
3. どちらともいえない	99	32.1%
4. あまりそう思わない	27	8.8%
5. そう思わない	20	6.5%
不明・無回答	8	2.6%
合計	308	100.0%

(5) 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている

○「そう思う」(5.5%)と「まあそう思う」(23.4%)を合わせた『そう思う』が28.9%、「そう思わない」(9.4%)と「あまりそう思わない」(16.2%)を合わせた『そう思わない』が25.6%、「どちらともいえない」は42.9%となっています。

	人数	割合
1. そう思う	17	5.5%
2. まあそう思う	72	23.4%
3. どちらともいえない	132	42.9%
4. あまりそう思わない	50	16.2%
5. そう思わない	29	9.4%
不明・無回答	8	2.6%
合計	308	100.0%

(6) こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だ

○「そう思う」(12.3%)と「まあそう思う」(20.1%)を合わせた『そう思う』が32.5%、「そう思わない」(9.7%)と「あまりそう思わない」(16.2%)を合わせた『そう思わない』が25.9%、「どちらともいえない」は39.0%となっています。

	人数	割合
1. そう思う	38	12.3%
2. まあそう思う	62	20.1%
3. どちらともいえない	120	39.0%
4. あまりそう思わない	50	16.2%
5. そう思わない	30	9.7%
不明・無回答	8	2.6%
合計	308	100.0%

(7)自分の将来についての人生設計（ライフプラン）について考えたことがある

○「そう思う」（24.7%）と「まあそう思う」（38.0%）を合わせた『そう思う』が62.7%、「そう思わない」（6.8%）と「あまりそう思わない」（8.1%）を合わせた『そう思わない』が14.9%、「どちらともいえない」は19.8%となっています。

	人数	割合
1. そう思う	76	24.7%
2. まあそう思う	117	38.0%
3. どちらともいえない	61	19.8%
4. あまりそう思わない	25	8.1%
5. そう思わない	21	6.8%
不明・無回答	8	2.6%
合計	308	100.0%

(8)社会において、共働き・共育（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている

○「そう思う」（16.2%）と「まあそう思う」（34.4%）を合わせた『そう思う』が50.6%、「そう思わない」（6.5%）と「あまりそう思わない」（11.0%）を合わせた『そう思わない』が17.5%、「どちらともいえない」は29.2%となっています。

	人数	割合
1. そう思う	50	16.2%
2. まあそう思う	106	34.4%
3. どちらともいえない	90	29.2%
4. あまりそう思わない	34	11.0%
5. そう思わない	20	6.5%
不明・無回答	8	2.6%
合計	308	100.0%

問 31 地域の中で子どもや若者の遊び・娯楽や体験活動の機会の場が十分にあると感じていますか。（あてはまる番号1つに○）

○「感じる」（3.6%）と「やや感じる」（17.5%）を合わせた『感じる』が21.1%に対し、「感じない」（37.3%）と「あまり感じない」（36.4%）を合わせた『感じない』が73.7%となっています。

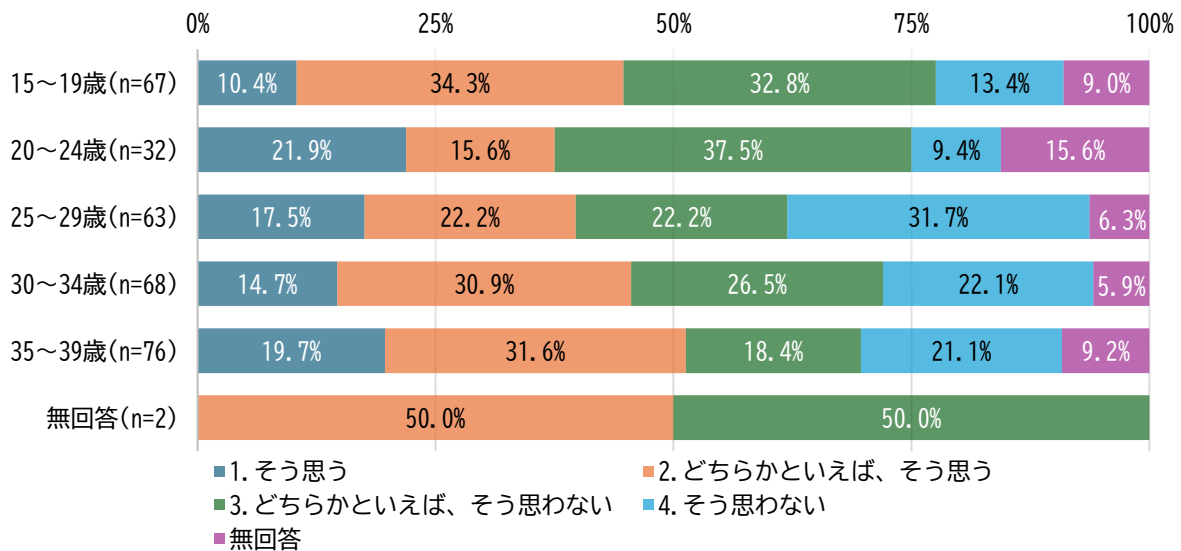
	人数	割合
1. 感じる	11	3.6%
2. やや感じる	54	17.5%
3. あまり感じない	112	36.4%
4. 感じない	115	37.3%
不明・無回答	16	5.2%
合計	308	100.0%

問 32 あなたはむつ市に今後も住みたいと思いますか。または、一時期市外に転出しても将来的にはむつ市に住みたいと思いますか。(あてはまる番号1つに○)

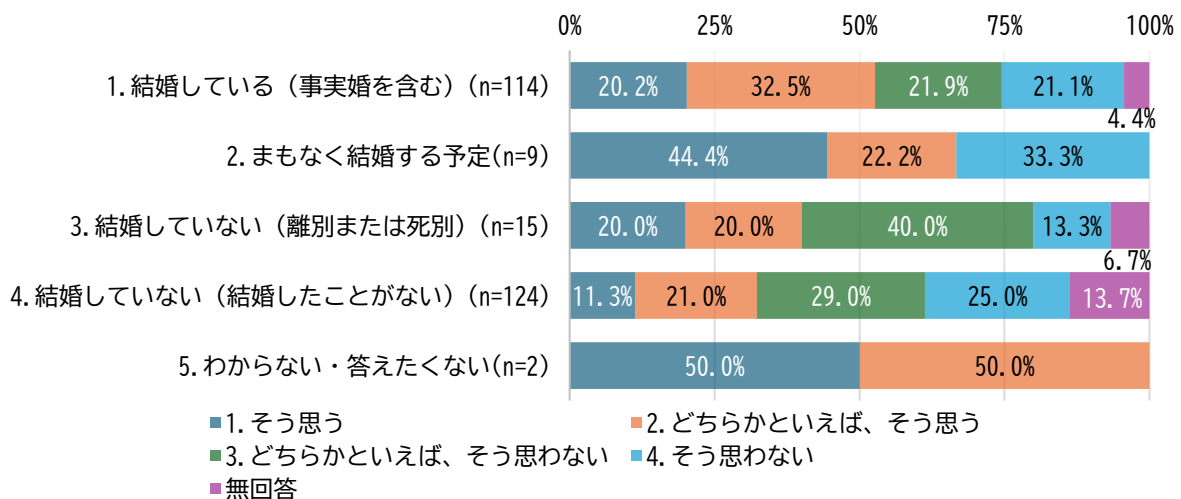
○「そう思う」(16.2%)と「どちらかといえば、そう思う」(28.6%)を合わせた『そう思う』が44.8%に対し、「そう思わない」(20.5%)と「どちらかといえば、そう思わない」(26.3%)を合わせた『そう思わない』が46.8%となっています。

	人数	割合
1. そう思う	50	16.2%
2. どちらかといえば、そう思う	88	28.6%
3. どちらかといえば、そう思わない	81	26.3%
4. そう思わない	63	20.5%
不明・無回答	26	8.4%
合計	308	100.0%

○「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた『そう思う』が35～39歳で最も高くなっています。

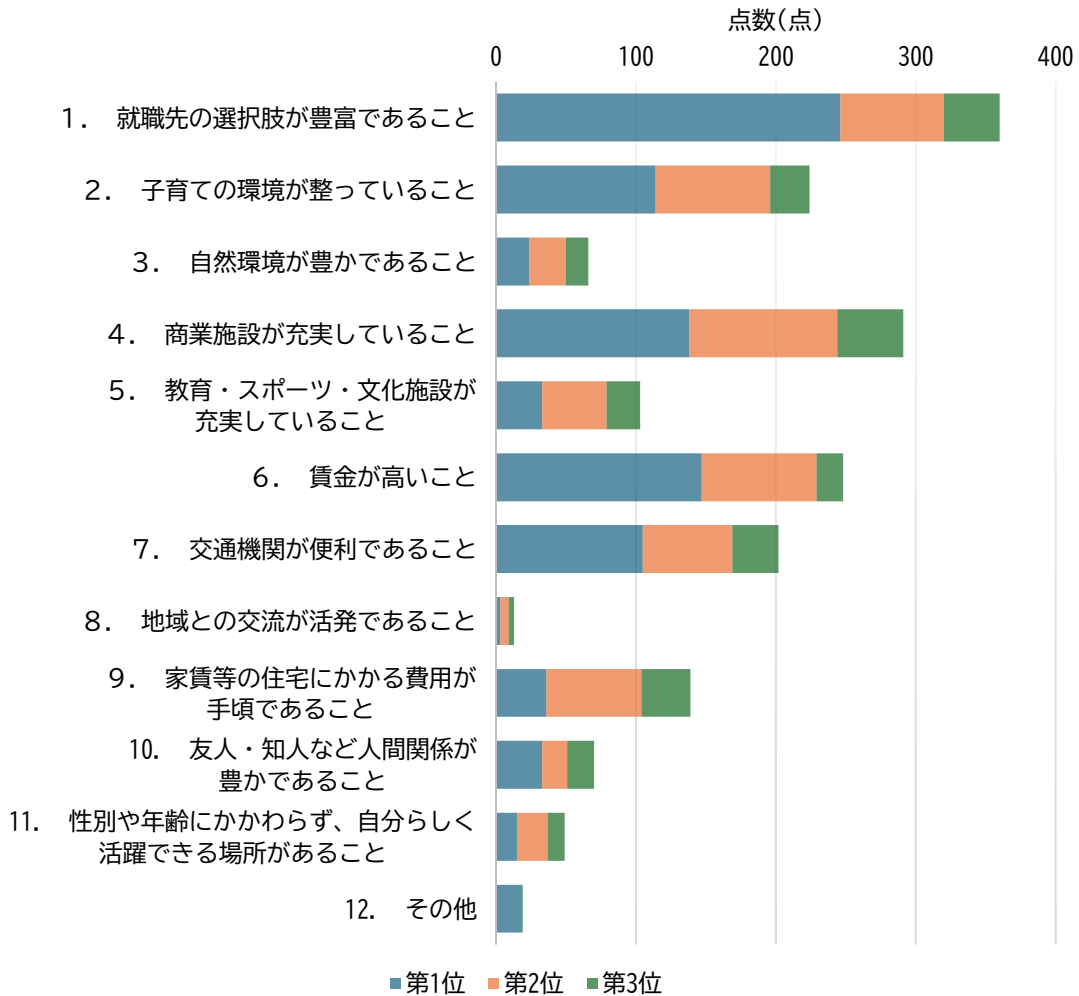


○結婚している（事実婚を含む）では、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた『そう思う』が52.7%となっており、結婚していない（結婚したことがない）では、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた『そう思う』が32.3%となっています。



問 33 あなたが今後もむつ市に住み続けるために、重要なことは次のうちどれですか。重要と考える順に、1位から3位の順位をつけて、その番号を書いてください。

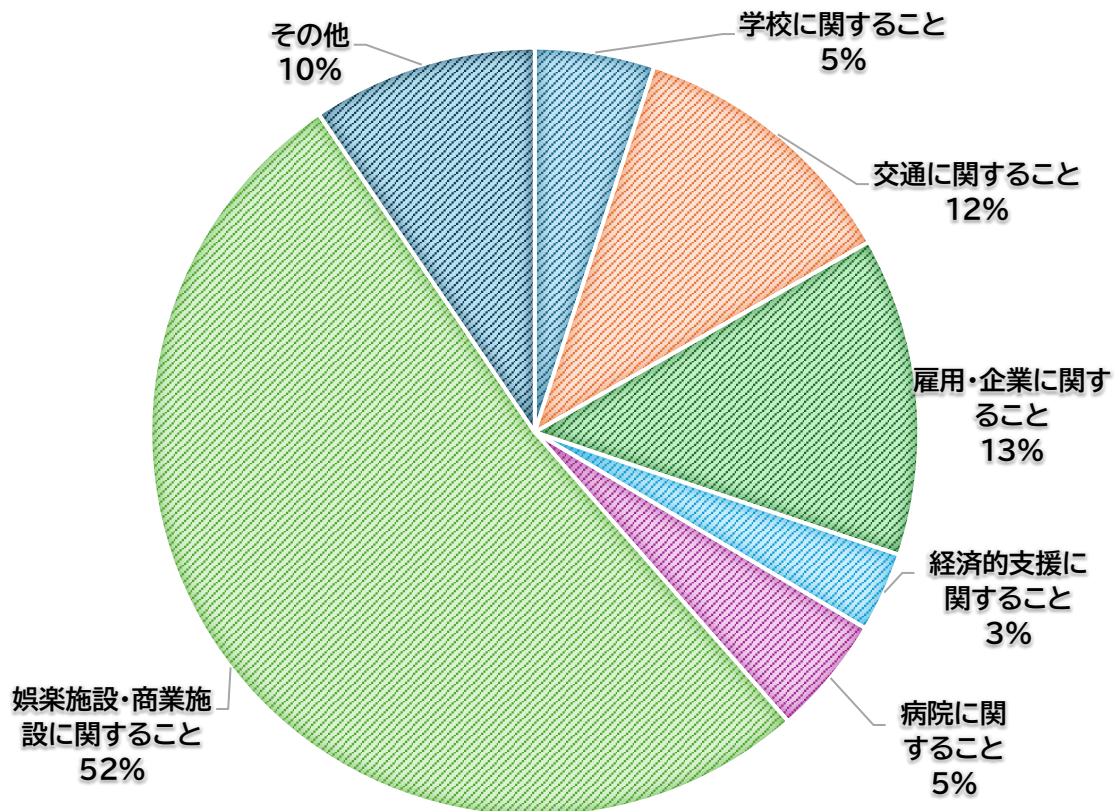
○1位を3点、2位を2点、3位を1点とし得点を付与することで、各項目の相対的な優先度を集計しました。「就職先の選択肢が豊富であること」が最も高く、次いで「商業施設が充実していること」、「賃金が高いこと」と続いています。



	第1位		第2位		第3位	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 就職先の選択肢が豊富であること	82	26.6%	37	12.0%	40	13.0%
2. 子育ての環境が整っていること	38	12.3%	41	13.3%	28	9.1%
3. 自然環境が豊かであること	8	2.6%	13	4.2%	16	5.2%
4. 商業施設が充実していること	46	14.9%	53	17.2%	47	15.3%
5. 教育・スポーツ・文化施設が充実していること	11	3.6%	23	7.5%	24	7.8%
6. 賃金が高いこと	49	15.9%	41	13.3%	19	6.2%
7. 交通機関が便利であること	35	11.4%	32	10.4%	33	10.7%
8. 地域との交流が活発であること	1	0.3%	3	1.0%	4	1.3%
9. 家賃等の住宅にかかる費用が手頃であること	12	3.9%	34	11.0%	35	11.4%
10. 友人・知人など人間関係が豊かであること	11	3.6%	9	2.9%	19	6.2%
11. 性別や年齢にかかわらず、自分らしく活躍できる場所があること	5	1.6%	11	3.6%	12	3.9%
12. その他	6	1.9%	0	0.0%	1	0.3%
不明・無回答	4	1.3%	11	3.6%	30	9.7%
合計	308	100.0%	308	100.0%	308	100.0%

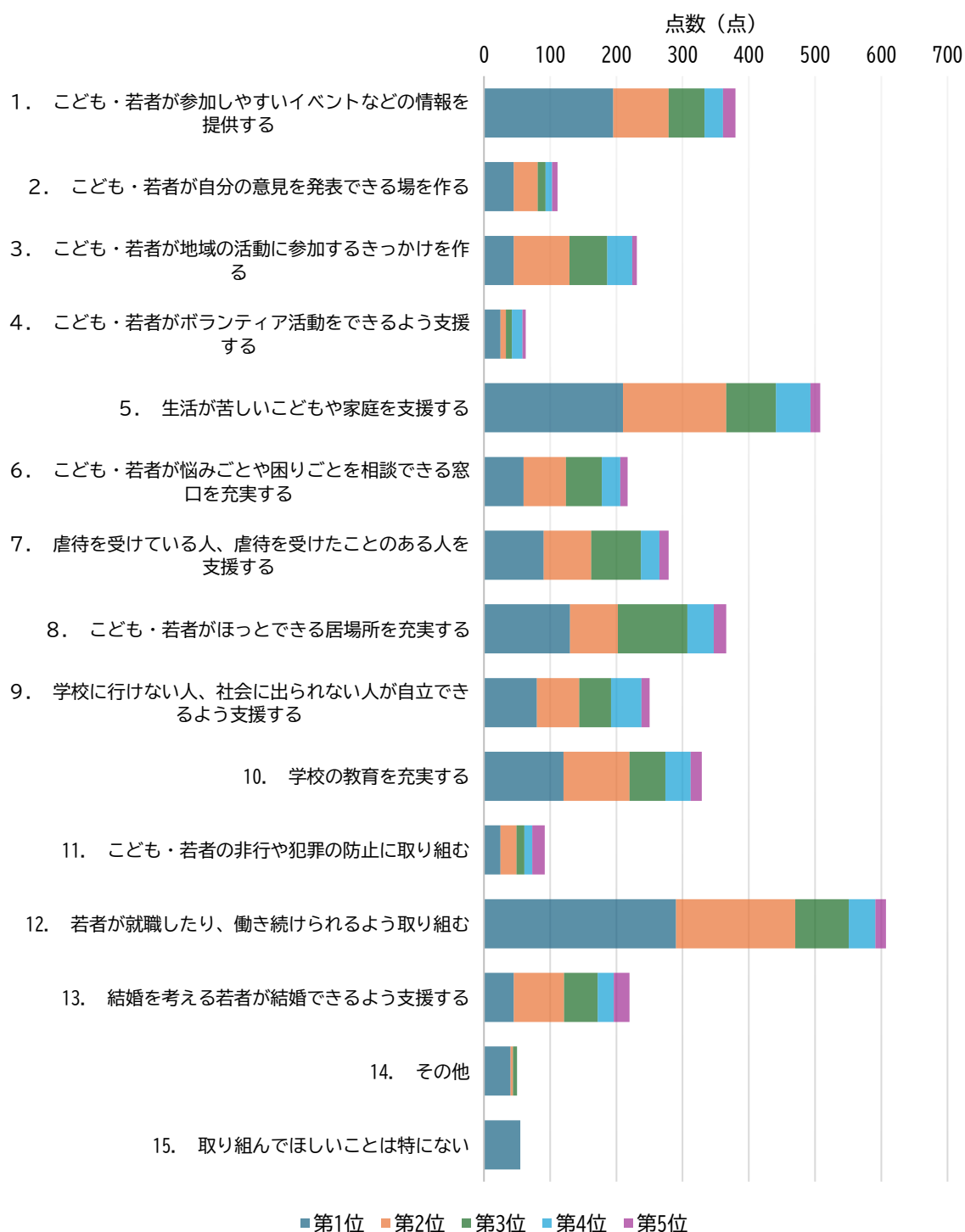
問 34 むつ市にあればもっと若者が住み続ける街になると思う「モノ」や「こと」等があれば、自由にお書きください。

○回答は 179 件（154 人）ありました。意見内容の内訳をみると、「娯楽施設・商業施設に関すること」が半数以上を占め、「雇用・企業に関すること」「交通に関すること」の意見も多くなっています。



問 39 あなたは、子ども・若者への支援について、むつ市にどんなことに取り組んでほしいですか。取り組んでほしい順に、1位から5位の順位をつけて、その番号を書いてください。

○1位を5点、2位を4点、3位を3点、4位を2点、5位を1点とし得点を付与することで、各項目の相対的な優先度を集計しました。「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が最も高く、次いで「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」、「子ども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」と続いています。



	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. こども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する	39	12.7%	21	6.8%	18	5.8%	14	4.5%	19	6.2%
2. こども・若者が自分の意見を発表できる場を作る	9	2.9%	9	2.9%	4	1.3%	5	1.6%	8	2.6%
3. こども・若者が地域の活動に参加するきっかけを作る	9	2.9%	21	6.8%	19	6.2%	19	6.2%	7	2.3%
4. こども・若者がボランティア活動をできるよう支援する	5	1.6%	2	0.6%	3	1.0%	8	2.6%	5	1.6%
5. 生活が苦しいこどもや家庭を支援する	42	13.6%	39	12.7%	25	8.1%	26	8.4%	15	4.9%
6. こども・若者が悩みごとや困りごとを相談できる窓口を充実する	12	3.9%	16	5.2%	18	5.8%	14	4.5%	11	3.6%
7. 虐待を受けている人、虐待を受けたことのある人を支援する	18	5.8%	18	5.8%	25	8.1%	14	4.5%	14	4.5%
8. こども・若者がほっとできる居場所を充実する	26	8.4%	18	5.8%	35	11.4%	20	6.5%	19	6.2%
9. 学校に行けない人、社会に出られない人が自立できるよう支援する	16	5.2%	16	5.2%	16	5.2%	23	7.5%	12	3.9%
10. 学校の教育を充実する	24	7.8%	25	8.1%	18	5.8%	19	6.2%	17	5.5%
11. こども・若者の非行や犯罪の防止に取り組む	5	1.6%	6	1.9%	4	1.3%	6	1.9%	19	6.2%
12. 若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む	58	18.8%	45	14.6%	27	8.8%	20	6.5%	16	5.2%
13. 結婚を考える若者が結婚できるよう支援する	9	2.9%	19	6.2%	17	5.5%	12	3.9%	24	7.8%
14. その他	8	2.6%	1	0.3%	2	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
15. 取り組んでほしいことは特にない	11	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明・無回答	17	5.5%	52	16.9%	77	25.0%	108	35.1%	122	39.6%
合計	308	100.0%	308	100.0%	308	100.0%	308	100.0%	308	100.0%

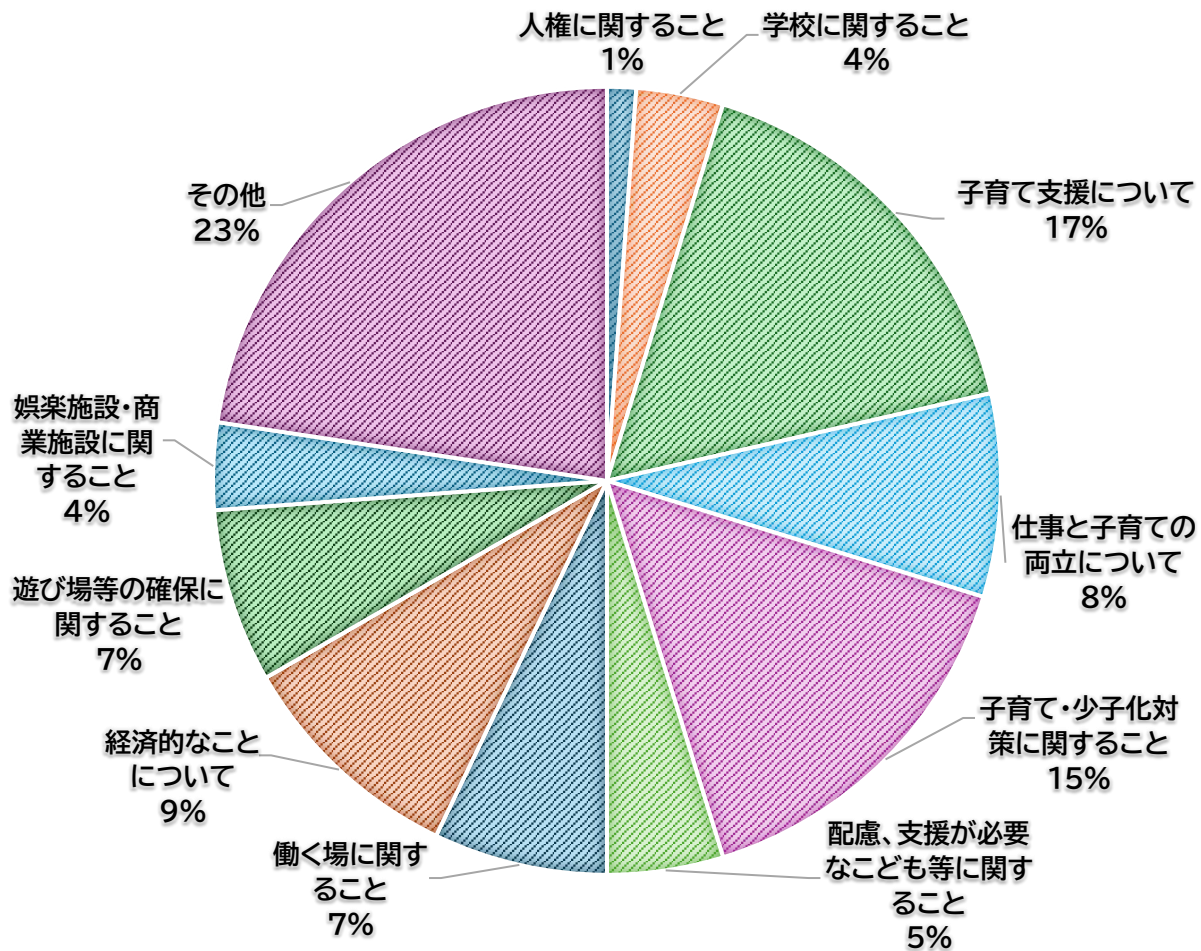
問 41 あなたは「ヤングケアラー」（または若者ケアラー）にあてはまると思いますか。（あてはまる番号1つに○）

○「現在、あてはまる」（1.3%）と「現在あてはまらないが、かつてあてはまったと思う」（5.2%）を合わせた『あてはまる（あてはまった）』が6.5%、「あてはまらない」が81.5%、「わからない」は12.0%となっています。

	人数	割合
1. 現在、あてはまる	4	1.3%
2. 現在あてはまらないが、かつてあてはまったと思う	16	5.2%
3. あてはまらない	251	81.5%
4. わからない	37	12.0%
不明・無回答	0	0.0%
合計	308	100.0%

問 43 最後に、こども・若者に対する支援や少子化対策について、むつ市に取り組んでほしいことや、お困りのことがあれば、自由にお書きください。

○回答は 84 件（78 人）ありました。意見内容の内訳をみると、「子育て支援について」「子育て・少子化対策に関すること」「経済的なことについて」の意見が多くなっています。



(7) 子育て家庭の状況

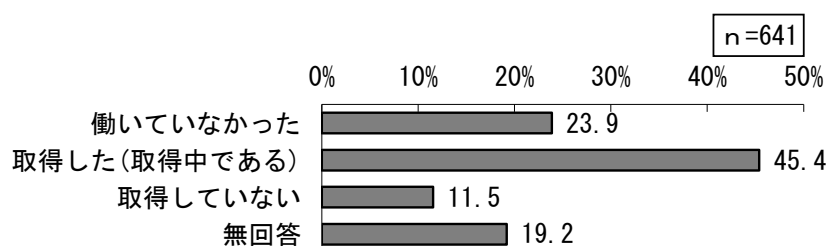
第3期子ども・子育て支援事業計画「すくすくサポートプランむつ」の策定にあたり行ったアンケート調査から、本市の子育て家庭の状況を次のように整理します。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,218 票	641 票	52.6%
調査期間	令和6年7月			
調査方法	郵送による配布・回収及び Web 上での回答			

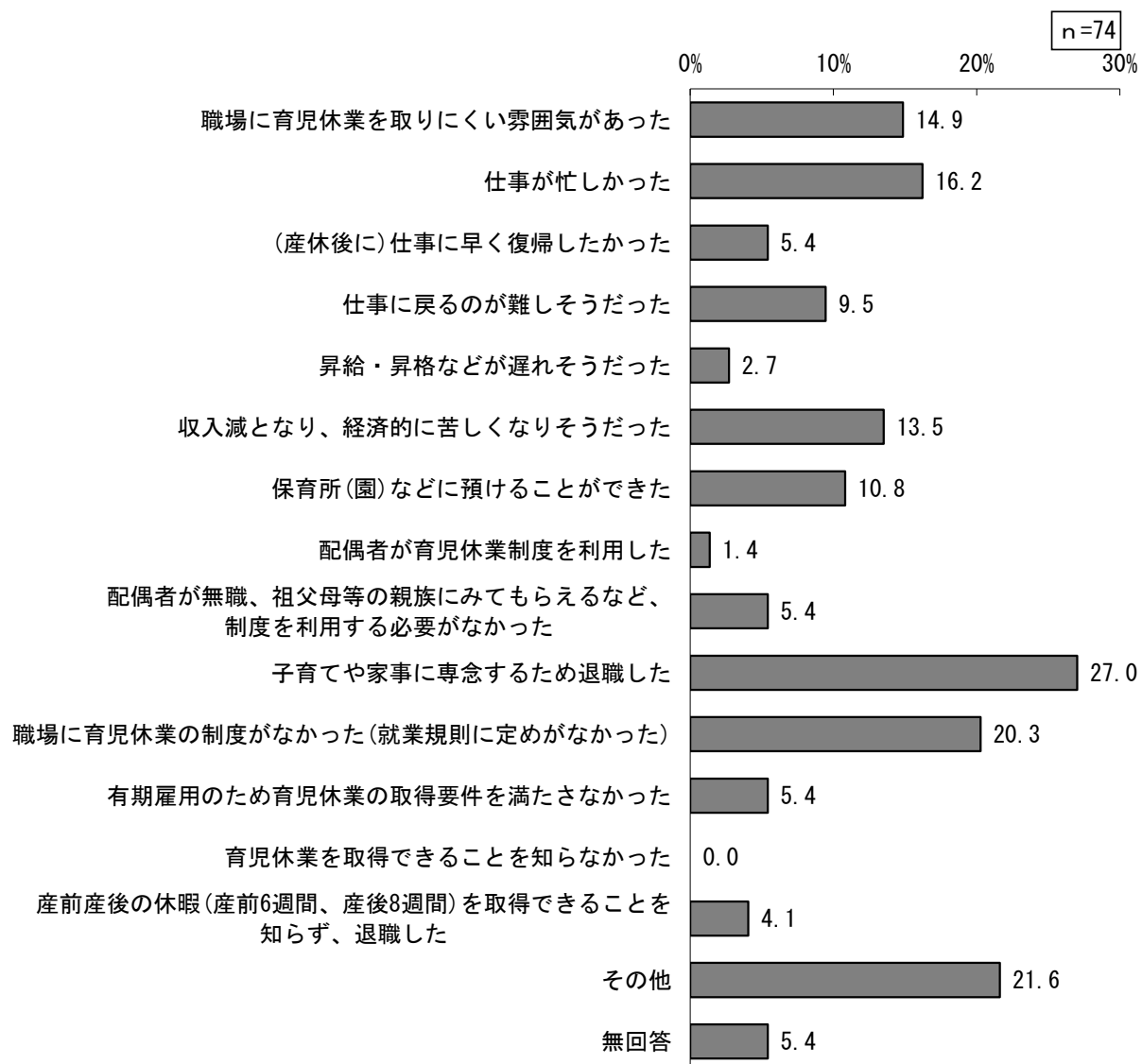
職場の両立支援制度について（就学前児童）

問 22 あて名のお子さんが生まれたとき、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、あてはまる番号 1 つに○をつけ、取得していない方はその理由を、下の (1) から (15) より選んで番号を記入してください。（以降、ひとり親の方は、ご自身に関する設問のみお答えください。）

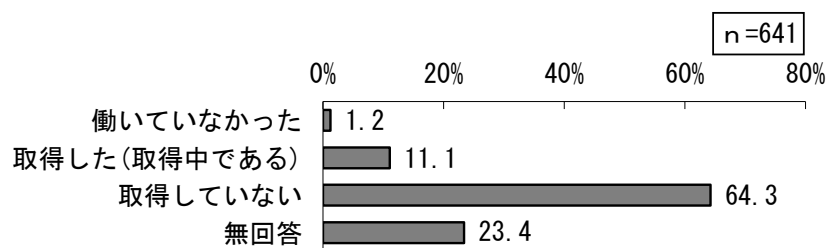
○母親の育児休業の取得について、「取得した（取得中である）」が 45.4%と最も割合が高く、次いで「働いていなかった」が 23.9%、「取得していない」が 11.5%となっています。



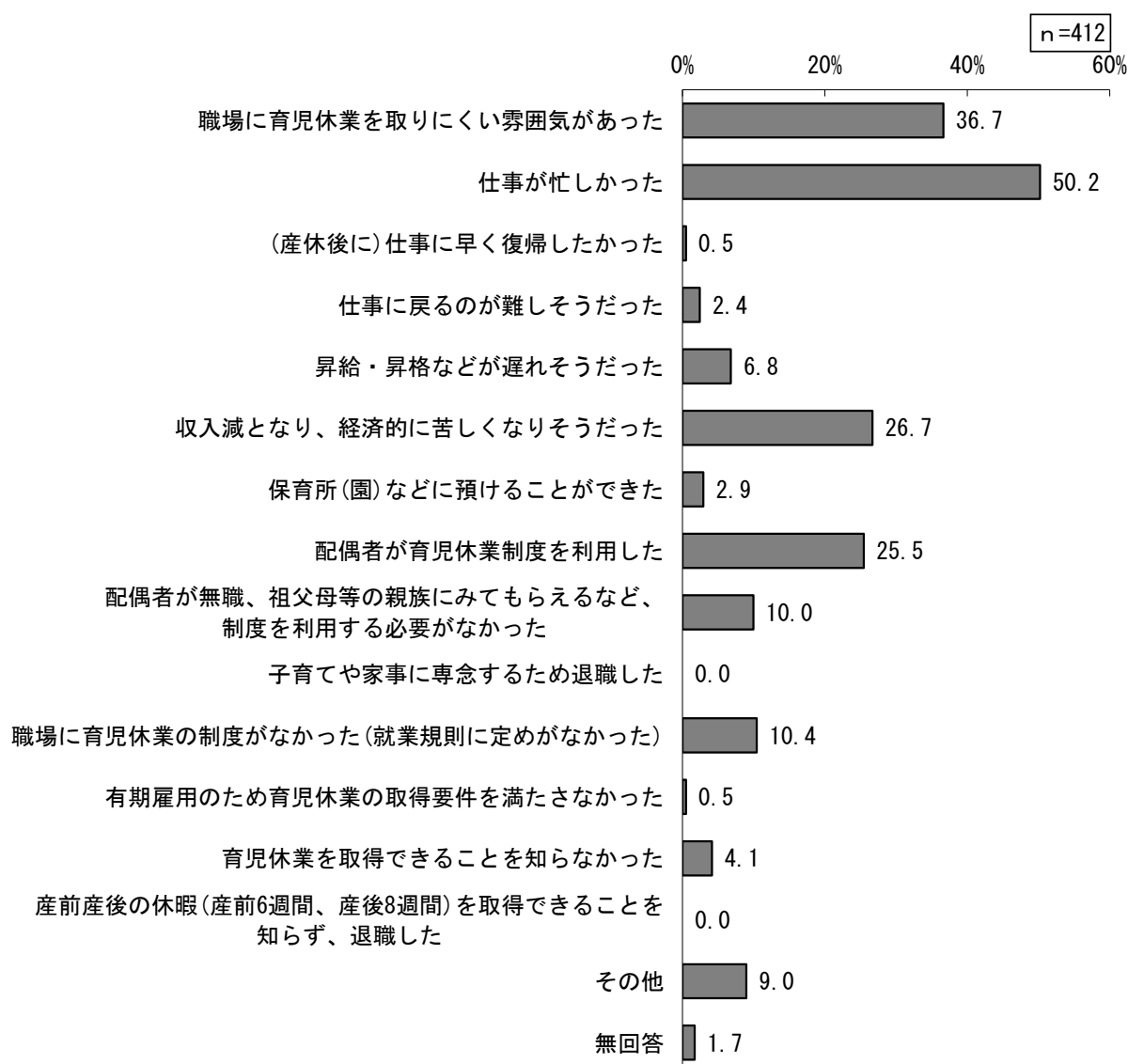
○母親の育児休業を取得していない理由について、「子育てや家事に専念するため退職した」が27.0%と最も割合が高く、次いで「その他」が21.6%、「職場に育児休業の制度がなかった」が20.3%となっています。



○父親の育児休業の取得について、「取得していない」が64.3%と最も割合が高く、次いで「取得した（取得中である）」が11.1%、「働いていなかった」が1.2%となっています。



○父親の育児休業を取得していない理由について、「仕事が忙しかった」が50.2%と最も割合が高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が36.7%、「収入減となり、経済的に苦しくなりそうだった」が26.7%となっています。



6. 現状からみられる本市が抱える課題

(1) こどもの減少と多様なニーズに対応した教育・保育体制の整備

児童数の減少は長年にわたって続き、それに伴い教育・保育事業の利用者数は減少しています。その一方で、放課後児童クラブにおける保育ニーズは年々高まっているとみられます。

市内の各教育・保育施設及び放課後児童クラブでは、定員の見直し等により、児童数の減少や教育・保育のニーズの変化に対応していくことが求められます。さらには、母親の就業率の向上、子育てへの意識の変化等に対応できる教育・保育体制の整備を進めていくことが必要です。また、第3期子ども・子育て支援事業計画に係る調査結果からは、子育ての負担を感じている方が一定数いる一方で、特定の子育て支援サービスの認知度が低いものがあり、継続して情報提供に努めていくことが求められます。

(2) こどもや子育て世帯への切れ目のない支援体制の整備

妊娠期から出産、子育てに至るまで、切れ目なくこどもの健康や発達の状態を把握し、支援できる体制の充実が求められます。また、こどもが身体の健康とともに、精神的にも健康に成長できるよう、保護者や家庭を含めた重層的な相談対応、支援体制の整備が必要です。

さらに、こどもが周囲に相談しにくい虐待やいじめ、ひきこもり、貧困等の諸問題、当事者が自覚を持ちにくいヤングケアラーについて、潜在的な課題を掘り起こし、関係機関が連携した包括的な相談や支援につなげていくことが重要です。

(3) こどもの居場所、親子が安心して活動できる生活環境の整備

従来から、アンケート調査では子育ての環境としてこどもの遊び場・公園の整備についての要望が多くみられます。また、小学生を対象とした放課後児童クラブは定員を超える利用がみられ、ニーズが高い事業となっています。

今後は、休日や放課後にこどもが過ごせる居場所や、親子が安心して活動できる公園等の施設、さらには防犯・交通安全対策の充実が必要です。

(4) 仕事と家庭の調和のとれた生活の確立

アンケート調査では、父親、母親ともに育児休業を取得している割合が上昇しています。しかし、父親の6割が育児休業を取得しておらず、その半数が仕事の多忙を理由にしています。

今後は、子育て家庭で男女問わず家事や子育てに参加できるよう、調和のとれた働き方の促進や育児及び育児休業期間の経済的な支援、保育サービスの充実が必要です。

(5) 子育て世帯への経済的支援や育児負担軽減

今後のこどもの進学に関する心配事や子育てに対する悩み、理想とするこどもの数を持つことのできない悩みでは、いずれも金銭的な負担が上位となっていることから、これまでの経済的支援や育児負担軽減策をさらに推進していくことが求められます。

(6) 困難を抱えるこども・若者・子育て世帯への支援

児童虐待やいじめの発生件数、不登校児童は、近年増加の傾向にあり、また今回の調査からヤングケアラー、ひきこもりが一定数いるものと推測されます。さらに、障がいのあるこどもや発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加や包容が推進されていると「思わない」割合が約 26%を占めています。

こうした個々人や世帯のもつニーズや課題に対応するためには、それぞれのこども・若者が抱える困難や悩みに寄り添った支援を受けられる体制を整備し、身近な人や関係機関が連携して支えていく必要があります。

(7) 若者にとって、今後も住み続けられる魅力あるまちづくりの支援

結婚に対して消極的な若者は約 23%を占め、子育てについても、理想と希望することもの数との間にギャップがある若者は3割ほど存在し、結婚や出産に踏み出しにくいという意識を持つ若者が一定数いることがわかります。

また、本市に住み続けるために重要なこととして「就職先の選択肢が豊富」や「賃金が高い」等の声が多く、本市に住み続けたいと「思わない」と回答した人が「思う」と回答した人を若干上回っている現状からも、若者が地元に着し、活気あるまちづくりを推進していくための雇用環境の創出や若い世代が魅力を感じられるまちづくりが求められます。

(8) こどもや若者の声の社会への反映

こどもまんなか社会の実現に向かっていけると感じるこども・若者の割合は約 17%にとどまっています。こどもの権利についての理解を地域に浸透させていき、こどもの意見を聞き、こどもにとってもっとも良いことが何かを家族や地域全体で考えていくことは、こどもまんなか社会を実現するための基盤であり、また、こどもや若者にとって魅力あるまちづくりのためには、こども・若者の声を施策に反映させる仕組みが求められます。

第3章 計画の基本理念と体系

1. 基本理念

こども・若者の笑顔と夢がひろがるまち むつ

この基本理念は、小学校4年生から高校3年生までのむつ市こどもの笑顔まんなかモニターを対象に、こども計画の基本理念についてアンケートを実施して、そのなかでも回答が多かったものを本計画の基本理念としました。

すべてのこども・若者が、命を守られ、生まれもった能力を十分に伸ばして成長できるよう、すべての権利が保障されなければなりません。そのためには、不安や悩みに対応できる力を育み、その経験を成長の糧としながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を営めるようにこども・若者をまんなかに据えて、その育ちを地域社会全体で支えていくことが重要です。

今を生きるこども・若者一人ひとりの思いに寄り添い、誰もが自分らしく未来への希望がひろがるまちをめざします。

こども・若者が、自分自身や将来生まれるこどもたちを取り巻く環境がよりよくなっていく未来を思い描くことができ、四季折々の豊かな自然に恵まれた本市で、地域の一員として尊重され、地域の人々のぬくもりの中で健やかに成長し、夢と希望をもって未来へ羽ばたいていけるよう取り組む必要があります。

このことから、本計画の基本理念を、「こども・若者の笑顔と夢がひろがるまち むつ」とします。

2. 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、5つの基本目標を次のとおり定めることとします。

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み、子育てできるやさしいまちづくりのために

妊娠前から妊娠期、出産、子育て期まで、保護者の不安や負担を軽減し、必要な支援が切れ目なく届く体制を整えます。児童数の減少やニーズの多様化を踏まえ、保育サービス等の受け皿の確保、提供体制の最適化を図ります。あわせて、子育てしやすい職場環境や公営住宅の整備等の生活環境の充実、子育て支援サービスの情報提供を含め、誰もが子育てしやすい地域づくりを推進します。

基本目標Ⅱ こどもが健やかに学び、自分らしく成長できるために

こども一人ひとりが、安心して学び、遊び、挑戦できる環境を整備し、将来への希望を育む取組を進めます。多様な学びの場や居場所づくり、遊び場・公園等の環境整備を推進するとともに、悩みや困難を抱えるこども・若者の支援体制を充実させていきます。また、教育・子育てに係る経済的負担の軽減に取り組み、誰もが自分らしく成長できる環境をめざします。

基本目標Ⅲ 若者が自分らしく、いきいきと活躍できるまちづくりのために

若者が地元で暮らし続けたいと思える魅力あるまちをめざし、就労・雇用環境の向上、将来設計を描けるまちづくりを進めます。こどもを持ちたいと思う若者が一歩を踏み出しやすい取組を充実し、暮らしと仕事の安定につなげます。あわせて、ジェンダー平等の推進により、経済環境に左右されず、誰もが自分らしく能力を発揮できる地域づくりを推進します。

基本目標Ⅳ すべてのこどもへのきめ細かな取組の推進のために

経済的困窮、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、家族のケアの負担など、様々な困難に直面するこども・若者が、身近な地域で必要な支援を受けられる体制を整備します。あわせて、ひとり親家庭、障がいのあるこども、医療的ケアを必要とするこども等、それぞれの状況に応じた支援を行います。関係機関が連携し、潜在化しやすい課題を早期に把握するとともに、相談支援窓口の機能を強化し、支援が途切れない体制づくりを進めます。

基本目標Ⅴ こどもの権利を保障することも施策の実施のために

こどもの権利を地域に浸透させ、こども・若者が尊重されるまちづくりを進めます。また、安全・安心な生活環境を整備し、こども・若者が不安なく生活できる基盤を強化します。さらに、こども・若者の意見を聴取し、施策に反映する仕組みを整え、「こどもまんなか」を実感できる市政運営につなげます。

3. 成果指標の設定

本計画の実施状況を客観的に評価し、より効果的な施策の実施や改善につなげるための指標として、次の成果指標及び進行管理指標を設定します。

基本目標ごとに定める成果指標は、取組の成果(達成状況)を把握するために指標ごとの目標値または目標とする方向を設定します。進行管理指標は、取組の進捗状況・推移を把握するために設定します。

■成果指標

成果指標は、国のこども大綱で示されている『「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標』及び『こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標』を主に用いて設定しました。

成果指標	現状	目標
基本目標Ⅰ 安心してこどもを産み、子育てできるやさしいまちづくりのために		
理想の数のこどもを持てそうにないと思う理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合(※1)	40.4%	減少
「子育てに関する相談で頼れる人がいる」と答えた保護者の割合(※2)	66.3%	増加
「社会において、共働き・共育て(家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること)が推進されている」と思う人の割合(※3)	50.6%	増加
出生数(※4)	171人	現状維持
待機児童数(※5)	0人	現状維持
基本目標Ⅱ こどもが健やかに学び、自分らしく成長できるように		
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(※6)	57.8%	増加
「生活に満足している」と思うこどもの割合(※7)	68.9%	増加
「経済的な理由によりこどもの進路に不安をいだいたことがある」と答えた人の割合(※8)	56.4%	減少
小学校・中学校におけるいじめ件数(※9)	113件(小学) 56件(中学)	減少
小学校・中学校における不登校件数(※10)	49件(小学) 112件(中学)	減少
基本目標Ⅲ 若者が自分らしく、いきいきと活躍できるまちづくりのために		
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がない」と答えたこども・若者の割合(※11)	41.6%	増加
「地域の中でこどもや若者の遊び・娯楽や体験活動の機会の場が十分にある」と感じる人の割合(※12)	21.1%	増加
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合(※13)	79.5%	増加
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合(※14)	48.7%	増加
社会減の縮小(※15)	-334人	縮小

基本目標Ⅳ すべての子どもへのきめ細かな取組の推進のために			
	「障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合（※16）	28.9%	増加
	経済的な理由で食料が買えない経験があったと答えた保護者の割合（※17）	42.0%	減少
	「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合（※18）	1.3%	減少
	困窮家庭の割合（小学5年生・中学2年生）（※19）	14.1%	減少
	児童虐待相談件数（※20）	19 件	減少
基本目標Ⅴ こどもの権利を保障するこども施策の実施のために			
	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合（※21）	16.9%	増加
	「こども政策に関して自身の意見が聞いてもらえている」と思う人の割合（※22）	10.7%	増加
	こどもや親が安心して外出できる環境（こどもの遊び場や公園等）になっていると思う割合（※23）	22.0%	増加
	「こどもは権利の主体である」と思う人の割合（※24）	50.0%	増加
	こどもの声を聴く取組の実施回数（※25）	2 回	増加

※1 現状値は、こども・若者調査問 20 より、理想とする数のこどもを持てそうにないと思う理由 1 位として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合。

※2 現状値は、保護者調査問 29(1)より。

※3 現状値は、こども・若者調査問 30(8)「そう思う」「まあそう思う」と回答した人の割合。

※4 現状値は、令和 7 年出生数。

※5 成果指標は市独自設定。現状値は、令和 6 年度待機児童数。

※6 現状値は、こども・若者調査問 24(10)より、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した人の割合。

※7 現状値は、こども調査問 12 より「7」以上の数字を回答した割合。

※8 成果指標は市独自設定。現状値は、保護者調査問 16 より、「お子さんを将来希望する学校まで進学させるにあたって、最も心配なこと」に「金銭的な負担」と回答した保護者の割合。

※9 現状値は、令和 6 年度件数。

※10 現状値は、令和 6 年度件数。

※11 現状値は、こども・若者調査問 25 より、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があったかという質問に「なかった（ない）」「どちらかといえばなかった（ない）」と回答した人の割合。

※12 現状値は、こども・若者調査問 31 より、「感じる」「やや感じる」と回答した人の割合。

※13 現状値は、こども・若者調査問 24(1)より、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した人の割合。

※14 現状値は、こども・若者調査問 24(4)より、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した人の割合。

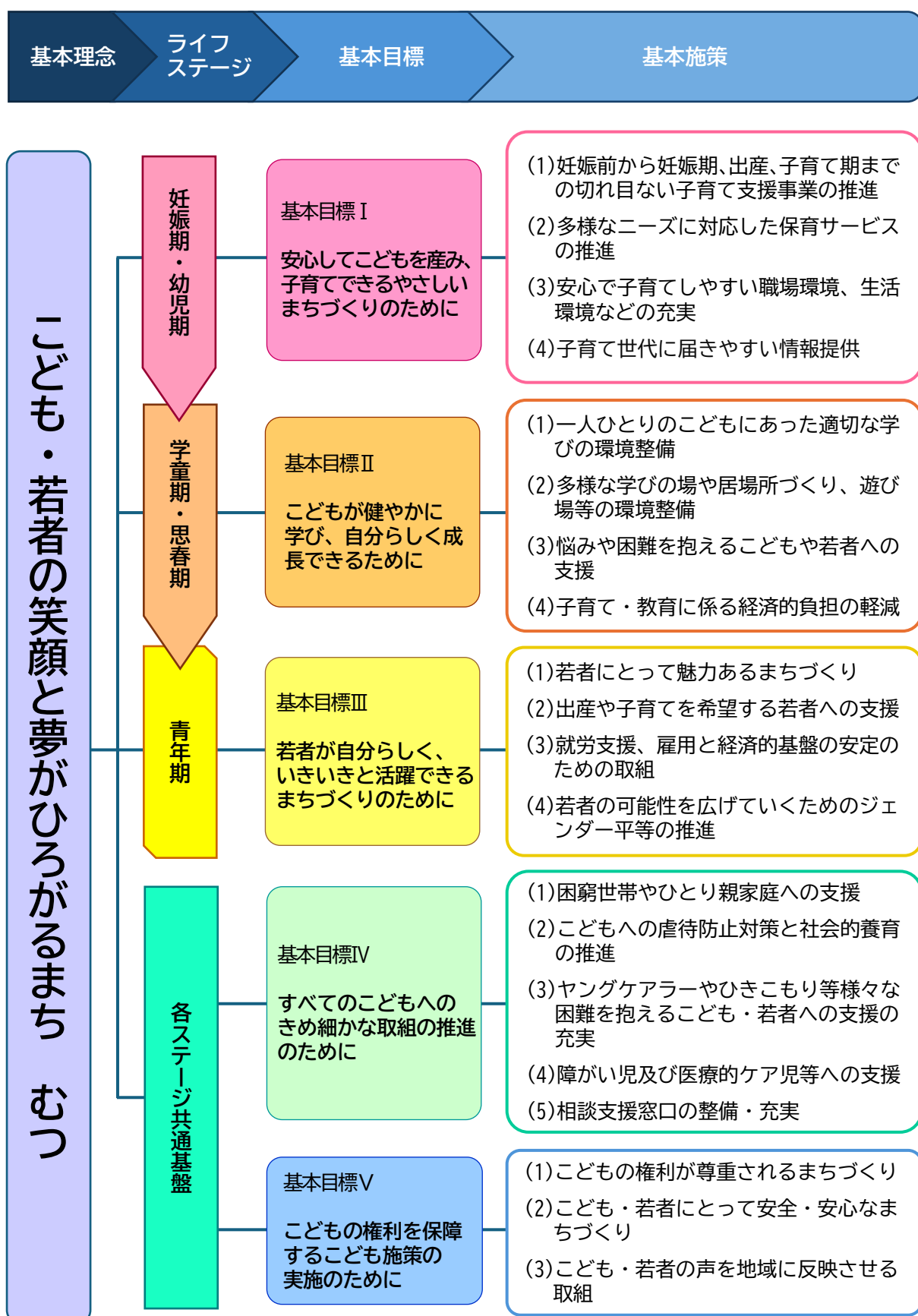
※15 成果指標は市独自設定。現状値は、令和 7 年社会増減数。

※16 現状値は、こども・若者調査問 30(5)より、「そう思う」「まあそう思う」と回答した人の割合。

※17 現状値は、保護者調査問 23 より、「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した保護者の割合。

- ※18 現状値は、こども・若者調査問 41 より、「現在、あてはまる」と回答した人の割合。
- ※19 現状値は、こども調査・保護者調査の生活困難度より。
- ※20 現状値は、令和6年度件数。
- ※21 現状値は、こども・若者調査問 30(1)より、「そう思う」「まあそう思う」と回答した人の割合。
- ※22 現状値は、こども・若者調査問 30(2)より、「そう思う」「まあそう思う」と回答した人の割合。
- ※23 現状値は、第3期子ども・子育て支援事業計画策定のための子育て支援に関する調査問 19 より、「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した人の割合。
- ※24 現状値は、こども・若者調査問 30(4)より、「そう思う」「まあそう思う」と回答した人の割合。
- ※25 成果指標は市独自設定。現状値は、令和6年度のこどもの笑顔まんなかモニターへのアンケート、グループワークの実施回数。

4. 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み、子育てできるやさしいまちづくりのために

成果指標	現状	目標
理想の数の子どもを持てそうにないと思う理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	40.4%	減少
「子育てに関する相談で頼れる人がいる」と答えた保護者の割合	66.3%	増加
「社会において、共働き・共育で（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合	50.6%	増加
出生数	171人	現状維持
待機児童数	0人	現状維持

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、子育て期までの切れ目ない子育て支援事業の推進

■施策の方向性

妊娠を望む段階から、妊娠期、出産、子育て期まで、子育て家庭が必要とする支援を切れ目なく提供する体制を整えます。保健・医療・福祉・教育の連携のもと、家庭の状況に応じて適切な支援につながる一貫した支援体制を構築します。あわせて、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や、支援を求める家庭が迷わず必要な支援につながるができる環境を整備します。

これらの取組を通じて、妊娠期から子育て期にかけての不安や負担を軽減し、安心して子どもを迎え、育てられる環境整備を推進します。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
こども家庭センターの運営	妊娠前から子育て期まで、切れ目のない支援を行うために、関係部署・機関と連携しながら、こどもと家庭の抱える様々なニーズに対して支援を行います。妊娠・出生届出時に妊産婦及び乳幼児の実情を把握して、個々のサポートプランを作成します。	子育て支援課
母子健康手帳交付	妊婦への母子健康手帳の交付を行うとともに、窓口の保健指導、制度の活用や母子保健事業の紹介を行い、安全で安心な妊娠・出産・子育てができるよう支援を行います。	子育て支援課
妊婦委託健康診査	母子保健法に基づき、母子の疾病予防、早期発見等を目的に健康診査を実施します。妊婦の経済的な負担を軽減し、適切に健診を受けることで、妊娠期間を安全に過ごし出産を迎えられる環境を整えます。	子育て支援課
産前産後サポート事業	妊娠、出産、子育ての不安や悩みを聴き、寄り添うことで、不安の軽減を図ります。また地域の母親同士の仲間づくりを促し、妊産婦が家庭や地域で孤立感を軽減し、安心して出産、育児に臨めるようにサポートします。	子育て支援課
妊産婦・新生児訪問指導事業	安心して妊娠・出産・育児ができるように妊産婦を対象に訪問指導を行います。また、母親の育児不安等に対して関係部署と連携しながら支援します。	子育て支援課

産後ケア事業	助産師等により、出産後 1 年未満の母子に対して母親の身体的、心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が、健やかに育児ができるよう支援します。	子育て支援課
乳幼児及び家族等発達支援事業	育児不安を抱える保護者、発達障がい疑いの疑いや診断を受けたこどもの保護者に対し、子育て支援講座や個別発達相談等を開催し、乳幼児や家族へ支援を行います。また、保育施設巡回を実施し、発達支援が必要な乳幼児について情報共有・連携を図り、支援体制を検討します。	子育て支援課
乳児家庭への全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言等を行い、母親の育児の疲れや育児不安等を軽減します。	子育て支援課
養育支援訪問事業	生後 4 か月までの全戸訪問や保健師などからの情報で、養育支援が特に必要と判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育環境を整えていくことを目的とします。	子育て支援課
乳幼児健康診査	こどもの心身の発育・発達を確認するとともに、疾病や障がい等を早期に発見し、個々の発達状況に合わせた指導、個々の栄養状態、生活習慣、育児環境等に関する育児支援を行い、保護者の育児不安の軽減や乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的としています。	子育て支援課
1 歳 6 ヶ月児・3 歳児精神発達精密健康診査	乳幼児健診のフォローとして、発育・発達の遅れが疑われるこどもや、保護者から相談のあったこどもに、障がい等の早期発見、早期支援を行うため発達検査員による検査を実施します。また、必要時、保育施設巡回相談に同行訪問し、集団でのこどもの状況確認や支援について助言し、必要な支援につなげます。	子育て支援課
未就学児ことばの教室	第二田名部小学校に開設されている「ことばの教室」に未就学児指導のための療育指導員を派遣し、主にことばの遅れがみられる幼児とその保護者等を対象にした療育的指導を実施します。	子育て支援課
元気教室	乳幼児期の健康づくり事業として市内保育施設及び支援センターと連携して、こどもが楽しく食や歯の健康について学び、生活習慣等について理解し実践できるよう、パネルシアターなどにより指導を行います。	子育て支援課
新生児聴覚検査事業	市では新生児聴覚検査に対し、一部助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、聴覚障がいの早期発見・支援を行う体制を整えることを目的としています。	子育て支援課
予防接種事業	予防接種法に基づき、乳幼児、児童、生徒などを対象に発症すると重症化したり、後遺症を残す可能性がある A 類疾病に係る予防接種の実施、及び任意接種のインフルエンザとおたふくかぜのワクチン接種費用の一部を助成します。	健康づくり推進課
フッ化物塗布むし歯予防事業	一番むし歯になりやすい生えたての乳歯の歯質強化と、幼児の口腔保健の維持を目的として、むし歯予防に効果のあるフッ化物歯面塗布を市内の歯科医療機関に委託して実施します。	子育て支援課
フッ化物洗口事業	児童生徒のむし歯予防対策の一環として、効果的なむし歯予防と歯科保健の向上を図ることを目的として、市内小・中学校の児童生徒を対象に、安全性を確保し適切な方法でフッ化物洗口を集団的、継続的に実施し、長期的なむし歯予防に取り組みます。	教育委員会総務課
歯の健康づくり事業	健康むつ 21 の重点施策に関連し、青年期以降の市民を対象に歯の健康に関する正しい知識を普及し歯の喪失を防止することを目的とした事業です。	健康づくり推進課

健診事業	健康増進法に基づき生活習慣病予防、がんの早期発見・治療によるがん死亡率の減少を目的として健診事業を実施します。健診は健診機関での集団健診と医療機関での個別健診があり、受診者が選択して受診します。	健康づくり推進課
相談支援事業 (障害福祉サービス)	障がい者及び障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行います。	障がい福祉課
避難行動要支援者支援事業	高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿を作成し、避難支援や安否確認のため避難支援関係者（消防や警察、町内会、民生委員等）に提供します。	福祉政策課

■進行管理指標

- ・乳幼児の健康診査受診率
- ・産後ケア事業の登録者数と実施回数
- ・乳幼児家庭への全戸訪問事業訪問率

(2) 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

■施策の方向性

保護者の働き方や家庭状況の変化、こどもの成長や個々の状況に応じて、柔軟に利用できる保育サービスを充実させます。延長保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターや子育てショートステイなど、家族の多様なニーズに対応した選択肢を確保し、誰もが安心してこどもを預けられる体制を整備し、子育て世代が安心して子育てと仕事を両立できる保育環境を実現します。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
法人立保育園運営費	保育に欠ける児童を保育施設等へ入所させることにより、福祉の増進を図ります。	こども家庭課
幼稚園・認定こども園施設型給付費	就学前のこどもに、幼児教育・保育を提供する施設に入園させることにより、福祉の増進を図ります。	こども家庭課
広域入所委託運営費	里帰り出産等の理由による保育需要に対応するため、他市町村の公立保育所へ児童を入所させることにより、福祉の増進を図ります。	こども家庭課
預かり保育事業	幼稚園等において、教育時間外の在園児の預かりに係る経費について、補助金を支給します。また、未入園児及び在園児以外の一時預かりに係る経費についても、補助金を支給します。	こども家庭課
乳児等通園支援事業	すべてのこどもの育ちを応援し、就労要件を問わず時間単位（1人当たり月10時間まで）で柔軟に教育・保育施設等を利用できる事業です。	こども家庭課
病児保育事業	病気または病気の回復期にある児童や保育中に体調不良となった児童を一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両方を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする事業です。 原則として、市内に住所を有する生後満6か月から小学校3年生までの児童で、病気の回復期であり、保護者の勤務等の都合により家庭での保育が困難な児童を対象に実施しています。	こども家庭課
ファミリー・サポート・センター事業	安心して子育てができるように、市において子育て支援を必要とする人と、支援を行いたい人（保育の知識と経験を有する人）が登録し、アドバイザーの調整のもと、有償で子育ての支援を行います。	こども家庭課
保育コンシェルジュ事業	子ども・子育て支援法に基づき、こども家庭課に支援員1名を配置し、就学前のこどもの預け先やなかよし会の利用について、保護者の方へ情報提供するとともに、必要に応じて相談や助言を行います。	こども家庭課
子どもショートステイ事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、実施施設等において一定期間、宿泊を伴う養育を行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（なかよし会）	保護者の就労や疾病等の理由により、放課後に家庭において適切な保護育成を受けられない児童を対象に、学校の施設を利用し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として実施します。	こども家庭課

乳幼児及び家族等発達支援事業【再掲】	育児不安を抱える保護者、発達障がいの疑いや診断を受けたこどもの保護者に対し、子育て支援講座や個別発達相談等を開催し、乳幼児や家族へ支援を行います。また、保育施設巡回を実施し、発達支援が必要な乳幼児について情報共有・連携を図り、支援体制を検討します。	子育て支援課
スクールコーディネーターの配置	社会環境が多様化・複雑化するなかで、学校だけでは解決が難しい事案について、経験豊かな学校管理職経験者等のスクールコーディネーターを配置し、中間的な立ち位置で保護者等からの要望・意見を聞き、学校と保護者、関係者とのコーディネートを行います。	学校教育課
教育相談室	いじめや不登校等の悩みを抱える児童生徒及び保護者・教職員に対する教育相談・就学相談並びに自立支援を行うことによって、児童生徒の健全な成長を援助します。また、メールによる教育相談も実施します。	学校教育課

■進行管理指標

- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園の利用件数
- ・ 乳児等通園支援事業の利用件数
- ・ 病児保育事業の利用件数
- ・ 預かり保育事業の利用件数

(3) 安心で子育てしやすい職場環境、生活環境などの充実

■施策の方向性

子育てと仕事を両立しやすい社会を実現するため、企業や地域と連携し、働きやすい職場づくりや地域の支え合い体制を推進します。育児休業の取得促進や男女のキャリア形成、職場の理解の醸成、公営住宅での子育て支援の拡充を通じて、子育てに関する不安や負担を軽減し、安心して子育てに向き合える生活環境を整えます。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
男女共同参画の推進	男女共同参画推進基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進していきます。	市民連携課
創業支援事業	下北地域広域創業支援事業であり、新たなビジネス創出を支援し雇用機会の創出につなげるため、創業に係る相談やセミナーを開催するほか、市独自に創業に係る補助金等の支援を実施します。	商工労政課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	養成機関に在学し、就職等に有利な資格の取得をめざすひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金を給付して、資格取得を促進するとともに、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	子育て支援課
市営住宅における入居者資格の緩和	子育て世帯（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯）及び若者夫婦世帯について、入居収入基準を通常月額15万8千円以下のところ、月額21万4千円以下とする緩和措置を講じます。	住宅政策課
住宅セーフティネットの構築と推進	子育て世帯の住宅確保要配慮者への「気づき」と「つながり」のある居住支援体制の構築へ向けて、不動産や福祉関係の事業者及び団体、居住支援法人等と連携した地域の包括的な対応を図ります。	住宅政策課 子育て支援課

■進行管理指標

- ・市役所の男性育児休業取得率
- ・高等職業訓練促進給付金支給件数
- ・子育て世帯の住宅セーフティネットに関する支援相談件数

(4) 子育て世代に届きやすい情報提供

■施策の方向性

相談窓口や子育て関連施設、各種支援制度の機能を分かりやすく整理し、利用方法や相談先の明確化、情報発信の多様化を図ることで、誰もが必要な情報や支援にアクセスできるような情報提供を行い、子育て世帯の不安の軽減を図ります。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
子育て支援アプリ運営事業	出産・育児に関する情報発信や、こどもの予防接種のスケジュール管理など、妊娠期から子育て期まで、家庭で役立つ子育て支援アプリの提供を行います。	子育て支援課
妊娠・出産・子育てオンライン相談事業	オンラインにて、産婦人科医・小児科医・助産師などの専門職と非対面でいつでも気軽に相談できる体制を整備します。	子育て支援課
ハローベビー教室（両親学級）	妊婦と夫（パートナー）、その家族が妊娠・出産・育児について不安を解消するため知識を深めるだけではなく、身体的・心理的・環境面も含めた様々な変化を家族で共有し、幸せな家庭を築けるきっかけづくりを目的としています。	子育て支援課
離乳食教室・赤ちゃん相談	乳児と保護者を対象に、個々に合わせた離乳食や子育てを進めていけるよう栄養士による離乳食の講話や個別相談、子育てコンシェルジュによるふれあい遊びや子育て相談、歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師による発達・発育相談などを実施します。	子育て支援課
母子健康教育事業	川内地区の保育園や幼稚園の園児及び保護者を対象に、口腔ケア指導、食生活指導、生活リズムの大切さ、たばこ等についての教室等を実施します。	子育て支援課
元気教室【再掲】	乳幼児期の健康づくり事業として市内保育施設及び支援センターと連携して、こどもが楽しく食や歯の健康について学び、生活習慣等について理解し実践できるよう、パネルシアターなどにより指導を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）等を実施します。	こども家庭課
むつ市子育てメイト会事業	むつ市における子育て支援の取組の推進を図るため、子育てメイト会の活動に関する研修や研究、子育て支援に関する各種資料の収集、関係機関・団体との連絡調整、その他、会の目的達成のために必要な事業を行います。	キッズパーク
木育キャラバン事業	体育館や公民館などに、温もりあふれる良質な木のおもちゃを用意し、その魅力を実体験できる時間と空間を提供する「移動おもちゃ美術館」を開催します。	キッズパーク

■進行管理指標

- ・子育て支援アプリ登録件数
- ・妊娠・出産・子育てオンライン相談事業の相談件数
- ・子育て世帯のための各種教室の開催回数

基本目標Ⅱ こどもが健やかに学び、自分らしく成長できるように

成果指標	現状	目標
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合	57.8%	増加
「生活に満足している」と思うこどもの割合	68.9%	増加
「経済的な理由によりこどもの進路に不安をいだいたことがある」と答えた人の割合	56.4%	減少
小学校・中学校におけるいじめ件数	113 件（小学） 56 件（中学）	減少
小学校・中学校における不登校件数	49 件（小学） 112 件（中学）	減少

(1) 一人ひとりのこどもにあった適切な学びの環境整備

■施策の方向性

こどもの個性や発達段階に応じた学びを保障するため、教育環境の質を総合的に高める取組を進めます。基礎的な学力の定着を支える学習支援体制の充実に加え、特別な配慮を必要とするこどもへの支援を強化し、一人ひとりが自分のペースで学びを深められる環境を整えます。また、ICTを活用した学習環境の整備や教材の充実など、個々のこどもに適した多様な学び方に対応できる教育基盤を整備します。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
ICT 教育推進事業	むつ市学校教育プラン推進の柱の一つである「ICTを活用した教育活動の充実」のため、指導及び校務に生かす ICT の取組を一体的に推進します。	学校教育課
スクールサポーター配置事業	小・中学校の通常学級並びに特別支援学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活や学習活動を支援するために、支援を希望する児童生徒の在籍校へスクールサポーターを配置します。	学校教育課
児童生徒の高い志をはぐくむ支援事業	児童生徒が高い志を持ち、夢の実現に向かって進むことができるよう、学校が英語教育の向上やキャリア教育等に資する講演会を行うことを支援します。 ※英語検定料補助金交付事業で中学生の英検受験料を補助します。	学校教育課
「健康の未来」を変える授業プロジェクト	肥満出現率が高く、短命であるむつ市の健康課題を解決するために、弘前大学、青森県医師会健やか力推進センターの協力・助言等を得て、小・中学生に対する授業を行うことで、小・中学生が望ましい生活習慣を身に付けられるよう支援します。	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	地域と学校が連携・協働し、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざすため、こども教室や地域学校協働本部事業のほか、芸術鑑賞教室、自然観察学習会等を実施します。	生涯学習課

校内教育支援センター推進事業	不登校等の悩みを抱える児童生徒の多様な学びの場を確保し、緩やかに学校や在籍学級に復帰する児童生徒を支援するために、各学校に配置されている校内教育支援センターの充実を図ります。	学校教育課
学びの多様化学校設置事業	不登校支援をより重層的かつ効果的に推進していくために、在籍校への通学が困難であるものの、少人数であれば通学可能な児童生徒を対象とした「学びの多様化学校」を開校（令和9年4月開校予定）します。	学校教育課
むつ市メタバース教育支援センター開設	不登校または不登校傾向にある児童生徒のうち、センターへの通室に至っていない児童生徒にメタバースを活用した不登校支援を行います。	学校教育課
むつ市教育支援センターの開設	不登校または不登校傾向にある児童生徒の社会的自立を目的に、むつ市教育支援センター内に自立支援員を配置し、教育相談、体験活動、学習支援、集団活動への支援等を通じて学校復帰をめざします。	学校教育課
障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）	就学する障がい児に対し、学校終了後や夏休み等の長期休暇中に事業所に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進について支援します。	障がい福祉課

■進行管理指標

- ・キャリア教育等に資する講演会開催回数
- ・むつ市メタバース教育支援センターの利用児童生徒数

(2) 多様な学びの場や居場所づくり、遊び場等の環境整備

■施策の方向性

こども・若者が多様な体験を通じて学び、安心して過ごせる環境を整えるため、地域と連携した学びの場や居場所づくりを推進します。

こどもには、遊びや探究活動、地域との交流などを通じて主体的に学べる機会を広げ、若者には、置かれた環境や背景にかかわらず自らの関心や能力を伸ばせる場を確保するなど、発達段階に応じた支援を進めます。また、安心して集い交流できる場や文化・スポーツ・創作・地域活動等に触れられる多様な体験機会の提供を計画的に進めていきます。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
放課後児童健全育成事業（なかよし会） 【再掲】	保護者の就労や疾病等の理由により、放課後に家庭において適切な保護育成を受けられない児童を対象に、学校の施設を利用し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として実施します。	こども家庭課
ムチュ☆らんど運営事業	小学校低学年までのこどもと保護者を対象とした屋内遊戯施設を運営します。天候に左右されることなく利用でき、隣接する金谷公園との複合的な利用が可能であり、子育て世代にとって魅力ある施設として、親子交流の促進と地域の子育て支援機能の充実を図り、こどもの健やかな育ちを支援します。	キッズパーク
こども第三の居場所づくり事業との連携	支援が必要なこどもや子育て世帯を、こども第三の居場所づくり事業につなぎ、こどもへの食事提供や生活訓練等を実施するとともに関係機関での見守りを行います。	子育て支援課
公園環境整備事業	都市公園や遊園地広場等を適切に維持管理しつつ、交付金を活用した環境整備等により地域のニーズの実現を図ります。	都市計画課 公園所管課
金谷都市拠点地区都市構造再編集中支援事業	金谷公園を中心に、むつ総合病院、下北文化会館、小学校、屋内遊戯施設、大学キャンパス、むつ総合病院新病棟、認定こども園が立地しており、官民連携による都市機能の高度化や各施設の一体的空間の形成により、多様なにぎわいとコミュニティの創出を図ります。また、医療機能及び防災機能の強化により、安全・安心で暮らしやすいまちの実現を図ります。	都市計画課
地域学校協働活動推進事業【再掲】	地域と学校が連携・協働し、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざすため、こども教室や地域学校協働本部事業のほか、芸術鑑賞教室、自然観察学習会等を実施します。	生涯学習課
青少年教育事業（中央公民館）	学校では頻繁に実施できない体験型の学習機会を提供するため、小学生を対象にした講座や芸術文化に親しむことができる大会等を実施します。	中央公民館
地域文化・スポーツクラブ推進事業	中学校の運動部活動及び文化部活動について「むつ市地域文化・スポーツクラブ（愛称むつ☆かつ）」の設立・運営を実施します。	地域クラブ 企画推進課
東京大学連携事業	東京大学との連携事業を通じて地域クラブである「むつ☆かつ」の取組に科学的アプローチを取り入れトレーニング効果を向上させるとともに、運動を通して最先端科学に触れることで、こどもたちの知的好奇心を高め、広い視野を持って地域社会に貢献できる人材を育成します。	地域クラブ 企画推進課

スポーツ推進補助金	市民がスポーツに親しみ、触れる機会の創出に寄与する各団体への補助及び全国ボート場所在市町村協議会にかかる費用等の補助を行います。	市民スポーツ課
むつ市スポーツ協会補助金	各種大会（県民スポーツ大会、県民スポレク祭）への選手派遣に係る経費やスポーツ協会で実施している活動（各種市民スポーツ教室、市民軽登山）及びスポーツ少年団運営に係る経費への補助を行います。	市民スポーツ課
スポーツ環境整備事業	野球肘予防検診や青森ワッツバスケットボール教室などの事業を実施します。	市民スポーツ課
エネルギー未来人材育成支援プロジェクト	我が国におけるエネルギーミックスの重要性に関する知識の普及と理解促進を図ることを目的に、市内の中学生を対象にエネルギー関連施設や東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻研究室等の見学会を実施します。	エネルギー戦略課
木育キャラバン事業【再掲】	体育館や公民館などに、温もりあふれる良質な木のおもちゃを用意し、その魅力を実体験できる時間と空間を提供する「移動おもちゃ美術館」を開催します。	キッズパーク
木育事業	豊かな下北の森林や自然環境の保全について、より多くの市民に関心をもってもらうため、新生児へのヒバの積み木贈呈など、木育を通じた啓発活動を行います。	農林畜産課
地元のおしごと体験事業	高校卒業後に市外・県外へ進学する若者が多い当地域において、「地域に住み続けたい」「地域で働きたい」という意識の早期醸成が必要であり、地域の未来を担う小・中学生を対象とした地元企業の職業体験イベントを実施します。	商工労政課
学びの多様化学校設置事業【再掲】	不登校支援をより重層的かつ効果的に推進していくために、在籍校への通学が困難であるものの、少人数であれば通学可能な児童生徒を対象とした「学びの多様化学校」を開校（令和9年4月開校予定）します。	学校教育課
むつ市メタバース教育支援センター開設【再掲】	不登校または不登校傾向にある児童生徒のうち、センターへの通室に至っていない児童生徒にメタバースを活用した不登校支援を行います。	学校教育課
校内教育支援センター推進事業【再掲】	不登校等の悩みを抱える児童生徒の多様な学びの場を確保し、緩やかに学校や在籍学級に復帰する児童生徒を支援するために、各学校に配置されている校内教育支援センターの充実を図ります。	学校教育課
障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）【再掲】	就学する障がい児に対し、学校終了後や夏休み等の長期休暇中に事業所に通所し、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進について支援します。	障がい福祉課

■進行管理指標

- ・ なかよし会の定員、入会者数
- ・ 学びの多様化学校の在籍児童数（令和9年度開設）
- ・ 地域クラブの登録者数

(3) 悩みや困難を抱えるこどもや若者への支援

■施策の方向性

いじめや不登校、家庭環境の課題、精神的な不安など、悩みや困難を抱えるこどもや若者を早期に把握し、適切な支援につなげる体制を強化します。学校・家庭・地域が連携してこどもの変化を見守る仕組みを整えるとともに、相談窓口の充実や専門機関との連携強化により、一人ひとりの状況に応じた切れ目ない支援を提供します。また、安心して過ごせる居場所づくりや、こども・若者が安心して相談できる相談窓口の整備を進めます。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
民生委員・児童委員の活動	地域の身近な相談相手として住民の相談にのり、必要があるときは行政の福祉制度や子育て支援サービス等が受けられるように関係機関へつなぐ活動を行います。	福祉政策課
教育相談室【再掲】	いじめや不登校等の悩みを抱える児童生徒及び保護者・教職員に対する教育相談・就学相談並びに自立支援を行うことによって、児童生徒の健全な成長を援助します。また、メールによる教育相談も実施します。	学校教育課
スクールサポーター配置事業【再掲】	小・中学校の通常学級並びに特別支援学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活や学習活動を支援するために、支援を希望する児童生徒の在籍校へスクールサポーターを配置します。	学校教育課
校内教育支援センター推進事業【再掲】	不登校等悩みを抱える児童生徒の多様な学びの場を確保し、緩やかに学校や在籍学級に復帰する児童生徒を支援するために、各学校に配置されている校内教育支援センターの充実を図ります。	学校教育課
むつ市教育支援センターの開設【再掲】	不登校または不登校傾向にある児童生徒の社会的自立を目的に、むつ市教育支援センター内に自立支援員を配置し、教育相談、体験活動、学習支援、集団活動への支援等を通じて学校復帰をめざします。	学校教育課
むつ市メタバース教育支援センター開設【再掲】	不登校または不登校傾向にある児童生徒のうち、センターへの通室に至っていない児童生徒にメタバースを活用した不登校支援を行います。	学校教育課
学びの多様化学校設置事業【再掲】	不登校支援をより重層的かつ効果的に推進していくために、在籍校への通学が困難であるものの、少人数であれば通学可能な児童生徒を対象とした「学びの多様化学校」を開校（令和9年4月開校予定）します。	学校教育課
こころの健康づくり事業（自殺対策強化事業含む）	令和7年度に策定した「第2次むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画（自殺対策計画）」に基づき、関係機関との連携を強化しながら自殺率の減少を図るために、普及啓発事業、対面相談事業、ゲートキーパー養成講座事業、いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会の設置などを行います。	健康づくり推進課
むつ市自殺対策計画評価事業	「第2次むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画（むつ市自殺対策計画）」の推進のため、行政や関係団体で構成する「むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会」を設置し、各分野で実施する取組の情報交換や計画の進捗状況を協議・確認します。	健康づくり推進課
こどもの権利相談窓口	「こどもの笑顔まんなか条例」に基づき、こどもたちの権利を守り、困っているこどもをサポートする仕組みとして、気軽に悩みごとを相談できる「こどもの権利相談窓口」と、こどもの立場から問題解決を助ける第三者機関「むつ市こどもオンブズパーソン」を設置します。	子育て支援課

思春期教室	主に小・中学生を対象に、いのちの重さや大切さを感じ、自分や周囲の人を大切にする気持ちや父性・母性を育むことをねらいとし、自殺予防につながる教室として、学校や保育施設等と連携しながら実施します。	子育て支援課
喫煙・アルコール対策事業	各種保健事業やイベント等の機会を活用し、禁煙・受動喫煙防止について普及啓発するとともに、禁煙や受動喫煙防止に関する健康教室を実施し、禁煙や分煙の意識づけを図ります。また、喫煙とともにアルコールが及ぼす健康への影響についても啓発をしていきます。	健康づくり推進課

■進行管理指標

-
- ・ゲートキーパー養成講座参加者数
 - ・こどもの権利相談件数
 - ・教育相談件数
-

(4) 子育て・教育に係る経済的負担の軽減

■施策の方向性

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、成長段階に応じた各種手当や給付等の支援制度の充実を図ります。また、おむつや保育料、学用品・給食費・通学費などの日常的に発生する教育費への経済的負担の軽減施策を進め、家庭の経済状況に左右されずに保育や学びの機会を確保できる施策を推進します。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
児童手当	18歳までの子を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童手当法に基づき手当を支給します。	こども家庭課
障害児福祉手当	扶養義務者の所得に応じ、常時介護を必要とする重度の障がい児に対し、手当を支給します。	障がい福祉課
子ども医療費給付事業	保護者の経済的負担軽減と児童の健康と健やかな成長に寄与するため、18歳までの児童に係る医療費を助成します。	こども家庭課
未熟児養育医療費給付事業	身体の発育が未熟のまま生まれたため入院養育が必要な乳児に対し、母子保健法に基づき医療費を公費負担します。	こども家庭課
保育料無償化事業	子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することで、安心してこどもを産み育てられる環境をつくり、出生数の増加につなげるために、保育園等に通うすべてのこどもの保育料を無償化します。	こども家庭課
保育施設におけるおむつ無償化事業	保育施設に通う保護者と保育士のおむつに関する負担軽減を図り、子育てと仕事の両立を支援します。	こども家庭課
奨学金貸付事業費	市に居住する高等学校以上の学校に修学している者で、品行方正で学術優秀であるが、経済的理由により修学困難である者に対して、修学上必要な学費を貸与します。	教育委員会総務課
特別支援教育就学奨励費	小・中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及、奨励を図ることを目的とした奨励費を支給します。	教育委員会総務課
高等学校通学費の補助	保護者の皆様の経済的負担軽減を図り、地域の将来を担う人材の育成と地域活性化に資することを目的として、下北地区の高校へ公共交通機関またはスクールバスを利用して通学する生徒の通学費を支援します。	市民連携課
学校給食費無償化事業	義務教育における保護者の負担を軽減するため、市内小・中学校の全児童生徒の保護者に対して、学校給食費の補助金を交付し、学校給食費の無償化を実施します。	教育委員会総務課
給食弁当代替者補助事業	学校給食費の完全無償化実施に伴い、食物アレルギー等の事情で給食の提供を受けることができないこどもがいる家庭を経済的に支援するため、学校給食の代替として保護者が弁当対応する経費を補助します。	教育委員会総務課
市営住宅における入居者資格の緩和【再掲】	子育て世帯（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯）及び若者夫婦世帯について、入居収入基準を通常月額15万8千円以下のところ、月額21万4千円以下とする緩和措置を講じます。	住宅政策課
ファミリー・サポート・センター利用助成事業	子育て支援施設であるファミリー・サポート・センターの利用料について、ひとり親家庭や低所得者世帯の負担を軽減し、その利用促進を図ります。	こども家庭課

各種スポーツ活動への補助	児童生徒のスポーツ活動等の大会開催及び運営等に係る負担軽減のため、各種大会開催・運営費等の補助を行います。	学校教育課
むつ市子ども夢育成基金	こどもたちの文化・芸術・スポーツ活動において、東北大会以上の大会へ出場するこどもたちに、交通費、宿泊料、大会参加料等の一部を補助します。	学校教育課
ジオパーク体験活動推進事業	ジオサイトの見学を実施する小・中学校に対して、移動に要するバスの借上料等を助成します。	学校教育課

■進行管理指標

-
- ・ 保育料無償化事業の助成件数
 - ・ 児童手当支給件数
 - ・ 奨学金貸付事業の貸与件数
-

基本目標Ⅲ 若者が自分らしく、いきいきと活躍できるまちづくりのために

成果指標	現状	目標
「社会生活や日常生活を円滑に送ることが出来なかった経験がない」と答えたこども・若者の割合	41.6%	増加
「地域の中でこどもや若者の遊び・娯楽や体験活動の機会の場が十分にある」と感じる人の割合	21.1%	増加
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	79.5%	増加
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	48.7%	増加
社会減の縮小	-334人	縮小

(1) 若者にとって魅力あるまちづくり

■施策の方向性

若者が地域に愛着を持ち、自分の将来に希望を抱けるよう、魅力あるまちづくりを進めます。文化・スポーツ・多様な交流の機会を充実させ、地域との関わりを深める場を創出します。

また、若者の多様な価値観やライフスタイルに応じ、若者が主体的に地域に関わることでできるまちづくりを推進します。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
中学生海外派遣事業及びむつ市ジュニア大使派遣事業（隔年）	中学生を、姉妹校である台湾・高雄市立陽明国民中学、姉妹都市であるアメリカ合衆国ワシントン州ポートエンジェルズ市に派遣し、ホームステイや中学校への訪問を通して交流を深めるとともに、両市の友好親善に努め、グローバル社会に対応した人材の育成を図ります。	学校教育課
地域のにぎわい創出事業	本事業では、地域の大学生をはじめとした一般参加者の受け入れを行い、市の伝統行事である「おしまこ流し踊り」へ参加します。多くの地域住民、特に大学生を中心とした若者世代が祭りなどの伝統行事・文化に触れることで、郷土愛の醸成を図るとともに、祭りや観光イベントの参加人口の拡大と活性化、活力あるまちづくりをめざします。	観光・シティプロモーション課
創業支援事業【再掲】	下北地域広域創業支援事業であり、新たなビジネス創出を支援し雇用機会の創出につなげるため、創業に係る相談やセミナーを開催するほか、市独自に創業に係る補助金等の支援を実施します。	商工労政課
企業誘致推進事業	産業振興と雇用創出を図るため、新たな立地企業の誘致を目的に、県内外の企業を訪問し市への立地検討を促す活動や、「あおり産業立地フェア」に参加し立地を検討する企業に対し、市のPR活動を行います。また、誘致企業への支援としてむつ市企業誘致促進条例に基づき、申請があった企業に助成金を交付します。	商工労政課
むつ MaaS 構築事業	地域活性化起業家の知見や先進事例を活かし、本市の公共交通事情に即した MaaS を構築し、AI オンデマンド交通や共通配車アプリ、経路検索・サブスクなどの取組により、利便性の高い移動環境を整備します。	交通政策課

移住・定住推進事業	むつ市移住支援金交付事業にかかる支援金やむつ市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付事業にかかる支援金の支給を行います。	企画課
-----------	---	-----

■進行管理指標

-
- ・移住支援金支給者数
 - ・企業誘致件数
 - ・創業件数
-

(2) 出産や子育てを希望する若者への支援

■施策の方向性

こどもを持ちたいと思う若者が、安心してその選択を実現できるよう、切れ目ない支援体制を整備します。妊娠・出産に関する相談体制の充実や、医療・福祉・教育機関との連携強化により、若者が不安を抱えずに必要な情報や支援にアクセスできる環境を整備します。また、働きながら子育てしやすい環境づくり、住まいや生活基盤の確保など、若者の多様な状況に応じた支援を進めます。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
不妊治療費助成事業	不妊治療を行っている夫婦(事実婚を含む)の経済的な負担軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。	子育て支援課
妊産婦等アクセス支援助成金交付事業	母児のいずれか又は両者に重大な危険性が予想される妊産婦が、健診・治療及び分娩、NICU（新生児特定集中治療室）・GCU（新生児治療回復室）に入院中のこどもの面会のために総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターへ通う交通費及び宿泊費の一部を助成します。	子育て支援課
出産・子育て応援事業	すべての妊婦・子育て家庭を対象に、妊娠届出時から面談や相談支援を継続して行う「伴走型相談支援」と、妊婦支援給付金を支給する「経済的支援」を行い、妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、母子の保健及び福祉の向上に寄与することを目的としています。	子育て支援課
妊娠・出産・子育てオンライン相談事業【再掲】	オンラインにて、産婦人科医・小児科医・助産師などの専門職と非対面でいつでも気軽に相談できる体制を整備します。	子育て支援課
子育て支援アプリ運営事業【再掲】	出産・育児に関する情報発信や、こどもの予防接種のスケジュール管理など、妊娠期から子育て期まで、ご家庭で役立つ子育て支援アプリの提供を行います。	子育て支援課
住宅セーフティネットの構築と推進【再掲】	子育て世帯の住宅確保要配慮者への「気づき」と「つながり」のある居住支援体制の構築へ向けて、不動産や福祉関係の事業者及び団体、居住支援法人等と連携した地域の包括的な対応を図ります。	住宅政策課 子育て支援課

■進行管理指標

- ・ 不妊治療費助成件数
- ・ 出産・子育て応援事業の支給件数
- ・ 妊産婦等アクセス支援助成金の助成件数

(3) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

■施策の方向性

若者が安定した生活基盤を築き、自分らしいキャリアを形成できるよう、就労支援と雇用環境の整備を総合的に推進します。職業相談やキャリア形成支援、スキルを習得する機会の充実、企業とのマッチング支援など、若者が希望に応じた働き方を選択できる環境を整えます。また、働きやすい職場環境づくりや、地域企業との連携による就労機会の創出を進め、若者の経済的自立を後押しします。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
地元のおしごと体験事業【再掲】	高校卒業後に市外・県外へ進学する若者が多い当地域において、「地域に住み続けたい」「地域で働きたい」という意識の早期醸成が必要であり、地域の未来を担う小・中学生を対象とした地元企業の職業体験イベントを実施します。	商工労政課
中学生等職場体験受入募集事業	むつ市内の職場体験の受入が可能な企業を募集し、教育機関へリストの提供を行うことで、職場体験の一層の充実を図り、中学生の将来的な進路選択の幅を広げ、地元就職の促進を図ります。	商工労政課
若者市内定着支援事業	就業機会不足等の理由により転出者数が転入者数を上回っている現状を踏まえ、下北地域の高校生及び市内の大学生を対象とした地元企業等の見学会、企業説明会を開催することにより、地元企業等を知る機会を提供し、地元就職の促進を図ります。	商工労政課
社会参加促進事業	身体障害者が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に費用の一部を助成します。 また、身体障害者又は知的障害者が、普通自動車免許取得時に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課
就労支援のための障害福祉サービス事業	障がいをもつ方に、就労支援や就労継続定着のための事業を実施します。	障がい福祉課
被保護者就労支援事業	被保護者の就職活動を支援することにより経済的自立を図るため就労支援員を配置しています。	生活福祉課

■進行管理指標

- ・ 地元のおしごと体験事業参加者数
- ・ 若者市内定着支援事業（高校、大学）の参加者数

(4) 若者の可能性を広げていくためのジェンダー平等の推進

■施策の方向性

性別にかかわらず、若者一人ひとりが能力を発揮し、自分らしい生き方を選択できる社会を実現するため、ジェンダー平等の視点を施策全体に取り入れます。固定的な性別役割意識の解消に向けた啓発や、教育・就労・地域活動への参画機会の均等化を進め、若者が将来の選択肢を広く描ける環境を整えます。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
男女共同参画の推進 【再掲】	男女共同参画推進基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進していきます。	市民連携課

■進行管理指標

・市の審査会、各種委員会の女性委員の割合

基本目標Ⅳ すべてのこどもへのきめ細かな取組の推進のために

成果指標	現状	目標
「障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合	28.9%	増加
経済的な理由で食料が買えない経験があったと答えた保護者の割合	42.0%	減少
「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	1.3%	減少
困窮家庭の割合（小学5年生・中学2年生）	14.1%	減少
児童虐待相談件数	19件	減少

（1）困窮世帯やひとり親家庭への支援

■施策の方向性

経済的な困難を抱える家庭やひとり親家庭のこどもが、安心して生活し、学びを継続できるよう、生活面・教育面の両面から支援を充実させます。生活支援や学習支援に加え、相談体制の強化や関係機関との連携を進め、家庭の状況に応じて必要な支援につながる仕組みを整えます。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、離婚や父又は母の死亡等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進を目的に、児童扶養手当を支給します。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の健康保持に寄与するとともに福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の児童とその保護者に対して医療費を助成します。	こども家庭課
ファミリー・サポート・センター利用助成事業【再掲】	子育て支援施設であるファミリー・サポート・センターの利用料について、ひとり親家庭や低所得者世帯の負担を軽減し、その利用促進を図ります。	こども家庭課
要保護児童生徒援助費	経済的理由により就学困難な要保護児童生徒に対して、生活保護費で支給されない修学旅行費を給付します。	教育委員会総務課
準要保護児童生徒援助費	経済的な理由により就学困難な準要保護児童生徒に対して、学用品費等を給付します。 【就学援助の対象者】 ①要保護者：生活保護法に規定する要保護者 ②準要保護者：生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者	教育委員会総務課
助産施設・母子生活支援施設への入所措置費	児童福祉法の規定に基づく、妊産婦の助産施設入所措置及び配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童の母子生活支援施設入所措置を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業【再掲】	養成機関に在学し、就職等に有利な資格の取得をめざすひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金を給付して、資格取得を促進するとともに、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	子育て支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、受講する教育訓練に要する経費について、講座を修了した方に対して受講料の補助を行います。	子育て支援課

生活保護制度	日本国憲法第25条に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に、必要な方に対しての生活保護を実施します。	生活福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、生活困窮者及び家族や関係者からの相談に応じ、情報提供及び助言、関係機関との連絡調整を行います。	生活福祉課
生活困窮者住居確保給付金	経済的な困窮により住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対して住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	生活福祉課

■進行管理指標

- ・ こどものいる保護世帯数と割合
- ・ こどものいる世帯の生活困窮者自立支援相談件数
- ・ 児童扶養手当の支給件数
- ・ 準要保護児童生徒数及び要保護児童生徒数

(2) こどもへの虐待防止対策と社会的養育の推進

■施策の方向性

こどもを虐待から守り、安全に育つ権利を保障するため、児童虐待の早期発見と迅速な対応が可能な体制を強化します。学校、保育所、医療機関、地域住民など、こどもに関わる多様な関係機関が互いに連携を深め、支援につながる仕組みを確立します。さらに、家庭が再びこどもを育てられるように、社会的養育後の自立支援に取り組み、こどもの成長を切れ目なく支える体制を構築します。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
こども家庭センター運営事業【再掲】	妊娠前から子育て期まで、切れ目のない支援を行うために、関係部署・機関と連携しながら、こどもと家庭の抱える様々なニーズに対して支援を行います。妊娠・出生届出時に妊産婦及び乳幼児の実情を把握して、個々のサポートプランを作成します。	子育て支援課
むつ市要保護児童等対策地域協議会	要保護児童やいじめ等による人権侵害を受けている児童の早期発見や適切な保護、また、これらの児童や保護者への適切な支援を行うための情報交換を行う要保護児童等対策地域協議会を設置します。	子育て支援課
児童相談所との連携	こども家庭相談や要保護児童等の支援において、こどもの権利保障を優先しながら、児童相談所と連携した支援を実施します。	子育て支援課
こども第三の居場所づくり事業との連携【再掲】	支援が必要なこどもや子育て世帯を、こども第三の居場所づくり事業につなぎ、こどもへの食事提供や生活訓練等を実施するとともに関係機関での見守りを行います。	子育て支援課

■進行管理指標

- ・ 児童虐待相談件数
- ・ こども第三の居場所の利用者数

(3) ヤングケアラーやひきこもり等様々な困難を抱えるこども・若者への支援の充実

■施策の方向性

ヤングケアラーやひきこもりなど様々な困難を抱えるこども・若者が孤立することのないよう、早期の気づきと継続的な支援につながる体制を整備します。学校、福祉、医療、地域団体など関係機関との連携を強化し、相談支援や情報共有の仕組みを整えることで、一人ひとりの状況に応じた支援につなげます。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
こども家庭センター運営事業【再掲】	妊娠前から子育て期まで、切れ目のない支援を行うために、関係部署・機関と連携しながら、こどもと家庭の抱える様々なニーズに対して支援を行います。妊娠・出生届出時に妊産婦及び乳幼児の実情を把握して、個々のサポートプランを作成します。	子育て支援課
児童相談所との連携【再掲】	こども家庭相談や要保護児童等の支援において、こどもの権利保障を優先しながら、児童相談所と連携した支援を実施します。	子育て支援課
こども第三の居場所づくり事業との連携【再掲】	支援が必要なこどもや子育て世帯を、こども第三の居場所づくり事業につなぎ、こどもへの食事提供や生活訓練等を実施するとともに関係機関での見守りを行います。	子育て支援課
青森県ヤングケアラー支援センターとの連携	ヤングケアラーのいる世帯について、必要に応じて、青森県ヤングケアラー支援センターと連携して、支援に取り組みます。	子育て支援課
むつ市ひきこもり支援ステーション	ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人やその家族等を支援することによりひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。	福祉政策課
高齢者総合相談事業	高齢者が地域で安心して生活できるよう、関係者とのネットワークの構築を行うとともに、高齢者の実態を把握し、必要があれば適切な関係機関や制度利用につなげる等の支援を行います。家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、これらのニーズを踏まえ、ヤングケアラーや育児と介護を同時期に担う方などにも注意を向けて実施していきます。	介護保険課 地域包括支援センター

■進行管理指標

・ 40 歳未満のひきこもり支援ステーションにおける支援者数

(4) 障がい児及び医療的ケア児等への支援

■施策の方向性

障がいのあるこどもや医療的ケアを必要とするこどもが、地域で安心して生活し、学び、成長できるように、切れ目ない支援の充実を図ります。専門職による支援体制の整備や、保育・教育現場での受け入れ環境の向上を進めるとともに、医療・福祉・教育機関が連携し、一人ひとりの状態に応じた支援につながる仕組みを強化します。また、家族が過度な負担を抱え込まないよう、レスパイト支援や在宅での医療的ケアを支える支援について、相談体制の充実を検討していきます。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
医療的ケア児等総合支援事業	ライフステージに合わせて、医療的ケア児とご家族が抱える課題解決に向けた支援をします。また、医療的ケア児コーディネーターを配置したり、家族の負担軽減のための在宅レスパイト事業を実施します。	障がい福祉課
医療的ケア児保育支援事業	保育園等で医療的ケア児の受け入れを可能とし、医療的ケア児の生活支援を図るため、訪問看護師等を保育園等へ派遣・配置するなどし、医療的ケア児の支援体制を構築します。	子育て支援課
なかよし会医療的ケア児受入事業	小学校就学児童のうち医療的ケアを要する児童が、なかよし会で安全・安心に活動できる環境を整備し、保護者の就労継続や家庭の負担軽減を目的とした事業です。	こども家庭課
医療的ケア児童生徒就学支援事業	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律等の趣旨を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して通学できる環境を整備することを目的として、市内の訪問看護事業所へ業務委託を行い、市内小・中学校へ定期的な看護師の派遣を行います。	教育委員会総務課
肢体不自由児童特別支援教育充実事業	宿泊を伴う校外活動に参加する際の福祉タクシー利用助成など、車椅子を利用する児童生徒の学校生活の環境整備を行います。	教育委員会総務課
自立支援医療費(育成医療)給付事業	身体に障がいを有する児童又は現在の疾患を放置することで将来的に障がいを残すと認められる児童に、治療又は障がいの程度を軽減するための医療費を給付します。また、障がいの程度の軽減及び治療のために必要と認められた場合は補装具費を給付します。	障がい福祉課
特別児童扶養手当	対象児童の福祉の増進を図ることを目的に、精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に手当を支給します。	こども家庭課

■進行管理指標

- ・ 医療的ケア児等総合支援事業における相談件数
- ・ 自立支援医療費(育成医療)給付事業給付件数
- ・ 特別児童扶養手当の支給件数

(5) 相談支援窓口の整備・充実

■施策の方向性

こどもや保護者、関係者が気軽に相談でき、必要な支援につながるよう、相談支援窓口の機能を強化します。妊娠期から子育て期、学齢期まで切れ目なく相談できる相談支援体制を整備し、相談内容に応じて適切な支援につながるよう、関係機関との連携や情報共有を進めます。また、相談しやすい環境づくりのため、窓口の周知やオンライン相談の活用、専門職による相談体制の充実を図り、支援が必要な家庭に確実に届く仕組みを構築します。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
こども家庭センター運営事業【再掲】	妊娠前から子育て期まで、切れ目のない支援を行うために、関係部署・機関と連携しながら、こどもと家庭の抱える様々なニーズに対して支援を行います。妊娠・出産時に妊産婦及び乳幼児の実情を把握して、個々のサポートプランを作成します。	子育て支援課
妊娠・出産・子育てオンライン相談事業【再掲】	オンラインにて、産婦人科医・小児科医・助産師などの専門職と非対面でいつでも気軽に相談できる体制を整備します。	子育て支援課
こどもの権利相談窓口【再掲】	「こどもの笑顔まんなか条例」に基づき、こどもたちの権利を守り、困っているこどもをサポートする仕組みとして、気軽に悩みごとを相談できる「こどもの権利相談窓口」と、こどもの立場から問題解決を助ける第三者機関「むつ市こどもオンブズパーソン」を設置します。	子育て支援課
スクールコーディネーターの配置【再掲】	社会環境が多様化・複雑化するなかで、学校だけでは解決が難しい事案について、経験豊かな学校管理職経験者等のスクールコーディネーターを配置し、中間的な立ち位置で保護者等からの要望・意見を聞き、学校と保護者、関係者とのコーディネートを行います。	学校教育課
地域活動支援センター事業	手帳所持等の有無に関わらず、障がいのある方に創作活動、生産活動の機会を提供したり、生活上の相談や社会との交流の促進を支援します。	障がい福祉課

■進行管理指標

- ・ こども家庭相談件数
- ・ スクールコーディネーター相談件数

基本目標Ⅴ こどもの権利を保障することも施策の実施のために

成果指標	現状	目標
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	16.9%	増加
「こども政策に関して自身の意見が聞いてもらえている」と思う人の割合	10.7%	増加
こどもや親が安心して外出できる環境（こどもの遊び場や公園等）になっていると思う割合	22.0%	増加
「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	50.0%	増加
こどもの声を聴く取組の実施回数	2回	増加

(1) こどもの権利が尊重されるまちづくり

■施策の方向性

すべてのこどもが尊厳をもって扱われ、自分の意見を表現し、安心して成長できるよう、こどもの権利を社会全体で尊重するまちづくりを進めます。こどもの最善の利益を基本に、意見表明権・参加する権利・守られる権利・育つ権利など、こどもの権利に関する理解促進を図り、家庭・学校・地域が一体となってこどもの権利を尊重する地域づくりを進めます。また、関係機関や地域との連携を強化し、権利侵害の早期発見と防止に向けた取組を推進するとともに、こどもが安心して相談できる体制を整備します。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
こどもの権利相談窓口【再掲】	「こどもの笑顔まんなか条例」に基づき、こどもたちの権利を守り、困っているこどもをサポートする仕組みとして、気軽に悩みごとを相談できる「こどもの権利相談窓口」と、こどもの立場から問題解決を助ける第三者機関「むつ市こどもオンブズパーソン」を設置します。	子育て支援課
こどもの権利の普及啓発活動	「こどもの笑顔まんなか条例」に基づき、こどもの権利を広く知ってもらうための取組として、児童生徒への啓発グッズ等の配布をはじめ、地域や学校へ出向く「出前講座」、楽しみながら学べる「こどもの権利イベント」を開催します。	子育て支援課

■進行管理指標

- ・ こどもの権利相談件数
- ・ こどもの権利講座開催回数

(2) こども・若者にとって安全・安心なまちづくり

■施策の方向性

こどもや若者が日常生活の中で安心して過ごし、危険や不安から守られる環境を整えるため、安全対策を総合的に推進します。

防犯・交通安全対策の強化、地域の見守り体制の強化、学校・家庭・地域が連携した安全教育の推進等を通じて、こどもや若者が安心して行動できる環境を整えます。

さらに、こどもや若者自身が安全に対する意識を高め、主体的に行動できるよう支援し、誰もが安心して暮らせるまちの実現をめざします。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
子どもたちの交通安全事業	児童生徒たちの交通安全対策を行うため、新入学児童に黄色い帽子を配付したり、交通整理員を市内の小学校に配置し、登下校時の見守りを行います。	環境政策課
青少年育成事業	青少年が健全で人間性豊かに成長することを願い、地域住民が一体となって効果的な事業を実施するとともに、青森県青少年健全育成推進員の活動を支援し、関係団体・機関と連携を図る活動を実施します。 また、自由参加型の見守り活動として、普段の行動を少し広げてもらうだけで、こどもの危険行為や犯罪の抑止を図る防犯活動のための物品を貸与します。	福祉政策課
避難行動要支援者支援事業【再掲】	高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿を作成し、避難支援や安否確認のため避難支援関係者（消防、警察、町内会、民生委員等）に提供します。	福祉政策課

■進行管理指標

・ 青少年育成事業の街頭指導件数

(3) こども・若者の声を地域に反映させる取組

■施策の方向性

こどもや若者が自らの意見を表明し、地域づくりに参加できる機会を広げることで、主体性を育み、よりよいまちづくりにつなげます。意見を聴く場の設置やワークショップ、学校や地域との協働による活動の推進を通じて、こども・若者が地域の課題や魅力について考え、意見を共有できる環境を整えます。また、若者が政策形成に関わる仕組みづくりを進め、こども・若者の声が施策に反映される取組を推進します。

■関連する事業・取組

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
こどもの笑顔まんなかモニター	こどもの声を市の施策に反映させるために、こどもの笑顔まんなかモニターを市内の小学4年生から高校3年生までのこども・若者から募り、アンケートやワークショップなどを実施し、こどもの声を聴く取組を推進します。	子育て支援課

■進行管理指標

・こどもの声を聴く取組の実施回数

こども・子育て支援事業債活用事業

1. こども・子育て支援事業債とは

地方公共団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、令和6年度に「こども・子育て支援事業債」が創設されました。

「こども・子育て支援事業債」は、むつ市こども計画に該当事業を位置付けることで、地方債の対象となります。本計画では、下記事業を「こども・子育て支援事業債活用事業」として位置付けます。

なお、事業の追加・変更等の必要が生じた場合は、むつ市こども・子育て会議に諮ります。

2. 対象事業

以下の事業について、むつ市こども計画に位置付け、こども・子育て支援事業債等の地方債の活用を検討します。

■対象事業

事業・取組名	事業・取組の内容	担当課
こどもの遊び場整備事業	こどもの遊び場を整備します。様々な遊びや体験により、こどもの健やかな成長を支援するとともに、少子化の中、遊び場に集う人たちの交流が、子育て家庭の孤立防止につながります。	こどもみらい部
なかよし会整備事業	市内なかよし会の専用教室等を整備することで、児童が放課後等を安全・安心に過ごす環境を整えます。	こども家庭課
遊園地整備事業	「むつ市こどもまんなか宣言」や「むつ市みどりの基本計画」に基づき、都市公園や遊園地の遊具を新設し、こどもや子育て世帯に優しい社会をめざします。	都市計画課
トイレのユニバーサルデザイン化事業	「むつ市こどもまんなか宣言」に基づき、公園のトイレをユニバーサルデザイン化することによって、こどもや子育て世帯も利用しやすいトイレの設置をめざします。	都市計画課 公園所管課
図書館児童コーナートイレ改修事業	図書館本館の児童コーナーにあるトイレを改修することで、こどもや子育て世帯が利用しやすい環境を整えます。	図書館

第5章 計画の推進

1. 各関係機関の役割

本計画は、教育・保育、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境など多岐にわたる分野を対象とする総合的な取組であり、推進にあたっては、市のみならず、家庭、地域、企業、関係機関・団体など多様な主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携しながら一体的に取り組むことが求められます。

家庭には、こどもの成長の基盤として第一義的な責務を担い、愛情ある関わりを通じて基本的生活習慣や社会的ルールの習得を支える役割を果たすことが求められます。地域には、こどもの安全と人権を守り、子育て家庭を見守り支える重要な場として、虐待防止や事故防止に取り組むとともに、交流を通じて家庭の孤立を防ぐ役割を担うことが期待されます。学校等の関係機関・団体には、相談支援や専門的助言を行う立場として、家庭に寄り添いながら支援を行い、市や地域、企業と連携して活動の充実を図ることが求められます。企業には、仕事と家庭生活の両立を可能とする環境整備を進め、男女がともに家庭・地域生活を充実させられるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与する役割が期待されます。行政は、計画推進の主体として、施策や施設整備を総合的かつ計画的に進めるとともに、家庭や地域、関係機関等との連携・協働を図りながら、計画の着実な実行を担います。

2. 推進体制

本計画の推進にあたっては、こども・子育て支援に関わる関係機関をはじめ、学校、企業、地域等と幅広い連携を図り、多様な関係者の意見を踏まえながら施策を展開します。また、社会情勢の変化や新たに生じる課題に対しても、柔軟かつ積極的に対応していきます。

あわせて、計画に関する広報等を通じて市民の理解促進を図るとともに、地域における主体的な取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに向けて、市民や企業等の参加・参画を推進します。

3. 進捗管理・評価

本計画を着実に推進するため、PDCA サイクルに基づき、毎年度、事業の実施状況等について進行管理指標を用いて確認し、必要に応じて改善を行います。また、むつ市こども・子育て会議において成果指標の達成状況等について評価し、評価内容を次期計画に反映します。

なお、計画の見直しが必要となった場合は、むつ市こども・子育て会議に諮り、必要な変更を行います。

4. 広報・周知

本計画に掲げる施策を効果的に推進するためには、当事者であるこども、保護者、地域住民、関係機関等に対し、ホームページやSNS等の媒体を活用し、施策内容の広報・周知に努めます。

資料編

むつ市こども・子育て会議条例

平成25年9月24日条例第27号

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第13条第3項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、むつ市こども・子育て会議(以下「こども・子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、基本法、支援法及び児童福祉法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 こども・子育て会議は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1)基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定又は変更、実施及び評価に関すること。
- (2)支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (3)児童福祉法第8条第3項に規定する事項に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、こども施策の実施に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 こども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)公募によるこどもの保護者
- (2)事業主を代表する者
- (3)労働者を代表する者
- (4)こども施策に関する事業に従事する者
- (5)こども施策に関し学識経験のある者
- (6)前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 委員は、非常勤の特別職とする。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 こども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 こども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成6年むつ市条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和7年6月27日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月22日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のむつ市こども・子育て会議条例の規定に基づく委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(むつ市こどもの笑顔まんなか条例の一部改正)

3 むつ市こどもの笑顔まんなか条例(令和6年むつ市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成6年むつ市条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和7年12月19日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

むつ市こども・子育て会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

職 名	氏 名	所属名等
委 員	猪 本 英 亮	むつ公共職業安定所
委 員	小 川 千 恵	むつ下北子育て支援ネットワークひろば
委 員	金 澤 範 子	青森県保育連合会むつ支部
委 員	菊 池 三十義	ボランティアむつの会
委 員	小 林 聖	青森県弁護士会
委 員	坂 本 佑 輝	むつ青年会議所
委 員	櫻 井 裕 輝	青森県教育庁下北教育事務所
委 員	佐 藤 節 雄	むつ商工会議所
委 員	佐 藤 は る	むつ市地域自立支援協議会
副会長	佐 藤 充	むつ市校長会
委 員	新 川 優	連合青森下北地域協議会
委 員	杉 澤 一 徳	むつ市教育委員会
委 員	杉 山 恵 美	むつ市私立幼稚園協会
委 員	田 中 喜 子	むつ市社会福祉協議会
委 員	天 間 美由紀	青森中央短期大学
会 長	中 村 由美子	天使大学
委 員	福 嶋 雄次郎	むつ市民生委員児童委員協議会
委 員	松 尾 健 志	むつ下北医師会
委 員	三國谷 海 李	公募委員

計画の策定経過

年月日	内 容
令和7年9月18日	令和7年度第1回庁内子ども計画策定検討委員会
令和7年11月26日	令和7年度第2回むつ市子ども・子育て会議 (1)むつ市第1期子ども計画の概要及び策定について (2)子ども計画に係るアンケート調査について
令和7年12月24日 ～令和8年1月19日	子ども計画策定に係る子ども調査・保護者調査・子ども・若者調査 ・子ども調査（小学5年生・中学2年生） 対象： 701人 ・保護者調査（小学5年生・中学2年生の保護者）対象： 701人 ・子ども・若者調査（15歳から39歳の市民） 対象： 1,000人
令和8年2月12日	令和7年度第2回庁内子ども計画策定検討委員会 (1)むつ市子ども計画に係るアンケート調査集計報告 (2)むつ市子ども計画における市の課題及び施策の体系
令和8年5月22日	令和8年度第1回庁内子ども計画策定検討委員会
令和8年6月22日	令和8年度第1回むつ市子ども・子育て会議 (1)子ども計画の素案（理念・KPI・関連事業等）について
令和8年8月	令和8年度第2回庁内子ども計画策定検討委員会 （書面開催）
令和8年8月	令和8年度第2回むつ市子ども・子育て会議 （書面開催）
令和8年9月25日～ 令和8年10月23日	むつ市子ども計画（案）の市民意見募集（パブリックコメント）
令和8年 月	令和8年度第3回庁内子ども計画策定検討委員会
令和8年 月	令和8年度第3回むつ市子ども・子育て会議
令和8年 月	むつ市子ども計画にかかる答申について

むつ市こども計画

令和8年12月（予定）

発 行 者

むつ市こどもみらい部子育て支援課

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

電話：0175-22-1111 FAX：0175-22-5044

ホームページ：<http://www.city.mutsu.lg.jp/>